

10-5-92

35-1479



御遺文



高祖遺文錄對照目錄

◎御著作ノ時處ハ『高祖年譜』『政異』等ニ參照シ對告衆ハ專ラ『鏡妙庵傳錄』ニ依テ加
フ、孟浪杜撰ノ譏固ヨリ辭セサル所編者自身ニ於テモ再考精査ヲ要スベシト思フモ、
甚ダ多シ、唯ダ先達ノ叱正ヲ請フテ目錄ノ完成ヲ再版期マデニ遂ゲント欲スルノミ、
表中ノ受ハ『他受用御書』續ハ『御書續集』滿實ハ本滿寺三寶寺錄外ノ略ナリ又大本トハ
明治十三年開版ノ木版本ニシテ小本トハ明治十九年鑿刻ノ活字本ヲ指ス、
(支雅題)

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御真蹟所在地	大木小本 遺文錄	錄內錄 外其他	頁本 數書
戒體卽身成佛義		三	仁治三、壬寅 (或云文永三)	安房清澄			小一一 內三九一		一
戒法門		三	寬元元、癸卯 (改元三、五)	遊學 十二			小一一 外四四一		一
色心二法鈔		三	寬元二、甲辰、 九				小一一 外一四三〇		一
師子頰王鈔		三	寬元四、丙午				小一一 寶外、九		一
堯舜禹王鈔		三	寶治元、丁未 (改元二、一八)				小一一 寶外、九		一
諸願成就鈔	五波羅蜜 鈔	三	建長元、己酉 (改元三、一八)				小一一 外一九三〇		一
女人往生鈔		三	建長五、癸丑	安房 開宗			小一一 內一九一〇		一
十王讚歎鈔		三	建長六、甲寅	鎌倉 逆化			小一一 外一九二		一
八大地獄鈔		三	建長六、甲寅				小一一 外三三四		一
蓮盛鈔	禪宗問答 鈔	三	建長七、乙卯				小一一 外二五二〇		一
諸宗問答鈔		三	建長七、乙卯	或云建治三、 與三位房日行			小一一 外十一二		一
念佛無間地獄鈔		三	建長七、乙卯				小一一 外一〇二九		一
一生成佛鈔		三	建長七、乙卯	富木			小一一 外六三三		一
主師親御書	釋尊三德言	三	建長七、乙卯	御兩親			小一一 外一三三〇		一

垂迹法門	侍從殿御 消息	三	康元元、丙辰 (改元一〇、五)	侍從公日祐	京顯 寺	小三三 外一五二〇	二七
回向功德鈔		三	康元元、丙辰			小三三 受三二二	二八
十二因緣御書		三	康元元、丙辰			小三三 外一四二四	二九
三八教		三	正嘉元、丁巳 (改元三、四)			小三三 外二二四二	三〇
三種教相		三	正嘉元、丁巳			小三三 續上	三一
衣座室御書		三	正嘉元、丁巳			小三三 外二〇二六	三二
六凡四聖御書		三	正嘉元、丁巳			小三三 外三三五	三三
一代聖教大意	一代大意	三	正嘉二、戊午、 二			小三三 內三三一	三四
一念三千理事		三	正嘉二、戊午			小三三 內三六一	三五
十如是事		三	正嘉二、戊午			小三三 內二八四	三六
一念三千法門		三	正嘉二、戊午			小三三 外一七二五	三七
總在一念鈔		三	正嘉二、戊午			小三三 外二七二七	三八
守護國家論		三	正元元、己未 (改元三、二六)	若本 入藏後		小三三 內一〇一	三九
念佛者追款宣狀事	念佛追訓 五篇	三	正元元、己未			小三三 內三六二五	四〇
十法界事		三	正元元、己未			小三三 內二四二五	四一

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本	遺文錄	外錄內錄	頁本	書數
御前二乘菩薩不作佛事		元	正元元、己未				小六二	內三八三		二九	
災難對治鈔		元	正元二、庚申			中山法華經寺	小六四	內二三五〇		二九	
十法界明因果鈔		元	文應元、庚申、 四(改元四、三)	岩本出藏			小六二	內一六二〇		三九	
唱法華題目鈔		元	文應元、庚申、 五	鎌倉名越			小四二	內一一九		三三	
立正安國論廣本		元	文應元、庚申、 七	同		京都本國寺	小四三	眞蹟新加		三七	
立正安國論		元	文應元、庚申、 七	北條時賴		中山法華經寺	小七一	內一一		三七	
一代五時圖		元	文應元、庚申、 七	總州遊化		中山法華經寺	小七一	眞蹟新加		三三	
今此三界合文		元	文應元、庚申、 七			中山法華經寺	小七一	眞蹟新加		三三	
後五百歲合文		元	文應元、庚申、 七			中山法華經寺	小七一	眞蹟新加		三三	
日本眞言宗事		元	文應元、庚申、 七			中山法華經寺	小七一	眞蹟新加		三三	
推地四郎殿御書		元	弘長元、辛酉、 四(改元三、二)	鎌倉駿河推地四郎(四條一族)			小七一	外二四四		四〇	
船守彌三郎許御書		元	弘長元、辛酉、 六	伊豆伊豆船奉行工藤藤彌三郎清光			小七一	外一三二八		四二	
善神擁護鈔		元	弘長元、辛酉、 六				小七一	外二五二六		四二	
同一鹹味御書	與檀越某書	元	弘長元、辛酉、 六				小七一	外二五二		四二	

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本	遺文錄	外錄內錄	頁本	書數
四恩鈔	伊豆御勅氣分 伊豆藤吉院來	元	弘長二、壬戌、 正	伊豆伊豆工藤左近伊東尉光隆			小七一	內四〇一		四七	
教機時國鈔		元	弘長二、壬戌、 二				小七一	內二六一		四四	
行者佛天守護鈔		元	弘長二、壬戌、 四				小七一	外一五二三		四九	
顯謗法鈔		元	弘長二、壬戌、 四				小七一	內一二二		四〇	
上行菩薩結要付屬口傳		元	弘長二、壬戌、 四	伊豆伊豆			小七一	外二八二		四八	
持妙法華問答鈔		元	弘長三、癸亥、 三	還鎌倉			小七一	內二一一		四八	
御輿振御書		元	文永元、甲子、 三(改元二、一)	在京三位公日行(常忍舍弟)			小七一	外二五三		四七	
月水御書	報大學三郎妻書	元	文永元、甲子、 四	(大學三郎母)			小七一	內一八二四		四七	
題目彌陀名號勝劣事		元	文永元、甲子、 四				小七一	寶外、八		四八	
法華眞言勝劣事		元	文永元、甲子、 七	鎌倉			小七一	內三五二		四四	
大黑天神供養相承事		元	文永元、甲子、 九	兵衛志			小七一	眞蹟新加		四三	
當世念佛者無間地獄事		元	文永元、甲子、 九	安房淨圓坊(後日在)			小七一	內三四一〇		四四	
六郎恆長御消息		元	文永元、甲子、 九	東條			小七一	內三四一〇		四四	
南條兵衛七郎殿御書	慰勞書	元	文永元、甲子、 九	安房南部六郎恆長			小七一	寶外、二三		四三	
木繪二像開眼之事	法華骨目 肝心	元	文永元、甲子、 一	小松原法隆後		中山法華經寺	小七一	內二〇一六		四三	

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本 遠文錄	錄內錄 外其他	頁本 數
女人成佛鈔		圖	文永二、乙丑、		上野時光妻		大九一三 小六四〇	外二五九	五九
藥王品得意鈔		圖	文永二、乙丑、				大九一八 小六四三	內三三八	五四
聖愚問答鈔		圖	文永二、乙丑、				大九二四 小七一	外一	五四
法華題目鈔		盟	文永三、丙寅、 正、	安房 清澄	御母並光日房	伊豆江川氏 京都本國寺 下總葛西寺 上野妙壽寺 河三深寺	大七〇一 小七一六	內一一一	五八三
星名五郎太郎殿御返事		盟	文永四、丁卯、		信州保科二郎 或云總州星名		大七三四 小七三四	外二二二	五九七
安國論御勘由來		盟	文永五、戊辰、	鎌倉	賴綱父法鑿房 盛時	中山 法華經寺	大七三〇 小七三七	外三四	六〇四
宿屋入道許御狀		盟	文永五、戊辰、		宿谷光則		大七三九 小七三九	內二九三	六〇七
與北條時宗書		盟	文永五、戊辰、				大七三三 小七三九	滿外、一	六〇八
與宿谷光則書		盟	文永五、戊辰、				大七四〇 小七四〇	滿外、一	六〇九
與平左衛門賴綱書		盟	文永五、戊辰、				大七四一 小七四一	滿外、一	六一〇
與北條彌源太書		盟	文永五、戊辰、				大七四二 小七四二	滿外、一	六一一
與建長寺道隆書		盟	文永五、戊辰、				大七四三 小七四三	滿外、一	六一二
與極樂寺良觀書		盟	文永五、戊辰、				大七四四 小七四四	滿外、一	六一三
與大佛殿別當書		盟	文永五、戊辰、				大七四五 小七四五	滿外、一	六一四
與壽福寺書		盟	文永五、戊辰、				大七四六 小七四六	滿外、一	六一五
與淨光明寺書		盟	文永五、戊辰、				大七四七 小七四七	滿外、一	六一六
與多寶寺書		盟	文永五、戊辰、				大七四八 小七四八	滿外、一	六一七
與長樂寺書		盟	文永五、戊辰、				大七四九 小七四九	滿外、一	六一八
弟子檀那中御書	與門人等書	盟	文永五、戊辰、				大七五〇 小七五〇	滿外、一	六一九
問注得意鈔	與三子書	盟	文永六、己巳、		土木入道	中山 法華經寺	大七五一 小七五一	內三一七	六二〇
富木殿御消息		盟	文永六、己巳、				大七五二 小七五二	寶外、二八	六二一
安國論與書	安國論後記	盟	文永六、己巳、		赤橋彈正少弼 業時		大七五三 小七五三	內三九二	六二二
法門可被申儀之事		盟	文永六、己巳、		三位房日進	中山 法華經寺	大七五四 小七五四	內三一	六二三
眞間釋迦佛供養		盟	文永七、庚午、		富木	中山 法華經寺	大七五五 小七五五	內三七九	六二四
大豆御書	與檀越某 書御所抄	盟	文永七、庚午、		北條時宗		大七五六 小七五六	外二五二	六二五
金吾殿御返事	大師講書	盟	文永七、庚午、		大田	中山 法華經寺	大七五七 小七五七	外五三	六二六
富木殿御返事		盟	文永七、庚午、				大七五八 小七五八	外三二九	六二七
善無畏三藏鈔	師恩報酬 鈔	盟	文永七、庚午、		義淨房淨顯房 (後日仲)		大七五九 小七五九	外二四二	六二八
眞言七重勝劣		盟	文永七、庚午、		富木		大七六〇 小七六〇	外七一	六二九

御書名	古今異稱	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本遺文錄外其他頁本數
眞言天台勝劣事	咒	文永七、庚午				大八二一 小八一 內三五二六 六六〇
秋元殿御返事	吾	正文永八、辛未	安房保田			大八二八 小八五 外二五二七 六六七
壽量品得意鈔	吾	正文永八、辛未		司天博士安部大學助晴長		大八二九 小八六 外一五二一 六六九
四條金吾女房御書	吾	正文永八、辛未				大八二二 小八七 外二四二 六七一
月滿御前御書	吾	正文永八、辛未		四條金吾		大八二一 小八八 受五一九 六七三
十章鈔	吾	正文永八、辛未		三位公日行	中山法華經寺	大八二四 小八九 內三〇二七 六七四
四條金吾殿御書	吾	正文永八、辛未				大八二二 小八二 外二二一九 六七九
行敏御返事	吾	正文永八、辛未		律僧行敏		大八二二 小八四 外一八三一 六八二
行敏訴狀御會通	吾	正文永八、辛未				大八二二 小八四 內三七三〇 六八三
一昨日御書	吾	正文永八、辛未	鎌倉名越			大八二二 小八一 內二六九 六八七
土木殿御返事	吾	正文永八、辛未	相模依智		京都本滿寺	大八二二 小八一 外二二二七 六八八
四條金吾殿御消息	吾	正文永八、辛未	同			大八二二 小八一 外二四六 六八九
五人土籠御書	吾	正文永八、辛未	同		京都日朗日心坂部入道京都伊深入道慈光寺殿妙覺寺	大八二二 小八一 外二二二六 六九一
轉重經受法門	吾	正文永八、辛未	同		中山法華經寺	大八二二 小八一 內一七二七 六九二
與三子書	吾	正文永八、辛未	同		中山法華經寺	大八二二 小八一 內一七二七 六九二
土籠御書	此經難持十三箇秘訣	正文永八、辛未	同			大八二二 小八一 外一一一五 六九五
寺泊御書	贖命重寶鈔	正文永八、辛未	越後寺泊		中山法華經寺	大八二二 小八一 內一七五 六九七
佐渡御勘氣鈔	友書	正文永八、辛未	佐渡圓淨房			大八二二 小八一 外一八三〇 七〇一
富木入道殿御返事		正文永八、辛未	塚原		中山法華經寺	大八二二 小八一 外二二二六 七〇三
秀句十勝鈔		正文永八、辛未				大八二二 小八一 內二四一 七〇四
早勝問答		正文永八、辛未			中山法華經寺	大八二二 小八一 寶外六 七〇九
法華淨土問答鈔		正文永九、壬申				大八二二 小八一 外一〇四〇 七一八
生死一大事血脈鈔		正文永九、壬申				大八二二 小八一 外一三三三 七二三
草木成佛口決		正文永九、壬申		最蓮房日淨		大八二二 小八一 外一五二四 七二五
開目鈔上		正文永九、壬申				大八二二 小八一 內二二 七二七
開目鈔下						大八二二 小八一 內三一 七二八
阿佛房御書		正文永九、壬申				大八二二 小八一 外二二〇 七三〇
佐渡御書		正文永九、壬申		弟子檀那中		大八二二 小八一 內一七二六 七三七
富木殿御返事		正文永九、壬申	佐渡		中山法華經寺	大八二二 小八一 續下六 七三九

御名書	古今異稱	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本遺文條	録内録外其他頁數
御名書	古今異稱	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本遺文條	録内録外其他頁數
最蓮房御返事	供物書	文永九、壬申		最蓮房日淨		大二三二 小八二〇	外一七八 八三六
得受職人功德法門		文永九、壬申				大八二〇 小八二〇	外一七八 八三六
同生同名御書	煩惱即菩提	文永九、壬申		四條金吾女房 或云藤四郎女房		大八二〇 小八二〇	外一七八 八三六
四條金吾殿御返事		文永九、壬申				大八二〇 小八二〇	外一七八 八三六
眞言諸宗違目	樂法梵志	文永九、壬申		上木(常忍は法門の師也)	中山 法華經寺	大八二〇 小八二〇	内一七二 八五九
日妙聖人御書		文永九、壬申		日頂母妙當日		大八二〇 小八二〇	内一七二 八五九
辨殿御消息		文永九、壬申			甲府 信立寺	大八二〇 小八二〇	外五二 八六五
眞言見聞		文永九、壬申		三位房日行		大八二〇 小八二〇	内三七 八六六
四條金吾殿御返事	梵音聲書	文永九、壬申				大八二〇 小八二〇	内一七四 八七七
八宗違目鈔		文永九、壬申		富木	京都 妙顯寺	大八二〇 小八二〇	外六一 八八四
下方位方舊住菩薩	三種菩薩鈔	文永九、壬申			中山 法華經寺	大八二〇 小八二〇	眞蹟新加 八九二
祈禱鈔		文永九、壬申				大八二〇 小八二〇	内一六四 八九四
經王御前御書		文永九、壬申		四條金吾		大八二〇 小八二〇	外一〇二 九二二
祈禱經送狀		文正一〇、癸		最蓮房日淨		大八二〇 小八二〇	内三八九 九四四

御名書	古今異稱	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本遺文條	録内録外其他頁數
妙法曼陀羅供養事		文永一〇、癸		千日尼		大九三三 小九三三	外一八〇 九二七
如來滅後五百歲始觀心本尊鈔		文永一〇、癸			中山 法華經寺	大九三三 小九三三	内二八五 九三五
觀心本尊鈔副狀		文永一〇、癸		富木	中山 法華經寺	大九三三 小九三三	内八一 九二八
諸法實相鈔		文永一〇、癸		最蓮房日淨		大九三三 小九三三	外三二 九二七
義淨房御書	己心佛界鈔	文永一〇、癸				大九三三 小九三三	受二二 九五八
如說修行鈔		文永一〇、癸				大九三三 小九三三	外二五 九五八
顯佛未來記		文永一〇、癸				大九三三 小九三三	内二七 九六三
富木殿御返事		文永一〇、癸				大九三三 小九三三	内二七 九六三
波木井三郎殿御返事		文永一〇、癸		甲斐南部六郎三郎		大九三三 小九三三	外二四 九六八
經王殿御返事	報四條氏書	文永一〇、癸			中山 法華經寺	大九三三 小九三三	續下五 九七九
辨經居御前御書		文永一〇、癸		日昭母妙一		大九三三 小九三三	外二二 九八五
當體義鈔		文永一〇、癸				大九三三 小九三三	内二二 九八五
當體義鈔送狀		文永一〇、癸		最蓮房日淨		大九三三 小九三三	外二二 九八五
小乘大乘分別鈔		文永一〇、癸		富木		大九三三 小九三三	外六九 九九九

御書名	古今異稱	聖壽	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本遺文錄	錄內錄本頁數
何責謗法滅罪鈔	三	酉	文永一〇、癸		四條金吾	中山法華經寺	大六三二 小一〇二六	外一六三、一〇三
法華行者值難事	三	戌	文永一、甲		富木	中山法華經寺	大六三一 小一〇三三	內一七一、一〇三
授職灌頂口傳鈔	三	戌	文永一、甲				大六三四 小一〇三五	外一八二〇、一〇七
彌源大殿御返事	三	戌	文永一、甲				大六三八 小一〇三八	外二二三三、一〇三
遠藤左衛門尉御書	三	戌	文永一、甲	佐渡一谷			大六一〇 小一〇三九	眞蹟新加一、〇三五
法華取要鈔	三	戌	文永一、甲	身延富木		中山法華經寺	大六一一 小一〇三九	內九一、一〇三
爾前得道有無御書	三	戌	文永一、甲				大六一九 小一〇三四	內三四四、一〇三
上野殿後家尼御前御返事	三	戌	文永一、甲			水戸久昌寺	大六二七 小一〇四九	外二二二、一〇九
上野殿御返事	三	戌	文永一、甲				大六二七 小一〇四九	外八九、一〇三
異體同心事	書報大田氏	三	文永一、甲		大田金吾		大六二八 小一〇四九	內三九五、一〇四
彌源太入道殿御返事	三	戌	文永一、甲				大六二九 小一〇五一	外九三、一〇六
主君耳入此法門免與同罪事	三	戌	文永一、甲		四條金吾		大六三一 小一〇五二	內一七四五、一〇五
曾谷入道殿御書	三	戌	文永一、甲	父住大野法蓮住曾谷			大六三三 小一〇五三	外一二六、一〇六
上野殿御返事	與南條氏	三	文永一、甲		南條七郎次郎		大六三四 小一〇五三	內三五三、一〇六
立正觀鈔	三	戌	文永一、甲				大六三七 小一〇五五	內三八一、一〇六
顯立正意鈔	三	戌	文永一、甲				大六四五 小一〇六一	內一二三五、一〇七
平內左衛門書	三	戌	文永一、甲				大六四七 小一〇六三	古寫本、一〇七
大田殿許御書	三	亥	文永一、乙		大田金吾	中山法華經寺	大六四七 小一〇六三	內三〇一〇、一〇七
四條金吾殿女房御返事	三	亥	文永一、乙		京都惠光寺斷編		大六七一 小一〇六七	內三八三七、一〇八
立正觀鈔送狀	三	亥	文永一、乙		最蓮房日淨	中山法華經寺	大六七四 小一〇七四	內三八一五、一〇八
富木殿御返事	三	亥	文永一、乙				大六七六 小一〇七六	續下二、一〇六
三澤房御返事	三	亥	文永一、乙				大六七七 小一〇七七	眞蹟新加一、〇八
新尼御前御返事	與東條新尼書	三	文永一、乙		新尼者名越尾張守公時之妻		大六七七 小一〇七七	外一二二五、一〇八
四條金吾殿御返事	此經難持	三	文永一、乙				大七〇三 小一一〇三	受二一九、一〇九
曾谷入道殿許御書	三	亥	文永一、乙		曾谷大田金吾	中山法華經寺	大七一四 小一一〇四	內二五一、一〇六
教行證御書	報日進書	三	文永一、乙		三位房日進或云三位房日行		大七三二 小一一三二	外二〇四、一一五
曾谷入道殿御返事	三	亥	文永一、乙				大七四二 小一一四二	外一二二七、一二六
紺入道殿御返事	三	亥	文永一、乙			尾張萱津妙勝寺	大七四三 小一一四三	外二二八、一二七
兄弟鈔	與兵衛志	三	文永一、乙		志宗長宗仲	玉澤妙法華寺	大七四四 小一一四四	內一六一、一二六

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	遺文録	録内録	頁數
王舍城事	建治元、乙亥、四 (改元四、二五)	五	四條金吾	會谷法蓮日禮	京都本國 寺斷篇	大七六〇 小一四八	内三四五	一、二五	一、二五
法蓮鈔	建治元、乙亥、	五	上野太郎時光	會谷法蓮日禮	京都本國 寺斷篇	大七八一 小三二四	内一五一	一、一八	一、一八
上野殿御返事	建治元、乙亥、	五	一谷入道日學 女房	印東三郎左衛 門祐信女房	京都本國 寺斷篇	大八三三 小三二五	内三五二六	一、一五	一、一五
一谷入道御書	建治元、乙亥、	五	中法華經寺	玉澤 妙法華寺	京都本國 寺斷篇	大八二二 小三三〇	外二二六	一、一五	一、一五
樓敷女房御返事	建治元、乙亥、	五	佐渡 妙宣寺	富土 大石寺	富土 大石寺	大八二二 小三三〇	内二〇一	一、二五	一、二五
妙一尼御前御消息	建治元、乙亥、	五	會谷法蓮舍弟 (金原法橋)	下總平賀 本土寺	下總平賀 本土寺	大八二二 小三三〇	内三二四	一、二六	一、二六
撰時鈔(上)	建治元、乙亥、	五	曾谷法蓮舍弟 (金原法橋)	中山 法華經寺	中山 法華經寺	大八二二 小三三〇	内三二四	一、二六	一、二六
撰時鈔(下)	建治元、乙亥、	五	西山入道	富土 大石寺	富土 大石寺	大八二二 小三三〇	内三二四	一、二六	一、二六
千日尼御前御書	建治元、乙亥、	五	曾谷法蓮舍弟 (金原法橋)	下總平賀 本土寺	下總平賀 本土寺	大八二二 小三三〇	内三二四	一、二六	一、二六
三三藏祈雨事	建治元、乙亥、	五	曾谷法蓮舍弟 (金原法橋)	下總平賀 本土寺	下總平賀 本土寺	大八二二 小三三〇	内三二四	一、二六	一、二六
淨蓮房御書	建治元、乙亥、	五	曾谷法蓮舍弟 (金原法橋)	下總平賀 本土寺	下總平賀 本土寺	大八二二 小三三〇	内三二四	一、二六	一、二六
大學三郎殿御書	建治元、乙亥、	五	曾谷法蓮舍弟 (金原法橋)	下總平賀 本土寺	下總平賀 本土寺	大八二二 小三三〇	内三二四	一、二六	一、二六
大田殿女房御返事	建治元、乙亥、	五	曾谷法蓮舍弟 (金原法橋)	下總平賀 本土寺	下總平賀 本土寺	大八二二 小三三〇	内三二四	一、二六	一、二六
高橋殿御返事	建治元、乙亥、	五	曾谷法蓮舍弟 (金原法橋)	下總平賀 本土寺	下總平賀 本土寺	大八二二 小三三〇	内三二四	一、二六	一、二六

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	遺文録	録内録	頁數
土野殿御返事	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
高橋入道殿御返事	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
四條金吾殿御返事	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
乙御前御消息	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
上野殿御書	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
身延山御書	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
兵衛志殿御返事	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
富木殿御書	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
妙心尼御前御返事	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
單衣鈔	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
阿佛房尼御前御返事	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
御衣並單衣御書	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
蒙古使御書	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
大田入道殿御返事	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七
兵衛志殿御返事	建治元、乙亥、	五	高橋六郎兵衛 (中老日秀父)	富士大石 寺斷篇	富士大石 寺斷篇	大九二二 小三二四	外五三五	一、二七	一、二七

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	遺文錄	錄內其他頁數
觀心本尊得意鈔		西	建治元、乙亥	富木		肥後熊本 妙善寺	大九七〇 小三四一	內三九二八、三〇〇
上野殿母尼御前御返事	與南條氏 母書	西	建治元、乙亥			京都 妙顯寺	大二〇二 小三四三	內二九二五、三三四
強仁狀御返事		西	建治元、乙亥	眞言僧強仁		京都 妙顯寺	大二〇二 小三四三	內二九二五、三三四
聖人知三世事		西	建治元、乙亥	富木		中山 法華經寺	大三四四 小三四四	內二八八、三三六
瑞相御書		西	建治元、乙亥	四條金吾賴基		京都 本國寺	大三四五 小三四五	外七七、二、三八
善無畏鈔	與豆子尼 書	西	建治元、乙亥			京都 本國寺	大三四七 小三四七	內三〇一、二、三三四
神國王御書		西	建治元、乙亥	上野太郎源時 光(禪師之兄)妙顯寺		京都 妙顯寺	大三四一 小三四一	外七二、二、三三九
上野殿御消息	本門其妻 與南條氏書	西	建治二、丙子			京都 妙顯寺	大三四二 小三四二	外九一八、二、三三六
清澄寺大衆中		西	建治二、丙子			京都 妙顯寺	大三四三 小三四三	內三三二八、二、三七〇
南條殿御返事	初春書	西	建治二、丙子	南條七郎次郎		京都 妙顯寺	大三四四 小三四四	內三五三六、二、三七四
松野殿御消息		西	建治二、丙子	松野六郎左衛門 (持師之兄)		京都 妙顯寺	大三四五 小三四五	外一一三三、二、三七六
南條殿御返事		西	建治二、丙子			中山 法華經寺	大三四六 小三四六	外九三三、二、三八〇
富木尼御前		西	建治二、丙子			中山 法華經寺	大三四七 小三四七	續下一〇、二、三八一
忘持經事		西	建治二、丙子	富木入道		中山 法華經寺	大三四八 小三四八	內一七三七、二、三八四

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	遺文錄	錄內其他頁數
種種御振舞鈔	與光日尼 書	西	建治二、丙子	甲州南高祖叔母向師 丹波中之母		京都 本國寺	大二〇五〇 小二〇三	內一四一、二、三六六
光日房御書		西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇七八 小二〇九	內二〇二七、二、四四四
妙密土入御消息		西	建治二、丙子	福谷妙密女房		富士 大石寺	大二〇二一 小二〇二	外四三三、二、四四五
南條殿御返事	大橋書	西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇三〇 小二〇三	內三三三、二、四三三
四條金吾殿御返事		西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇三三 小二〇三	寶外、八、二、四四二
辨殿御消息	與日昭書	西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇三六 小二〇三	外五一九、二、四四三
四條金吾釋迦佛供 卷事		西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇三八 小二〇三	內二八二、二、四四四
報恩鈔(上)		西	建治二、丙子	山身延		京都 本國寺	大二〇三九 小二〇三	內六一、二、四四二
報恩鈔(下)		西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇四〇 小二〇三	內七一、二、四四二
報恩鈔送文	與淨顯房 書	西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇四一 小二〇三	外三三三、二、四四二
西山殿御返事	與大內氏 書	西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇四二 小二〇三	受二二四、二、四四三
曾谷殿御返事	成佛用心 鈔	西	建治二、丙子	曾谷入道法蓮		京都 本國寺	大二〇四三 小二〇三	外二五二、二、四四三
道妙禪門御書		西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇四四 小二〇三	外三三三、二、四四三
四條金吾殿御返事	有知弘正 法事	西	建治二、丙子			京都 本國寺	大二〇四五 小二〇三	內一七三〇、二、四四三

御書名	古今異稱	聖	著作	歲次	地	著作	對告衆	御真蹟所在地	大小	文録	録内録	頁本
九郎太郎殿御返事	與南條九郎太郎書	五	建治二、丙子、九					中山法華經寺	大三八	外九三	一、五二〇	
富木殿御返事		五	建治二、丙子、一					中山法華經寺	大三一〇	續下四	一、五三二	
松野殿御返事		五	建治二、丙子、一					中山法華經寺	大三一〇	外八三八	一、五三三	
道場神守護事	與富木氏書	五	建治二、丙子、一					中山法華經寺	大三一〇	內二八二四	一、五三三	
本尊供養御書	報南條平七郎書	五	建治二、丙子、一					中山法華經寺	大三一〇	內二二三八	一、五三三	
大井莊司入道御書		五	建治二、丙子、一					中山法華經寺	大三一〇	外二二四	一、五三四	
松野殿御消息		五	建治二、丙子、一					中山法華經寺	大三一〇	外九五	一、五三五	
兵衛志殿女房御書		五	建治三、丁丑、三					中山法華經寺	大三一〇	外一〇七	一、五三六	
六郎次郎殿御返事	報二檀越書	五	建治三、丁丑、三					中山法華經寺	大三一〇	外一〇七	一、五三七	
四信五品鈔	末代法華行者位冠用心事	五	建治三、丁丑、一			富木		中山法華經寺	大三一〇	內一六六三	一、五三八	
四條金吾殿御返事	八風鈔	五	建治三、丁丑、一					中山法華經寺	大三一〇	外一四二〇	一、五三九	
乘明聖人御返事	金珠女書	五	建治三、丁丑、四			太田乘明妙日		中山法華經寺	大三一〇	內三八二五	一、五四〇	
上野殿御返事	報南條氏書	五	建治三、丁丑、五					中山法華經寺	大三一〇	外八二	一、五四九	
下山御消息	與兵庫助光基書	五	建治三、丁丑、一					京都本願寺	大三四一	外二六	一、五五五	

御書名	古今異稱	聖	著作	歲次	地	著作	對告衆	御真蹟所在地	大小	文録	録内録	頁本
阿佛房御返事		五	建治三、丁丑、六					富士大石寺	大三一〇	外二〇一八	一、五六一	
南條殿御返事	上野書	五	建治三、丁丑、七			南條平七母		京都大石寺	大三一〇	外九三三	一、五六一	
孟蘭盆御書	與治部房祖母書	五	建治三、丁丑、七					京都大石寺	大三一〇	外一五四二	一、五六一	
頼基陳狀	答江馬入道書	五	建治三、丁丑、六					京都大石寺	大三一〇	內二九一	一、五六一	
四條金吾殿御返事	爲法華經不可信所領事	五	建治三、丁丑、七					京都大石寺	大三一〇	內一七四七	一、五六七	
彌三郎殿御返事		五	建治三、丁丑、八			沼津彌三郎重安		京都大石寺	大三一〇	外二一九	一、五六七	
日女御前御返事		五	建治三、丁丑、八			松野六郎左衛門後家尼		京都大石寺	大三一〇	外二二二	一、五六七	
四條金吾殿御返事	告誡書	五	建治三、丁丑、一					京都大石寺	大三一〇	內三九三	一、五六七	
松野殿御返事		五	建治三、丁丑、九					京都大石寺	大三一〇	外九六	一、五六七	
兵衛志殿御書		五	建治三、丁丑、九					京都大石寺	大三一〇	外九三九	一、五六七	
崇峻天皇御書	與四條氏書、河地氏書	五	建治三、丁丑、九			四條三郎左衛門尉		京都大石寺	大三一〇	內一九三六	一、五六七	
富木入道殿御返事	常忍鈔、權出界鈔	五	建治三、丁丑、一〇					京都大石寺	大三一〇	內三一一三	一、五六七	
兵衛志殿女房御返事		五	建治三、丁丑、一			日妙(像師の姉輪師の母)		京都大石寺	大三一〇	外二二三	一、五六七	
太田殿女房御返事		五	建治三、丁丑、一					京都大石寺	大三一〇	內三八二	一、五六七	

御書名	古今異稱	聖壽	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	遺文錄	錄內錄本數	外其他頁數
會谷入道殿御返事	如是我聞	六	建治三、丁丑、	會谷次郎入道	會谷次郎入道	大三四九	外一二三	一、六三	
庵室修覆書		六	建治三、丁丑、			大三六三	外五四〇	一、六三	
大白牛車書		六	建治三、丁丑、	南條七郎次郎		大三四六	外五四〇	一、六三	
聖密房御書		六	建治三、丁丑、			大三四五	內四〇一二、六五九		
法華經二十重勝諸教義	與大内氏	六	建治三、丁丑、	西山		大三四二	外二二二四、六六六		
法華初心成佛鈔		六	建治三、丁丑、	岡宮妙法尼		大三四三	內二二二一、六七一		
實相寺御書		六	建治四、戊寅、	駿河實相寺豐前房日源		大三四六	外四一	一、六九二	
四條金吾御書		六	建治四、戊寅、			大三四八	內三九三二、六九四		
松野殿御返事		六	建治四、戊寅、	妙一尼	京都本能寺斷篇	大三四三	外九一	一、六九九	
棧敷女房御返事		六	建治四、戊寅、	伊東祐信後家祐師之母		大三四四	外一四四二、七〇二		
三澤鈔		六	建治四、戊寅、	安藤藤次	京都妙覺寺	大三四四	內一九二〇、一七〇三		
上野殿御返事	鷗鷗書報	六	建治四、戊寅、	富木	中山法華經寺	大三四四	外五二四	一、七〇九	
始聞佛乘義	南條氏書	六	建治四、戊寅、			大三四三	內一四五九、七二二		
諸人御返事	報門人等書	六	弘安元、戊寅、 三(改元三、元)		平賀本土寺	大三四五	外五二九	一、七二四	
上野殿御返事	法要書與南條氏書	六	弘安元、戊寅、		中山法華經寺	大三四九	外五三〇	一、七二八	
檀越某御返事	四條金吾御返事	六	弘安元、戊寅、			大三四九	外一二一九、七二九		
太田左衛門尉御返事		六	弘安元、戊寅、			大三四九	外二五三〇、七三四		
華果成就御書		六	弘安元、戊寅、	淨顯房義淨房		大三四五	外九四	一、七三三	
松野殿御返事		六	弘安元、戊寅、	妙法尼		大三四五	外五二六	一、七三六	
窪尼御前御返事	三物書與持妙尼書	六	弘安元、戊寅、	安房保田妙本寺		大三四五	外一四四二、七三八		
南條殿八木書	八木書與南條氏書	六	弘安元、戊寅、			大三四七	外一四四二、七三八		
日女品品供養		六	弘安元、戊寅、	宗長妻日如宗仲妻日妙	京都本能寺斷篇	大三四八	外一五二一、七三六		
兵衛志殿御返事		六	弘安元、戊寅、			大三四七	外九三八	一、七三七	
中務左衛門尉殿御返事	二病書報	六	弘安元、戊寅、		京都立本寺	大三四七	外一四四四、七三六		
窪尼御前御返事	與持妙尼書	六	弘安元、戊寅、			大三四九	外五二四	一、七四〇	
六難九易	妙法尼御前御返事	六	弘安元、戊寅、			大三四一	外一六二六、七四二		
種種物御消息	種種供養報南條氏書	七	弘安元、戊寅、	南條平七郎		大三四二	外五三六	一、七四三	
時光御返事		七	弘安元、戊寅、			大三四六	內三二二八	一、七四七	
妙法尼御前御返事		七	弘安元、戊寅、		池上本門寺	大三四八	內三二二〇	一、七四九	

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御真蹟所在地	大本小本	遺文錄	錄內錄	其他頁數
千日尼御前御返事		七	弘安元、戊寅			佐渡 妙宣寺	大五二一	內二〇四	一、七三三	
彌源太入道殿御消息		八	弘安元、戊寅				大五二二	外九二九	一、七三三	
妙心尼御前御返事		八	弘安元、戊寅	西山妙心			大五二三	外九一〇	一、七三三	
妙法比丘尼御返事		九	弘安元、戊寅	名越時章娘岡宮妙法尼			大五二四	內一三三九	一、七三三	
四條金吾殿御返事	怨嫉大陣既破事	九	弘安元、戊寅				大五二五	內一七四〇	一、七三三	
上野殿御返事	鹽一駄與南條氏書	九	弘安元、戊寅				大五二六	內三二二三	一、七三三	
本尊問答鈔		九	弘安元、戊寅		淨顯房日仲		大五二七	內九一七	一、七三三	
大田殿女房御返事		九	弘安元、戊寅				大五二八	內三四一	一、八〇九	
十字御書	輿堀内某書	九	弘安元、戊寅	北條時宗妻女秋田城介太盛娘			大五二九	外二五二九	一、八二〇	
四條金吾殿御返事	所領書	一〇	弘安元、戊寅				大五三〇	內一七五二	一、八二〇	
上野殿御返事	柑子書與南條氏書	一〇	弘安元、戊寅				大五三一	外八一〇	一、八二〇	
千日尼御前御返事	青兎書	一〇	弘安元、戊寅				大五三二	內一九六一	一、八二〇	
四條金吾殿御返事	必假心因辨別御書	一〇	弘安元、戊寅				大五三三	外二二二	一、八二〇	
九郎太郎殿御返事	報南條九郎太郎書	一〇	弘安元、戊寅		久遠寺		大五三四	外九二六	一、八二〇	

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御真蹟所在地	大本小本	遺文錄	錄內錄	其他頁數
兵衛志殿御返事		七	弘安元、戊寅	宗仲日仲		立本寺	大五三三	外一四四六	一、八三三	
上野殿御返事	上野書報南條氏書	七	弘安元、己卯			京都本法寺斷篇	大五三四	外八二	一、八三五	
可延定業書	與富木氏書	七	弘安元、己卯			中山 法華經寺	大五三五	外一四三八	一、八三五	
孝子御書	與兵衛志書	七	弘安元、己卯			京都頂妙寺斷篇	大五三六	外五三八	一、八三五	
日眼女釋迦佛供養事	與四條氏妻書	七	弘安元、己卯				大五三七	內二八二〇	一、八三五	
松野殿後家尼御前御返事		七	弘安元、己卯				大五三八	內三四三九	一、八三五	
上野殿御返事	報南條治郎房書	七	弘安元、己卯				大五三九	外五二	一、八三五	
新池殿御消息	報新池左衛門書	七	弘安元、己卯				大五四〇	內三六八	一、八三五	
窪尼御前御返事	報持妙尼書	七	弘安元、己卯				大五四一	外二四〇	一、八三五	
寶經法重事	報大内氏書	七	弘安元、己卯			富士 大石寺	大五四二	內二七三九	一、八三五	
四菩薩造立鈔		七	弘安元、己卯	富木			大五四三	外一五三三	一、八三五	
松野殿女房御返事		七	弘安元、己卯				大五四四	外九八	一、八三五	
上野殿御返事	報南條氏書	七	弘安元、己卯				大五四五	內三五三八	一、八三五	
曾谷殿御返事		七	弘安元、己卯				大五四六	內三七二七	一、八三五	
寂日房御書	與日家書	九	弘安元、己卯	中老日家佐久間重吉第三子			大五四七	受二二六	一、八三五	

御書名	古今異稱	聖	著作	歲次	地	著作	對告	衆	御真蹟	大本	小本	遺文	錄內	錄外	頁數
御書名	古今異稱	聖	著作	歲次	地	著作	對告	衆	御真蹟	大本	小本	遺文	錄內	錄外	頁數
聖人御難事	與門人等書	弘安二、己卯、(一〇〇)	弘安二、己卯、			人人四條金吾	中山法華經寺	大二三三	大二三三	內二二三〇	一、全				五
持妙尼御前御返事	報妙心尼書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、				京都妙顯寺	大七二七	大七二七	外九二四	一、全				七
本門戒體鈔		弘安二、己卯、	弘安二、己卯、					大七二八	大七二八	內三〇一七	一、全				八
兩人御中御書	劍形書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、			大國阿闍梨衛門大夫		大七二九	大七二九	外一二四一	一、全				八
四條金吾殿御返事	與南條氏書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、			四條金吾日賴		大七三〇	大七三〇	外一三六一	一、全				九
上野殿御返事	與南條氏書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、				富士大石寺	大七三二	大七三二	內一四二四	一、全				九
三世諸佛總勸文教相廢立	報南條氏書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、				富士大石寺	大七三三	大七三三	內一四二四	一、全				九
上野殿御返事	報南條氏書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、				富士大石寺	大七三四	大七三四	內一四二四	一、全				九
富木殿女房尼御前御返事	報宗仲書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、				小湊誕生寺	大七四八	大七四八	外二五八	一、全				九
中興入道消息	報宗仲書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、			身延		大七四九	大七四九	內一八一五	一、全				九
右衛門大夫殿御返事	報宗仲書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、					大七五〇	大七五〇	外二五五	一、全				九
窪尼御前御返事	十字御消息	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、					大七五一	大七五一	外二五五	一、全				九
出家功德御書	與法弟某書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、			山城公日心		大七五二	大七五二	外二五五	一、全				九
上野殿御返事	報南條氏書	弘安二、己卯、	弘安二、己卯、			曾谷法蓮三男		大七五三	大七五三	外二五五	一、全				九
筒御器鈔	秋元御書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、			秋元太郎兵衛		大七五四	大七五四	外二五五	一、全				九
慈覺大師事	報太田氏書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、			太田入道	中山法華經寺	大七五五	大七五五	內二二二六	一、全				九
日住禪門御返事		弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、			妙一尼家臣道		大七五六	大七五六	內二二二六	一、全				九
上野殿御返事	報南條氏書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、					大七五七	大七五七	外二二八	一、全				九
妙心尼御前御返事	妙字御消息	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、			西山妙心		大七五八	大七五八	外二二八	一、全				九
妙一尼御前御返事	報富木氏書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、			富木	中山法華經寺	大七五九	大七五九	外二二八	一、全				九
諸經與法華經難易事	報富木氏書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、					大七六〇	大七六〇	外二二八	一、全				九
窪尼御前御返事	報持妙尼書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、					大七六一	大七六一	外二二八	一、全				九
千日尼御返事	阿佛房書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、					大七六二	大七六二	外二二八	一、全				九
上野殿御返事	報南條氏書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、					大七六三	大七六三	外二二八	一、全				九
淨藏淨眼御消息	與松野氏書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、			新尼左衛門尉		大七六四	大七六四	外二二八	一、全				九
妙一女御返事		弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、					大七六五	大七六五	外二二八	一、全				九
內房女房御返事	報中臣某女書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、			安東氏		大七六六	大七六六	外二二八	一、全				九
上野殿御返事	子財書與四條氏書	弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、					大七六七	大七六七	外二二八	一、全				九
松野殿女房御返事		弘安二、庚辰、	弘安二、庚辰、			持師之嫂		大七六八	大七六八	外二二八	一、全				九

御書名	古今異稱	聖	著作歲次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本遺文録	録内録外其他頁本數
上野殿後家尼御前御返事	弔書與南條氏母書	五	弘安三、庚辰、九			富士大石寺	大元二〇、小元三〇	外八三〇、一八九〇
妙一女御返事		五	弘安三、庚辰、一〇				大元三三、小元三二	外一八二六、一八九二
四條金吾殿御返事		五	弘安三、庚辰、一〇		尾張刑部妻		大元二八、小元三三	外二五、一八九五
刑部左衛門尉女房御返事		五	弘安三、庚辰、一〇			富士大石寺	大元二四、小元三三	外四二〇、一八九七
上野殿母御前御返事	中陰香報南條氏母書	五	弘安三、庚辰、一〇			富士大石寺	大元二四、小元三三	外八二〇、一八九三
十八圓滿鈔	與最蓮房書	五	弘安三、庚辰、一一		最蓮房日淨		大元二二、小元三三	外一八三三、二〇〇三
日殿尼御前御返事		五	弘安三、庚辰、一一		岩本日源母		大元三〇、小元三〇	外二二五、二〇〇〇
四條金吾許御文	八幡鈔	五	弘安三、庚辰、一一		四條金吾女房		大元三〇、小元三一	內一六五八、二〇一一
智妙房御返事	報南條氏書	五	弘安三、庚辰、一二			中山法華經寺	大元三五、小元三七	眞蹟新加三、二〇六
上野殿御返事		五	弘安三、庚辰、一二			富士大石寺	大元三五、小元三七	內三二二七、二〇〇八
諫曉八幡鈔		五	弘安三、庚辰、一二			富士大石寺	大元三九、小元三六	內二七一、二〇二二
大夫志殿御返事	與宗仲書	五	弘安三、庚辰、一五		藤原宗長日宗		大元五九、小元二七	外九三三、二〇四二
王日殿御返事		五	弘安三、庚辰、一五			中山法華經寺	大元二九、小元二九	外五二二、二〇四四
法衣書	與尼僧某書	五	弘安三、庚辰、一五			中山法華經寺	大元二九、小元二九	續下八、二〇四五

上野殿御前御返事	報南條氏母書	六	弘安四、辛巳、正			富士大石寺	大元二〇、小元二〇	外八三一、二〇四七
上野殿御返事		六	弘安四、辛巳、三				大元二二、小元二二	外八七、二〇四九
三大祕法稟承事	報大田氏書	六	弘安四、辛巳、四		大田金吾		大元二二、小元二二	外一五二八、二〇五一
小蒙古御書	與門人等書	六	弘安四、辛巳、六				大元二四、小元二四	外五二八、二〇五五
兵衛志殿御返事		六	弘安四、辛巳、六			京都本國寺	大元二四、小元二四	滿外、八三、二〇五六
曾谷二郎入道殿御報		六	弘安四、辛巳、七				大元二四、小元二四	外一二九、二〇五六
光日上人御返事	報光日尼書	六	弘安四、辛巳、八				大元二六、小元二七	外四四、二〇六二
治部房御返事		六	弘安四、辛巳、八				大元二〇、小元二九	外四二七、二〇六六
南條兵衛七郎殿御返事	鶴冠書	六	弘安四、辛巳、九				大元二二、小元三一	內二二二八、二〇六九
上野殿御返事	報南條氏書	六	弘安四、辛巳、九				大元二二、小元三一	內二二二八、二〇六九
宮城入道殿御返事	承久書	六	弘安四、辛巳、一〇				大元二二、小元三一	外七三三、二〇七三
上野尼御前御返事		六	弘安四、辛巳、一一				大元二二、小元三一	外八三三、二〇七五
地引御書		六	弘安四、辛巳、一一		南部六郎		大元二二、小元三一	內四〇一九、二〇八〇
上野殿母尼御前御返事	所勞書	六	弘安四、辛巳、一二			富士大石寺	大元三三、小元三七	外八二九、二〇八二
大夫志殿御返事	報宗仲書	六	弘安四、辛巳、一二			富士大石寺	大元三三、小元三七	外九三六、二〇八四

御書名	古今異稱	聖	著作歳次	著作地	對告衆	御眞蹟所在地	大本小本	録内録外	其他頁數
窪尼御前御返事		〇	弘安四、辛巳、一二				大三四三五	外五二四	三、〇八四
大白牛車御消息		〇	弘安四、辛巳、				大三四三六	外二五四	三、〇八六
西山殿御返事	報大内氏妻書	〇	弘安四、辛巳、				大三四三七	外二一〇	三、〇八七
妙法尼御前御返事	明衣書	〇	弘安四、辛巳、				大三四三八	外二〇二	三、〇八九
四條金吾殿御返事	八日講御書	〇	弘安五、壬午、		或云上野時光等講中		大三四三九	外一一七	三、〇九一
春初御消息	報南條氏書	〇	弘安五、壬午、		上野	富士	大三四四〇	外五三三	三、〇九二
伯耆公御房	日朗代書	〇	弘安五、壬午、		伯耆房南條兵衛七郎	大石寺	大三四四一	滿外、六三	三、〇九四
法華證明鈔	死活鈔	〇	弘安五、壬午、		富水日常	中山	大三四四二	外九一五	三、〇九五
治病大小權實違目	報富木氏書	〇	弘安五、壬午、	甲斐身延		法華經寺	大三四四三	内二八二	三、〇九八
波木井殿御報	與南部氏書	〇	弘安五、壬午、	武藏池上			大三四四四	外三三三	三、一〇四
日蓮二期弘法	日興付屬書	〇	弘安五、壬午、		白蓮阿闍梨日興	京都	大三四四五	外一六四	三、一〇五
日朗御讓狀		〇	弘安五、壬午、			本國寺	大三四四六	外六三八	三、一〇六
波木井殿御書	與南部氏等書	〇	弘安五、壬午、	武藏池上			大三四四七	外二五三	三、一〇七

▲卷之二十二「報シヤウドノ書」ハ重複ノ旨ヲ以テ除カレタリ
 計三百八十六章

高祖遺文録卷之一



尾張 沙門 日明 纂輯
 相模 泰堂 小川 孝榮 訂正

安房國清澄山住人蓮長撰

◎戒體即身成佛義
 法華涅槃之戒體少、有別不同。分テ爲ニ四門ト。一者小乘戒體。二者權大乘戒體。三者法華開會戒體。四者眞言宗戒體。第一、小乘戒體ト者有ニ四種ニ五戒八齋戒。俗男俗女。二百五十戒。比丘戒。五百戒。比丘尼戒。而四種俱ニ五戒ヲ爲本ト。婆沙論云ク以下近事律儀、與ニ此律儀ノ爲リ門ト爲リ依ト爲中ヲ加行ト故云云。近事律儀ト者五戒也。されば比丘の二百五十戒比丘尼の五百戒も始は五戒也。五戒ト者。諸ノ小乘經ニ云ク一者不殺生戒。二者不偷盜戒。三者不邪淫戒。四者不妄語戒。五者不飲酒戒。此五戒ト申は色心二法の中には色法也。殺盜淫の三は身に犯す戒。不妄語戒不飲酒戒は口に犯す戒。身口は色法也。持ニ此戒ヲ有ニ作無作表無表ト云事。作ト表ト同事也。無作ト無表ト同事也。表ト申事は戒ヲ持ト

戒體即身成佛義 (遺二ノ一)

(内三十九ノ一)

思て師を請ず。中國は十人邊國は五人。或は自誓戒もあり。莊嚴道場焼香散華して師は高座説戒。今の受ル者左右の十指を合せて持じ云。是を云ニ表色ト作とも申ス。依テ此身口ノ表作ニ必無表無作の戒體は發する也。世親菩薩云ク無シ欲無表ハ離レ表ヲ而生一也。此文は必ス有テ表。無表色は發すと見えたり。無表色ト優婆塞五戒經の説には譬ハ如シ有リ面有リ鏡則有ニ像現。如ク是ノ因テ作ニ便チ有リ無作云云。此文に鏡は第六心王なり。面は表色合掌の手なり。像は所シ發無表色也。又俱舍論云ク無表ヲ依ニ止大種ニ轉時ハ如シ影ノ依リ樹ニ光依ニ珠寶ニ云云。此文は表色は如ク樹ノ如シ珠ノ。無表色は如ク影ノ如ク光ノ見エたり。以此等ノ文ヲ可シ知ニ表無表作無作ヲ受ニ持テ五戒ヲ如ク人ノ影ノ添カ身ニ不レ離レ身ヲ有ル也。此身失すれば未來には如ク其影ノ者ハ可レ遷ル也。色界無色界の定共戒の無表も同シ事也。又惡を作るも依テ其惡ノ作ト表ト。發ニ地獄餓鬼畜生ノ無作無表色ヲ墮ニ惡道ニ也。但シ小乘教の意は此戒體をば盡形壽一業引一生の戒體ト申ス也。盡形壽一業引一生ト申スは此身に戒を持て其戒力に依て無表色は發す。此身ト與テ命捨盡シ彼ノ戒體に遷る也。一度生ニ人間天上ニ以テ此戒體ヲ二生三生と生るノ事なし。只一生にて其戒體は失ぬる也。譬ハ作テ土器ヲ一度づかひて後の用に不レ合ゴとし。俱舍論ニ云ク別解

脱律儀ハ盡壽ト或ハ晝夜ト云云。又云ク一業引一生云云。此文に盡壽一生等ト云へるは盡形壽ト云事也。天台大師の御釋に三藏盡壽ト釋シ給へり。然ルに此戒體をば不可見無對色ト申て。凡夫の眼には不レ見。但以テ天眼ヲ見レ之。定中には以テ心眼ヲ見レ之云へり。然に私に此事を勘へたるに。既に優婆塞五戒經に有面有鏡則有像現ト云て。鏡を我カ心に譬へ面を我カ表業に譬へ像をば無表色に譬へ。既に我カ身ニ有ニ五根一合ニ左右ノ十指ヲ生スニ五影ヲ。可シ知ニ實ニ無表色ト可シ知ニ五根十指ヲ。又俱舍論に中有を釋するに同ト淨天眼見ニ。業通疾之具ニ根ヲ云云此文分明也。無表色に五根の形有はこそ。中有の身には五根を具すとば釋すらめ。提謂經の文を見に人間の五根五臟五體は五戒より生ずと見えたり。乃至依報の國土の五方五行五味五星皆自ニ五戒ニ生ずと説けり。止觀弘決ノ六ニ云ク如ニ提謂經ノされは戒體は微細の青黃赤白黑長短方圓ノ形也。止觀弘決ノ六ニ云ク如ニ提謂經ノ中ノ木ハ主ニ東方ヲ主ル肝ヲ主ル眼ヲ主ル春ヲ主ル生ヲ。生存則木安シ故ニ云テ不殺ト以防レ木ヲ。金ハ主ニ西方ヲ主ル肺ヲ主ル鼻ヲ主ル秋ヲ主ル收ヲ。收藏則金安シ故ニ云テ不盜ト以防レ金ヲ。水ハ主ニ北方ヲ主ル腎ヲ主ル耳ヲ主ル冬ヲ主ル姪盛則水増ス。故ニ云テ不姪ト以防レ水ヲ。土ハ主ニ中央ヲ主ル脾ヲ主ル

主身ヲ土王ニ四季ニ。故ニ提謂經ニ云ク不妄語、如ニ四時ノ。身ハ遍ニ四根ニ。妄語モ亦爾ニ遍ニ於諸根ニ違心ニ説故ニ。火ハ主ニ南方ヲ南方ハ主ニ心ヲ心ハ主ニ舌ヲ舌ハ主ニ夏ヲ。酒亂増ス火ヲ故ニ不飲酒以テ防ニ於火ヲ。此文ハ天台大師以テ提謂經ノ文ヲ釋シ給ヘリ。されば我等が所見山河大海大地草木國土。五根十指の盡形壽の五戒にてまうけ(備)たり。五戒破れば此國土次第に衰へ。又重ナ不持ニ五戒ヲ此身の上に惡業を作れば。五戒の戒體破失可シ入ルニ途ニ。是レ凡夫の戒體也。聲聞緣覺は。此表色の身ト無表色の戒體を。苦空無常無我と觀じて見惑を斷すれば永く離ル四惡趣ヲ。又重テ此觀を思惟して斷シ思惑ヲ出ツ三界ノ生死ヲ。妙樂ノ釋ニ云ク破ニ見惑ヲ故ニ離ル四惡趣ヲ。破ニ思惑ヲ故ニ離ル三界ノ生ヲ。此ニ乘は法華已前の經には。灰身滅智の者。永不成佛と被嫌ハ也。灰身と申は十八界の内十界半の色法を斷する也。滅智と申は七心界半を滅する也。此小乘教の習は自ニ三界外ニ有ニ淨土ニ不レ云。故に外に無シ生處。小乘の菩薩は未タ斷ニ見思ヲ故に如シ凡夫ノ。佛も見思の惑を斷盡して入滅すと習が故に。菩薩佛は凡夫ニ乘の所攝也。此教の戒に三あり。欲界の人天に生る、戒をば律儀戒と云也。色界無色界へ生る、戒をば定共戒と云也。聲聞緣覺の見思斷の。無漏の智と共に發得する戒をば名ニ道共戒ト。

天台ノ釋ニ云ク今言レ戒ト者。有ニ律儀戒定共戒道共戒。此名源ト出ニ三藏ニ律ハ是レ遮止儀ハ是レ形儀也。能ク止ニ形上ノ諸惡ヲ故ニ稱ソ爲レ戒ト。定ハ是レ靜攝ト。入定之時自然ニ調善防ニ止諸惡ト也。道ハ是レ能通發ニ眞ヲ已後自無ニ毀犯ト。初果耕レ地ヲ盡離ル四寸ノ道共ノ力也。又無ニ表業ニ無表色ヲ發得事有レ之。光法師云ク如キ是ノ十種ノ別解脫律儀ハ非下必定依テ表業ニ而發上云云。此文は表業無れども無表色發する事ありと見たり。第二ニ權大乘經の戒體ト者。諸經に多しと云へども梵網經璣路經を以て爲レ本ト。梵網經は華嚴經の結經。璣路經は方等部淨土の三部經等の結經なり。されば法華已前の戒體をば以テ此二經ヲ可レ知。梵網經の題目に云ク梵網經盧舍那佛説菩薩心地戒品文。以テ此題目ヲ可レ知。下嫌ヒ人天ニ乘ヲ不レ説中佛因佛果ノ戒體也。されば天台ノ御釋ニ云ク所被之人ハ唯爲ニ大士ト不レ爲ニ二乘ト。又云ク既ニ別ニ部ノ外ニ稱ス菩薩戒經ト文。又云ク於ニ三教ノ中ニ即是レ頓教ニ明ニ佛性常住一乘ノ妙旨ト文。三教と申は頓教は華嚴經。漸教は阿含方等般若。圓教は法華涅槃也。一乘と申は未開會の一乘也。以テ法華ノ意ヲ嫌はん時は宣説菩薩歷劫修行と可下ス也。又梵網經ニ云ク一切發心ノ菩薩亦誦。當之十發趣住十長養行十金剛。又云ク十地佛性常住妙果。已四十一位又は五十二位。此經と華嚴經には四十一位又五十二

位の論有之。此經云權大乘事は。十重禁戒四十八輕戒を七衆同く受る故に非小乘經。又可疑處は華嚴梵網の二經には説別圓一教。別教の方は可異法華。圓教の方は可同。されば華嚴經には初發心時便成正覺。梵網經には衆生受佛戒即入諸佛位。位同大覺。已眞。是諸佛子。答云法華已前の圓の戒體を受けて。其上に發得生身得忍也。或は法華已前の圓の戒體は別教の攝屬なり。法華の戒體は受不受を不云。開會すれば戒體を發得する事復如是。此經の十重禁戒者。第一不殺生戒第二不偷盜戒第三不邪淫戒第四不妄語戒第五不酤酒戒第六不說四衆過罪戒第七不自讚毀他戒第八不慳貪戒第九不瞋恚戒第十不謗三寶戒なり。又瓔珞經の戒は。題目に云菩薩瓔珞本業經。此經も如梵網經ノ菩薩戒也。此經説五十二位。經云若ハ退若ハ進者十住以前一切凡夫。若ハ一劫二劫乃至十劫。修行十信得入二十住云云。又云十住十行十廻向十地等覺妙覺云云。此經は一ノ位に歷多劫ヲ成ス佛果ヲ菩薩は十信の位にして爲佛果ヲ持ツ十無盡戒ヲ非爲成三乘。故に往前十信の位にして退すれば墮惡道。又生人天盡生戒體ハ不レ失ハ。歷テ無量劫ヲ至佛果不壞如金剛有也。此經云凡聖戒盡ク心爲體。是故心亦盡戒亦

盡ク。菩薩戒ハ有テ受法ニ而無ク捨法。有レ犯不レ失。盡ク未來際。又云心無盡故。戒亦無盡之文。又云佛子受無盡戒一已其受者過度四魔越三界苦。從生至生不レ失此戒。常隨行人乃至成佛。天台大師云三藏ハ盡ク壽菩薩。至菩提爾時即廢。此文は小乘戒は凡夫聖人二乘ノ戒共に盡形壽の戒。菩薩戒ハ自凡夫至佛果。其中間に無量無邊劫を歷れども戒體ハ不レ失云文也。されば此戒は持て犯すれども猶勝ニ二乘外道。故經云有テ而犯者ハ勝ニ無不犯有犯名菩薩。無不犯名外道。此文の意者外道は菩薩戒を不持不犯戒。不レ名菩薩。菩薩は破犯戒佛果の種子は不レ破失也。此梵網瓔珞の二經は心爲戒體ノ様なれども。實には色處を爲戒體也。小乘には身口ヲ爲本體。大乘には心ヲ爲本體。申は一往の事也。實には身口の表を以て戒體を發す。戒體は色法也。故大論云戒ハ是色法。故天台ノ梵網經の疏に正しく出ニ戒體。第二出ニ體者。初ニ戒體者不レ起而已。起即性無作假色。不起而已。起者表なければ戒體不レ發云。起即性無作假色者戒體は色法と云文也。近來唐土の人師梵網法華の戒體の不同を不辨。雜亂して天台の戒體を談。失へり。瓔珞經の十無盡戒者。第一不殺生戒第二不偷盜戒第三不邪淫戒第四不

妄語戒第五不酤酒戒第六不說四衆過罪戒第七不慳貪戒第八不瞋恚戒第九不自
 讚毀他戒第十不謗三寶戒也。梵網瓔珞の十重禁戒十無盡戒も初に連ニ五戒ヲ。大
 小乗の戒ハ五戒ヲ爲ス本ト。故に涅槃經には具足根本業清淨戒ト者是五戒の名也。
 一切の戒ヲ持トス無ニ五戒一無ニ諸戒具足ト持ニ五戒一不持ニ諸戒一爲ニ持ニ諸戒一
 持ニ諸戒一不持ニ五戒一不持ニ諸戒一。故に五戒を云ニ具足根本業清淨戒ト。されば
 天台ノ釋ニ云ク五戒ハ既ニ是レ菩薩戒ノ根本矣。知ニ諸戒ノ摸樣ヲ思はば能能之ヲ習ベ
 し。第三ニ法華開會の戒體ト者佛因佛果の戒體也。唐土の天台宗の末學戒體を論
 するに。或ハ云ニ理心ヲ戒體ト。或ハ論ニ色法ヲ戒體ト。未レ委ニ梵網法華ノ戒體ヲ差別ト。
 法華經一部八卷二十八品。六萬九千三百八十四字一一の文字。莫レ非ニ開會ノ法
 門實相常住ノ無作ノ妙色ト。此法華經は三乘五乘七方便九法界の衆生を皆毗盧遮
 那の佛因ト開會ス。三乘は聲聞緣覺菩薩。五乘は三乘に人天を加ヘたり。七方便
 は藏通の二乘四人。三藏教の菩薩。通教の菩薩。別教の菩薩三人已上七人。九法
 界は始ノ自ニ地獄一終リ至ニ菩薩界ト。此等の衆生の身を押へて佛因ト開會する也。
 其故ハ者此等の衆生の身は皆戒體也。但シ疑ハし事ハ。地獄餓鬼畜生脩羅の四
 道は戒を破たる身也。全ク無ニ戒體ト。人天聲聞緣覺の身は盡形壽の戒に酬たり。

既に一業引一生の戒體。因是善惡果は無記の身也。其因既に去ぬ。何なる善根
 か有て法華の戒體と可レ成哉。菩薩は又歷テ無量劫ト可ニ成佛ト誓願して發得せし
 戒體也。須臾聞之即得究竟の戒體と不可レ成ル。此等の大なる疑ト有也。然るを
 以テ法華經ノ意ヲ知之。十界共に五戒也。其故ハ者五戒破れたるを云フ四惡趣ト。
 非ニ五戒失ト。譬は造テ家トこぼち(毀)置ぬれば材木と云物なり非ニ數ノ失ト。然ども
 無ニ人ノ可レ住様ト。還て成テ家ト又人ノ可レ住ト。されば四惡趣も五戒の形は不失ト。魚
 鳥モ有リ頭有ニ四支ト也。魚のひれ(鱗)四ツ有リ即四支也。鳥は羽ト是トあり是も四
 支也。牛馬も四足あり二の前の足は即手也。破戒の故に四足と成てすぐ(直)に
 たた(立)ざる也。足の多く有者も四足の多く成たるにて有也。蠕蛇の無ク足腹は
 ひ行も四足にて可レ歩トことほりなれども。破戒の故に無ク足歩にて有也。畜生道
 如レ此。餓鬼道は多は似レ人ト。地獄は本の人身也。苦を重ク爲レ受ニ本身を不レ失
 化生する也。大覺世尊も持ニ五戒ト故に生ニ淨飯王宮ト。諸の法身の太士。善財童
 子文殊師利舍利弗目連も皆生ニ天竺ト婆羅門ノ家ト。佛の化儀を助んとて。皆人の
 形にて御座しき。梵天帝釋の天衆たるも龍神脩羅の惡道の身も。法華經の座に
 しては皆人身たりき。此等は十界に亙て五戒が有ければこそ人身にては有ら

め。諸經の座にては四惡趣の衆生。佛の御前にて人身たりし事は不審なりし事也。舍利弗を始として千二百の阿羅漢。梵天帝釋阿闍世王等の諸王。韋提希等の諸の女人皆欲令衆生開佛知見。便得清淨と開會せし事は。五戒を以て得六根六境六識。不レ改、押へて佛因と開會する也。龍女が即身成佛は。不レ改、畜生蛇道ノ身ヲ三十二相之即身成佛也。畜生の破戒にて表色なき身も。三十二相、無表色の戒體を發得するは。三惡道の身即五戒たる故也。されば妙樂大師の釋には五戒を十界に互し給へり。別論雖、然ト通ノ意可レ知ル。餘色餘塵餘界亦爾リ。是故ニ須レ明メ仁讓等ノ五ヲ云云。餘色ト者九界の身。餘塵ト者九界の依報の國土。餘界ト者九界也。此文は人間界を本として五常五戒を餘界へ互す也。但し不レ持、五戒は如何に三惡道には有けるぞと云に。三惡道の衆生も人間に生れたりし時五戒を持て。不レ得、其五戒、報、墮、三途ニ衆生も有リ。此善根をば未酬の善根と云。又既に人間に生れたる事もあり。是をば已酬の善根と云。又有リ無始ノ色心。此等の善根を押へて正了縁の三佛性と開會する時。我カ身に有リ善根不レ思。此身を押へて欲令衆生開佛知見。便得清淨故と説るゝは。住、人天ノ果報ニ五戒十善も趣ニ權乘ニ二乘も菩薩も。皆已成佛道。汝等所行是菩薩道と説れたる也。され

ば天台ノ御釋ニ云ク昔ハ方便未レ開セ謂レ住ニ果報ニ。今開ニ方便ノ行即是縁因佛性ト能。趣ニ菩提ニ云云。妙樂大師は趣ニ向權乘ノ道ニ者。以テ一實ノ觀一大ノ弘願ノ體レ之ヲ導レ之ヲ云云。如ク是得レ意時九界の衆生の身佛因と習へば五戒即佛因也。法華已前の經には無キ如キ此ノ説故に。凡夫聖人の得道は有テ名無テ實也。されば此經ニ云ク但離ニ虛妄ノ名ヲ爲ニ解脱ト。其ノ實ハ未レ得ニ一切ノ解脱ト。愚なる學者ハ法華已前には二乘計リ色心を滅する故に不レ成ニ得道ト。菩薩凡夫は可レ成ニ得道ト思へり。不レ爾ラ事也。十界互具する故に妙法也。さるにては互ニ十界ニ二乘菩薩凡夫を具足せり。故に二乘を不レ成佛ニ云はば凡夫菩薩も不レ成佛ニ云事也。法華の意は。一界の成佛は十界の成佛也。法華已前には佛非ニ實佛ニ九界を隔てし佛なる故に。何レ况や九界耶。然に法華の意は凡夫も實には佛也。十界具足の凡夫なる故に。何レ况や佛界耶。されば天台大師は一代聖教を十五遍有ニ御覽。陳隋二代の國師として造リ給文は天竺唐土日本に。玄義文句止觀の三十卷はもてなされたり。御師は六根清淨の人南岳大師也。此人の御釋の意一偏に在リ此ニ。此人を人師と申て。さぐ(下)るならば經文分明也。無量義經ニ云ク四十餘年未顯眞實云云。法華已前は虛妄方便の説なり。法華已前にして一人も成佛し淨土にも往

生してあらば。眞實の説にてこそあらめ。又云。過無量無邊不可思議阿僧祇劫終不得成無上菩提文。法華經には正直捨方便但說無上道云云。法華已前の經は不正直の經。方便の經。法華經は正直の經眞實の經也。法華已前に衆生の得道があらばこそ易し行觀經に付て往生し。大事なる法華經は難し行不行云はめ。但釋迦如來ノ御教の様に可し得意。觀經等は此法華經へ教入しん方便の經也。淨土に往生して成佛を可し知説は權教の配立觀經の權説也。眞實には此土にて我身ヲ知佛因可し往生也。不知此道理淨土宗の日本の學者。我カ色心より外の佛國土を求めさする事は。小乘經にもはづれ(外)大乘にも不し似。師は魔師弟子は魔民。一切衆生ノ信其ノ教ヲ三途の主也。法華經は理深解微非我カ機ニ毀らばこそ罪にてはあらめと云。是は毀るよりも法華經を失ふにて。一人も成佛すまじき様にて有也。設し毀とも人に此經を教へ知せて此經をもてなさば如何かは可し苦。不し毀行ニ此經ノ事を止めんこそ彌怖事にては候へ。此を經文に説れたり。若し人不し信毀し謗此經則斷一切世間ノ佛種。或復嚙蹙而懷疑惑一人命終入阿鼻獄從地獄出當墮畜生若狗野干。或ハ生驢中ニ身常負重。於此死已更受隣身。常處地獄如遊園觀在餘惡

道ニ如己カ舍宅ノ文。此文を各可有御覽。若人不信と説は不し協未代ノ機ニ云者の事也。毀謗此經の毀はやぶると云事也。法華經の一日經を皆停止して成稱名ノ行。法華經の如法經を淨土の三部經に引違へたる是を毀と云也。權教を以て實教を失は子が親の頸を切たるが如し。又觀經の意にも違ひ法華經の意にも違ふ。謗と云は但以テ口ヲ誹り以テ心ヲ謗るのみ非し謗。法華經流布の國に生れて不し信不し行即謗也。則斷一切世間佛種と説は法華經は不し協未代ノ機ニ云て一切衆生の可し成佛道を閉る也。或復嚙蹙と云るは法華經を行するを見てくちびるをすくめて。なにともなき事をする者かな。祖父が大なる足の履。小なき孫の足に不し協如くなんど云者也。而懷疑惑者未代に法華經なんどを行するは實とは不し覺。時に不し協者をなんど云人也。此比の在家の毎人。未し聞先に天台眞言は我カ機不し協云へるは。只天魔の人にとひて生れて思はする也。妙樂大師釋云ク故知無心趣於寶所。化城之路一步不し成文。不し知法華經ノ寶所者は。同居の淨土方便土の淨土へも至るまじき也。又云ク縱有宿善如恆河沙終無自成一菩提之理上。稱名讀經造像起塔五戒十善色無色の禪定無量無邊の善根有とも。法華開會の菩提心を不し起者。六道四生をは全く出

まじき也。法華經の悟と申は易行の中の易行也。只五戒の身を押へて佛因と云事也。五戒の我體は即身成佛とも被云也。小乗の意權大乘のをきて(約束)は。表にて無表を發す。此法華經は三世の戒體也。已酬未酬俱に佛因と説て三惡道の衆生も戒體を發得す。龍女が三十二相の戒體を以て可_レ知_ス。况_ヤ人天二乘菩薩耶。法華經一部に列_ナれる九界の衆生ハ皆即身成佛にて有_レ之也。止觀ニ云_ク中道之戒ハ無_シ戒不_レ備_ラ是_テ名_ク具足_ト持_ツ中道戒_ニ云_ク。中道_ノ戒_ト者法華の戒體也。無戒不備_ト者律儀定道の戒也。此五戒を知_ル十界具足_ノ五戒_ト時我_カ身_ニ具_ス十界_ヲ。我_カ身_ニ具_ス十界_ヲ得意時欲令衆生佛之知見と説て。自身に一分の行無して即身成佛する也。盡形壽の五戒の身を不_レ改_メ成_ル佛身_ト時は。依報の國土も又押へて寂光也。妙樂釋_ニ云_ク豈_ニ離_テ伽耶_ヲ別_ニ求_フ常寂_ヲ非_ス寂光_ノ外_ニ別_ニ有_ニ娑婆_ニ文_ノ法華已前の經に説_ク十方の淨穢土は只成_テ假設_ノ事_ト。又妙樂大師_ノ釋_ニ云_ク不見_ニ國土淨穢_ノ差品_ニ云_ク。又云_ク衆生自於_テ佛_ノ依正_ノ中_ニ而生_シ殊見_テ苦樂昇沈_ス淨穢宛然成壞_ス在_リ文_ノ法華の覺を得る時我等が色心生滅の身即不生不滅也。國土も如_レ爾_ノ此國土_ノ牛馬六畜_モ皆佛也。草木日月_モ皆聖衆也。經_ニ云_ク是法住_ニ法位_ニ世間_ノ相常住_ト文_ノ。此經を得_レ意者は持戒破戒無戒皆開會の戒體を發得する

也。經_ニ云_ク是名_ト持_テ戒_ヲ行_ニ頭陀_ヲ者_ト云_ク。法華經の悟と申は此國土と我等が身と釋迦如來の御舍利と一_ツと知_ル也。經_ニ云_ク觀_ニ三千大千世界_ヲ乃至無_シ有_下如_キ芥子_ノ許_モ非_中是_レ菩薩捨_ニ身命_ニ處_上文_ノ。此三千大千世界は皆釋迦如來の菩薩にておはしまし候ける時の御舍利也。我等_モ此世界の五味をなめて設_ケたる身なれば。又我等も釋迦菩薩の舍利也。故に經_ニ云_ク今此三界_ハ皆是_レ我_カ有_ニ其中_ノ衆生_ハ悉_ク是_レ吾_カ子_ト等_ニ云_ク。知_ルニ法華經_ヲ申は此文_ヲ可_レ知_也。我有_ト申す有_ハ其_レ非_ニ眞言宗_ニ者難_シ知_リ。但_シ天台は眞性軌と釋し給_ヘる。舍利と申は天竺の語。此土には身と云_フ。我等衆生も則釋迦如來の御舍利也。されば多寶_ノ塔_ト申は我等が身。二佛と申は自身の法身也。眞實には人天の善根を佛因と申は。人天の身が釋迦如來の舍利なるが故也。法華經を是_レ體に得_レ意則眞言の初門也。此國土我等が身を釋迦菩薩成佛の時。其菩薩の身を不_レ替_ヘ成佛し給_ヘは。此國土我等が身を不_レ捨寂光淨土毗盧遮那佛にて有_也。十界具足の釋迦如來の御舍利と可_レ知_也。此をこそ大日經の入漫荼羅具緣品には慥に説れたる也。眞言の戒體は人見_テ之_ヲ不_レ依_レ師_ニ相承_ヲ可_レ失_フ。故に別に記して一具に不_レ載_也。但標章に載する事は爲_レ令_ニ人知_ニ顯_ニ教密_ニ勝_ニ也_ト。仁治三年壬寅 啓_{三六五}一鈔_{二五}一語_{五三三} 扶_{一五三七}拾_{八三五}

微上五考二四八

○戒法門

夫人者天地之精五行之端也。故に悟あて直きと人と云ふ。心に因果の道理を辨へて人間には生れける由を知べし。一代聖教のねきてには。戒を持って人間には生るとねきてたり。戒と申は一切の經論に説る。數は。五戒八戒十戒十重禁戒四十八輕戒二百五十戒五百戒乃至八萬四千戒。如此戒品多しといへども始の五戒を戒の本と申し候ぞ。五戒と申は一には慈悲を起して物の命を殺さざる戒を不殺生戒と名く。道理なき殺生を制する也。一を殺して萬を生べきをば許すべし。二には盜みせざる戒を不偷盜戒と名く。道理なき盜の事也。三には他人の妻を犯さざる戒を不邪淫戒と名く。四には妄語せざる戒を不妄語戒と名く。由なき事に妄語せざれと也。五には酒を飲ざる戒。僻事を制する也。藥酒をば飲べし。先世に三寶の御前にして。此戒を受し時。天には日月衆星二十八宿七星九曜五星。地には五の地神。七鬼神。十二神。三十六禽。又梵天帝釋四大天王五道ノ冥官等。此五戒を受る人を護らんと誓給き。又五戒に依て生すべき處を定む。不妄語戒は大地をつくる。不殺生戒は草木となる。不邪淫戒は大海江河となる。不盜戒は風となる。不飲酒戒は火となりて草木の中にあり。又五

戒は五山となる。南には火の山北には雪の山東には木の山西には金の山中には土の山也。空の雲も五戒也青き雲は不殺生戒となる。白き雲は不盜戒となる。黒き雲は不邪淫戒也。黄なる雲は不妄語戒也。赤き雲は不飲酒戒也。雨空より降に又五の味あり。すき味の雨降ては青き花一切すき菓をいだし。からき味の雨は白き花一切のからき菓をいだし。しわはゆき(鹹)味の雨降ては黒き花一切のしわはゆき菓をいだし。あまき味の雨降ては黄なる花一切あまき(甘)菓をいだし。苦き味の雨降ては赤き花一切のにがき味の菓をいだし。又春七十二日は東。不殺生戒。夏七十二日は南。不飲酒戒。秋七十二日は西。不盜戒。冬七十二日は北。不邪淫戒なり。四季の末土用七十二日は中央。不妄語戒也。又天地父母となりまします。父母交懷のとき父の淫は白く母の淫は赤し。赤白の二滯もろとも五戒より生ず。父母の精血下て。父の淫は骨となり母の淫は肉となる。二の足二の手一の頭是も五戒より出たり。又子の腹の中に肝の臟と云物あり。七葉にして色青し。母のすき物を願し時出來たる物也。其中に魂と云物あり。眼に出て物を見る。東方の空に歳星と申。星あり。不殺生戒の人を護らんと誓ふ故に子の神となる。又母のからき物を願し時子の腹に肺の臟と云物出來

て其色白く其形八葉にして蓮華也。其内に魄と云たましひ有て鼻に出て物をかぐ。西の空に大白星と云あり。不盜戒の人を護らんと誓し故也。又母のにかき物を願しかば子の腹に心の臟と云物出來て。其色赤く其形雞の卵をさかさまに立たるが如し。其内に神と云たましひ有て舌に出て物を味ふ。南の空に熒惑星と云星あり。不飲酒戒の人を護んと誓し故也。又母のしわはゆき物を願ふに依て子の腹に腎の臟と云物出來て其色黒く其形半月也。其内に志と云たましひ有て耳に出て物を聞く。北の空に辰星と云星あり。不邪淫戒の人を護らんと誓し故也。又母の甘き物を願し時子の腹に脾の臟と云物出來て其色黄にして其形一葉四角也。内に意と云たましひあり。四身に遍してあつさ(熱)ぬるさ(温)をしる。先世に不妄語戒を持し時中央に鎮星と云星あり。此不妄語戒の人を護らんと誓し故也。殊には不妄語戒を委(まか)すべし。妙樂大師提謂經を引て云く。不妄語戒は四時の如く。土は中央に主たり。中央は脾に主たり。脾の臟は身と土となり。四季に主たり。不妄語戒も四季に徧(ま)す。身には五根は徧(ま)すと。五戒を破る中に不妄語戒を破るは罪深き戒にて候。其故は世間の人妄語し候へば冬は夏になり春は秋になり候。故に冬温(あたたか)にして草木出生して花(はな)は出(い)で菓(くだもの)なら

らす。夏はさむくて物をだたす。春秋も此を以て知べし。當時の世間は體に候はずや。態(わざ)と妄語をさせて世の中を損じさし。人をも惡道に墮(お)さん料(りょう)に天狗外道平形の念珠を作り出して。一遍の念佛に十の珠數を超たり。乃至一萬遍をば十萬遍と申す。是念珠の薄く平(ひら)き故也。是も只申にあらす。念珠を超(こ)へば平數珠を禁めたる事諸經に多く候。繁(む)き故に但(ただ)一二の經を擧(あ)ぐ。數珠經(すうじゆけい)云く。不應(な)ら越(こ)へ母珠(はははな)過(こ)越(こ)諸(しよ)罪(つみ)數(すう)珠(じゆ)如(ごと)く佛(ほとけ)ノ。勢(いきほ)至(いた)菩薩(ぼさつ)經(けい)云(い)く。以(もつ)平(へい)形(かたち)念(ねん)珠(じゆ)者(もの)此(こ)是(こ)外(がい)道(だう)弟(てい)子(し)非(ひ)我(が)弟(てい)子(し)。我(が)遺(い)弟(てい)子(し)必(かならず)可(べ)用(もち)圓(ま)形(かたち)念(ねん)珠(じゆ)者(もの)超(こ)越(こ)次(つぎ)第(たひ)一(いち)者(もの)依(よ)て因(いん)果(が)妄(まが)語(ご)之(の)罪(つみ)當(あた)り墮(お)地(ぢ)獄(ごく)云(い)ふ。此(こ)等(ら)の文(ぶん)意(い)を能(あた)り信(しん)すべし。平(へい)き念(ねん)珠(じゆ)を持(も)て虛(うつろ)事(こと)をすれば。三千大千世界の人の食を奪(うば)ふ罪也。其故は世間の入虛(うつろ)事(こと)をする故に。春夏秋冬たがひて世間の飢渴(うげ)是(こ)より起(お)り人の病(やま)これより起(お)る。是(こ)偏(ひと)に妄(まが)語(ご)より始(は)まれるなり。から申すとも。此世の中の人(ひと)は心(こころ)なを(な)る(は)治(ち)まじく候(ま)りとも。又(また)心(こころ)有(あ)る人(ひと)はさ(さ)ては僻(へん)事(こと)にこそ有(あ)なれと知(し)めんが爲(ため)に經(けい)文(ぶん)を擧(あ)げ候(ま)り。又(また)世(よ)間の念(ねん)佛(ぶつ)者(もの)現(げん)夢(む)に智(ち)者(もの)見(み)たりけるな(な)んと申(ま)候(ま)り。又(また)天(てん)狗(く)の見(み)せたる夢(む)なり。只(ただ)道(だう)理(り)と經(けい)文(ぶん)とを本(もと)とすべし。又(また)木(き)火(か)土(ど)金(きん)水(すい)も五(ご)戒(がい)也(なり)。木(き)とは曲(まが)直(ちよく)と云(い)てま(ま)がれるもありな(な)をさ(さ)もあり。少(せう)陽(やう)と(と)かたどれるなり故(ゆ)に春(はる)生(せい)す。火(か)をば炎(えん)上(じやう)と申(ま)す。

て空へのぼる。ものを熱するなり。五穀の火にあひて飯となるが如し。太陽が
 なたとれる故に極であたゝかなり。土と云物は社稷と云て萬の物をわかじ(通)
 出すなり。是又少陽なり。金は禁となる是少陰の物なるが故にかたし。物の
 おこりを禁るなり。水をは潤下と云て。物をうるをしやしなふなり。陰の終に
 はとくる(應)故に水なり。又五行の相生と云事あり。木より火生じ火より土生
 し土より金生し金より水生す。是は常の人のしるところ也。又水は太陰の物
 にしてくらかるべき物なり。何意ぞ水の底あかき(明)や。木は少陽の物なれば
 少しあかするべし。何意ぞ木の中くらき(暗)や。火は太陽の物なれば大にあか
 かるべし。何意ぞ火の中くらきや。土は少陽の物少しあたゝか(應)なるべし。何
 意ぞゆる(冷)や。金は少陰の物少しくらかるべし。何意ぞすこしあかきや。此
 等は智者の知どころ也。繁(多)故に注せず。又五行の相剋と云事あり。木の敵は
 金也。金は勝木は負る故也。春と秋とは敵對の季東と西とは敵對の方也。火の敵
 は水也。水は勝火は負る故也。夏と冬とは敵對の季南と北とは敵對の方也。土の
 敵は木也。木は勝土は負る故也。木と金と合て金のかつ事は堅と和かなるとの
 故也。火と水と合て火の水に負る事はあたゝかなるとつめたきとの故なり。

土と木と合て。木に土の負る事は多と一との故なり。土は的の如し木の土を
 どとる(應)時。土五にわれ木は箭の如してどとるなり。我等が眼は木より生
 ず。耳は水より生ず。鼻は金より生ず。舌は火より生ず。身は土より生ずるな
 り。上の五行をもて五根の損するを知て病の有様を知べし。又五根の損するは
 五戒の破るの故なり。せざる虚事をせぬ人もあまりにすき物を好めば舌損し
 身に瘡多し。せざる物を殺さねと辛き物を多く食すれば眼損す。是を以て
 餘の戒をも知べし。人目には五戒を持て貴き様なれども。食物に五戒を破て三
 惡道の主となり。人は善を疑はば我は佛法を恨む。此比世間の人。大旨是に
 似たり。戒を習ふと思はん者能我身を知べしなり。春七十二日は木勝故に
 我身に瘡出で身がゆじ。夏七十二日は火勝故に我身熱して汗たると。秋七十二
 日は風勝故に我身すさましく(應)秋風に身損す。冬七十二日は水勝故に我身
 寒くつめたし。四季の土用には土勝故に我身ふとる。又我身の肉は土骨の汁
 は水血は火皮は風筋毛は木なり。又臍より下は土臍より上胸さきまでは水胸
 さきより上喉までは火喉より口までは風と金となり。口より上頂さきまでは木と空
 となり。是も五戒なるべし。又三千世界も五戒を以て作れるなり。火と空とは

我頭と腰となり大海は腹なり春と夏とは脇なり秋と冬とは背なり。大骨の十二は十二月なり小骨の三百六十は三百六十日なり。口の氣は空の風なり鼻の氣は谷の風也身の毛孔の風は家の風なり。右の眼は月左の眼は日なり。髮は星なり眉は北斗なり。血脈は江河なり。骨は玉石なり身毛は草木なり。我身より一切の人間乃至依報の國土まで五戒を以て作るなり。故に世間に物を殺す事多ければ東の木星と變じて彗星と成て空に出の。此時春の草木れひとどまる。又此星人間に下て人の眼より入て眼の病となる。世間に偽り多ければ中央の土。星と變じて彗星と成て空に出の。此時大地やせて石となる故に草木れひず。又此星下て人の口を病しむ。世間に盗人多ければ西の金星と變じて彗星と成て空に出の。此時早應有て草木かる。又此星人身の内に入て疫の病世に多し。世間に邪婬多ければ北の水。星と變じて彗星と成て空に出る時。大水世間に行き。此星人の耳より入て身のひゆる病となれり。五戒破れて世間の五穀損され。身の五臟もよはく成り五神も栖を失ふ。此故に五の鬼神身に入て人の心をく

るはすなり。日月の光も失て天地の禍となり。後生には五戒の大地破る。故に三惡道と栖とす。臨終には顛倒して只此事にあゆり。上の五戒は名目は提謂經に出たりといへども。意は止觀眞言の道理を以て書るなり。善導の釋にも仁義禮智信。地水火風空の名計は擧たりといへども其義理なし。又淨土宗の學者も知ことあたはず。是體に知ぬと云ども淨土に生れなんや。わがかの小善成佛と申は是體に候なり。淨土宗の學者傳教大師の釋を引ども。末法には持戒の者なしと云釋の意を知らずして人人を迷はす法門なり。恐るべし恐るべし。次定、法門ノ事。夫定と申は多の定ありといへども先づ出入の氣を知べし。靜なる處に居して左の足を右の股にかけ右の足を左の股にかけ。左右の手を合せてこぶしをにぎれ。大指をにぎりこめよ。口を合せて鼻より氣を入れ口より氣を出せ。口の氣はたにかにかろし火と風との故なり。鼻の氣はおもくつめたし土と金との故なり。出入の氣は諍はずして出し入よ。出入の氣はがしく(急)は我身に病有と知べし。譬は煙の清濁を見て薪の生乾を知が如し。

春 (仁) 以慈爲義 眼不青酸木ノ山雨ノ味酢ニ歳生東ニ出テ眼ノ病
夏 (信) 不亂爲本 舌火赤苦火ノ山雨ノ味苦ニ癸惑星南ニ出テ舌ノ病
夏 (心) 不飲酒戒

土用(智不為義 不妄語戒 身意土黃甘土ノ山雨ノ味甘ノ鎮星中ニ出テ身ノ病)
秋(義以理盜戒 不偷盜戒 與金白辛金ノ山雨ノ味辛ノ太白星西ニ出テ鼻ノ病)
冬(禮以敬淫戒 不邪淫戒 耳水黑鹹ノ山雨ノ味鹹ノ辰星北ニ出テ耳ノ病)
木より火生じ火より土生じ土より金生じ金より水生す。木の敵は金金の敵は

火火の敵は水水の敵は土土の敵は木なり。土の敵は金金の敵は水水の敵は火火の敵は土土の敵は木なり。五行の相生相克の理を合して、
東方雨苦じ不飲酒戒赤舌
南方雨苦じ不飲酒戒赤舌
中央雨甘じ不妄語戒黃意土用大地。西方雨辛じ不偷盜戒白鼻秋風金。北
方雨鹹じ不邪淫戒黑耳冬大海江河の五山、即五戒事。東は木山不殺生戒。南は
火山不飲酒戒。中央は土山不妄語戒。西は金山不偷盜戒。北は雪山不邪淫
戒。五常、即五戒事。仁と云は人を憐れみ生を慈しみ物を育む心なり。義と

云は事の謂れを違へず邪なる事となさず萬事に進んではざる是なり。禮と
云は父を敬ひ母を敬ひ天道佛神を貴とびないがしる(愚にせざる)と云なり。智
と云は萬事の有様をよく知て善事悪事を辨へ作まじき事となさず作まじき事
なす是なり。信と云は事に於て誠を致し僻事をなさず心の底に思ひ解る是な
り。又仁は不殺生戒物を憐む故に物の命を斷ざるなり。義は不偷盜戒萬の理を
失はざる故に人の物を主に知せずして我物とせず又押ても取ざるなり。禮は
不邪淫戒淫は必ず禮を破る愛心あればざる(左有)まじき人なれども邪なる振
舞をなす。是と守れば上下濫れず行法もたじきなり。智は不妄語戒物の有様
を知ぬれば妄語せず。信は不飲酒戒也心狂亂せず則信あり酒は人の心を亂す
故なり。私云此五戒は佛にまた出世し給はざる時は。外道等も持之。天上に
生ずと教るなり。但持犯計を沙汰して其上に佛法を聞んことをば知るな
り。佛世に出給て此五戒を持て八身を受けて其上に佛法を聞て悟を開くと説
給なり。然れば此五戒は様様の功德を備へて戒として攝せずと云ことなじと
説給。此五戒を根本として大乘の諸戒も具足するなり。故に此五戒をば具足
根本業清淨戒と名するなり。此五戒者破れつれば一切の諸戒皆破る。五戒は破

高祖遺文錄卷之二

○色心二法鈔

先止觀真言に付て此旨を能能可_レ得意也。先_レ此旨を得_レ意者大慈悲心菩提心を可_レ得意。其故如何となれば。世間の事を案するも猶心をしづめざれば難_レ得意。何_レ况や佛教の道生死の二法を覺_レんことは。道心を發_レさずんば協ふべからず。道心_レ者無始より不思議の妙法蓮華經の色心五輪五佛の身を持ながら迷ひける事の悲_レしき也。如何して此旨を能能可_レ得意也。三世の諸佛も世に出_レまじりては先如何して此理を説知せばやと思食す。又大日如來も是を一大事と思食して五輪五佛の旨を説き即身成佛の理を顯はし給ふ。されば釋迦如來も大日如來も強_レに歎_レ思食ける事は。中一切衆生の迷の凡夫。妙法蓮華經の色心をも離れ五戒五智五佛の正體をも隔てずは。おなやかに佛も歎_レ思食す。妙法蓮華經の色心を持ながら。五戒五智五佛の正體に無始より迷ける事を歎_レ思食ける也。されば如何して迷の時も悟の佛にてありけるかと此旨を能能可_レ得意也。諸法雖多不可_レ過_レ十界。十界者一_レ地獄

二_レ餓鬼三_レ畜生四_レ阿修羅五人_レ六天七_レ聲聞八_レ緣覺九_レ菩薩十_レ佛也。此十界不可_レ過_レ三_レ東西南北中央五_レ方天地。此中に十界の理が三世にしつらはれて有也。此十界は迷の十界悟の十界とも無_レ有_レ三_レ法。故に此十界皆不_レ悟時妙法蓮華經の色心に有ける也。所以者何_レ地獄の衆生も皆五根五臟を以て造る。其五根五臟者眼根は東方大圓鏡智阿闍佛也。耳根は北方成所作智釋迦如來也。鼻根は西方妙觀察智阿彌陀如來也。舌根は南方平等性智寶性佛也。身根は中央法界體性智大日如來也。是又東西南北中央の五方。是又五戒也。眼は不_レ殺生戒耳は不_レ邪淫戒鼻は不_レ偷盜戒舌は不_レ飲酒戒口は不_レ妄語戒也。又此五根は五行也。眼は木耳は水鼻は金舌は火身は土也。又是五色也。眼は青色耳は黒色鼻は白色舌は赤色身は黄色也。又是五龍也。眼は青龍耳は黒龍鼻は白龍舌は赤龍身は黃龍也。又是五常也。眼は仁_レ德耳は禮_レ德鼻は義_レ德舌は智_レ德身は信_レ德。故に此仁義禮智信とて五の振舞也。又是五臟也。眼は肝臟耳は腎臟鼻は肺臟舌は心臟身は脾臟也。又是五神也。有五_レ神魂志魄意神是也。此五_レ神は天の五星地の五_レ岳東て五_レ神五_レ智_レ如來也。迷へる凡夫の身中にはしては五の神と云れ。此五を五智_レ如來なりと悟れば五佛果徳の佛也。爰に知_レ地獄の依報正報が皆五智

五佛の正體なりと云ことを。地獄の大地は中央法界體性智大日如來の土也。地獄の薪は東方大圓鏡智阿闍佛の木也。地獄の炭は南方平等性智寶性佛の火也。地獄の釜は西方妙觀察智阿彌陀佛の金也。地獄の水は北方成所作智釋迦如來の水也。如此五行は五佛の正體なる故に既に地獄も五佛の正體也。故に妙樂大師曰く阿鼻之依正の全處極聖之自身毗盧之身上不逾凡下之一念云云。是を以て思ふに地獄は遠くもなかりけるなり。衆生の五智五佛の正體を地獄とは名づくる也。故に釋曰く迷則三道流轉悟則果中勝用也。地獄の二道を以て餘道をも可得意。佛は九界に遍す。九界は全く佛界の色心なり。此理をしらずして無始より迷はる事よ。但し此身は何よりか生せる。東西南北中央の五方天地陰陽日月五星より生せり。彼の天地陰陽日月五星、又何よりか生せる。彼の法は萬法能生の體にして過去にも不生未來にも不生故に三世常住也。東西南北中央の五方日月五星は始たる體にあらざれば又我身も不生の身也。法界も不生の體也。我母も天地陰陽日月五星法界の體なるが故に我も亦法界の體也。故に生せる母もなく又生せられたる我もなし。何を以ての故に。我母も始て法界の體をば生ずべからず。俱に法界の體なるが故に。龍樹菩薩

云く諸法、不自生亦不從他生、又共して生せず無因にして生せず。唯法界不生の體にして不可思議不可得也。但し生といひ死と云諸法は天地陰陽に過べからず。天の陽氣地の陰氣且く相合する時を生と云。天地の二氣本有に還る處を死と云。故に止觀八云く天地の二氣交合各有五行。故に知ぬ天地の二の氣と云は我父母也。父は天也母は地也。此天地父母和合して五色を生せり。其五色者則五方五星五佛五戒日月衆星の體也。夫が頭身手足等の六分の形を顯はす。骨は是を以てさへ、髓は是を以て長し。筋は是を以てぬひ脈は是を以て通じ血は是を以て溼し肉は是を以て裏み皮は是を以て覆ふ。然るに我身をさへへたる骨は北方釋迦如來也。我身をぬへる筋は東方阿闍如來也。我身を溼せる血は南方寶性如來也。我身を裏める肉は中央大日如來也。我身を覆へる皮は西方阿彌陀如來也。然るに骨のあまりは齒となり肉の餘りは舌となり筋の餘りは爪となり血の餘りは髮となる。總して二期の果報四大五陰十二入七八界具足して成就せり。乃至此身天地一切の諸法を備へて萬事にかたされり。故に弘決六云く頭圓天也足方地也。身中空種則是虛空也。腹中熱春夏也背剛秋冬也。四體四季也。大骨十二、小骨三百六十二、年三

百六十日也。鼻氣出入、山谷風也。口氣出入、虚空中之風也。目、二日月也。開目、晝也。閉目、夜也。髮、空星也。眉、北斗也。血脈、江河也。骨、石瓦也。肉、地也。毛、大地也。上、生於艸木也。五臟、在天。五星、云はれ在、地。五岳、云はれ在、陰陽。五行、云はれ在、世。五常、云はれ在、内。五神、云はる。爰に知ぬ既に一年十二月三百六十日。東西南北中央の五方。天地陰陽を以て此身を造作せりと云ふこと。但、生と云けるは來る日月を云ふ。死と云けるは過行く日月を以てす。雖然、天も不改。地も不改。東西南北中央の五方日月五星も無替。然るに天地冥合して有情非情の五色とあらはるる處と生と云ふ。五色の色還て本有無相の理に歸する處と死と云なり。都て一代聖教顯密の旨殊な故といへども。生死の二法色心の二法是、大事にてあるなり。此生死六道四生二十五有に廻て輪廻今に不絶。然るに佛は此生死を離るを以て佛と云ふ。此生死に遷り迷ふを以て凡夫と云也。此生死を能得可得意也。止觀五云、無明、癡惑、本是法性。以、癡迷、故、法性變、作、無明、起、諸、顛倒、善、不善、等、如、寒、來、結、水、變、作、堅、冰、一、又、如、眠、來、變、心、有、三、種、種、夢、今、當、體、諸、顛倒、即、是、法、性、不、一、不、異、雖、顛、倒、起、滅、如、旋、火、輪、不、信、顛、倒、起、滅、唯、信、此、心、但、是

法性。起、是法性起滅。是法性滅。體、其實、不、起、滅、安、謂、起、滅。只、指、妄、想、悉、是、法、性。以、法、性、繫、法、性。以、法、性、念、法、性。常、是、法、性、無、不、法、性。時、上、體、達、既、成、不、得、妄、想。亦、不、得、法、性。還、源、反、本、法、界、俱、寂、是、名、爲、止。云云。明知此釋の意は無始輪廻の生死の法は悟りの境界也と釋せり。法性の故に生死ありける也。故に弘決、云云。以、有、理、性、故、有、生、死。生、死、用、理、不、知、生、死。即、是、理、故、名、日、用、不、知、云云。此釋の意は我等がいとひ悲める生死は法身常住の妙理にて有ける也。此旨を能得可悟。譬は我等が生死と云へるは過行く日月に付て生死は有也。されば此日月は生死の本體にて有也。此日月に付て東西をも辨、昨日今日をも分別し。又十二時をも分ち三十日を一月とし十二月を一年とする事も。世間事に於て前後をも不亂理をも不誤。月日の過、去るに付て殘命不幾云事も知也。明、知、十、界、の、衆、生、依、正、二、報、の、生、死、は、唯、此、日、月、よ、り、を、こ、る、な、り。又、是、金、胎、兩、部、の、全、體、本、迹、二、門、の、實、理、也。此、實、理、故、に、生、死、は、有、ける、也。此、日、月、の、本、體、の、故、に、有、ける、生、死、なる、が、故、に、弘、決、一、は、佛、なる、故、に、生、死、あり、と、釋、給、つ、也。止、觀、云、起、是、法、性、起、滅、是、法、性、滅、と、釋、し、給、ふ、唯、此、意、なる、へ、し。故、三、年、十、二、月、は、十、二、因、緣、の、生、死、也。正

月ノ生位より十二月ノ老死滅位に至る。又此滅位より生の種をついで十界の因果三世不改。十界の生死は過行日月にて有也。又我等衆生の身のみならず。草木も皆此日月の明暮生死にうつされて我等と俱に生生死死する也。譬は生ずるは心法也滅するは色法也。色心の二法が不二也と云は。譬はもみは種にたろすは。もみは去年の菓なれば心法也。此心法を今年種に下すは此種子成苗。心成色故。心法の形不見。但色法のみなり。雖然此色法の全體は必法なる故に日月の過行に隨て生長するなり。故に色心不二なり。色心不二なりといへども又而二也。此色法の苗の中より秋に至て又本の心法を生ずるなり。故に不二にして而二也。如是十界の依正色心の二法。一法二義の理にして。生死常住の故に三世に改まるることなし。哀哉生死の無常を厭ひ悲しむ。身の常住の生死をしらずして厭ひ居る事よ。此理をしらずして或は此生死を厭て生死なき浄土をもとめ。或は又此理をしらずして生死は虚妄の物なりと觀する人も有り之。可憐可憐。唯生者心法也。滅者色法也。故に生死の二法は色心の二法にて有ける也。是即眞言正觀の觀法出離生死の頓證也。道場所得の妙悟妙覺朗然の知見なり。最後臨終の時は此理を思食定むべし。

寛元二年甲辰九月十七日

○師子頰王鈔

五天竺の内中天竺摩訶提國。師子頰王の太子四人存す。淨飯王、淨飯王、白飯王、甘露味繞王也。善覺長者ひすめ八人有。四人の王に二人つゝ合す。第一第八は淨飯王の後也。第八摩耶夫人は太子御誕生ありて七日に死せ給。死するには故有て死也。一は悦極ぬれば死す。二は金剛をばらひ故に死す。故に太子は憍曇彌にをたてらる。一にはをばは。曠母二にははま。母三には養母にて有ぬ。されば三徳を蒙る。苦行六年の間一日に麥一ツ、胡麻一ツを食給き。王宮よりしては五人の御弟子あり。所謂拘隣、須裨、提迦葉、拘利太子。此内三人は落ぬ。樂行六年の間には五人の内二人あり又落ぬ。さて佛成道の時參で有し時。此五人の爲に阿含經を説給き。是皆佛にしたしき人人也。舍利弗は佛より已前に死す。迦葉は佛滅後二十年が間小乘經を弘通して死す。其後二十年の間阿難小乘を弘通せし也。觀經等を持って死也。商那和修小乘を二十年弘通して死す。毘多二十年弘通して死す。提多迦二十年弘通して死す。已上一百年一向小乘也。彌遮

迦脇比丘かきびくより至いた三四百年ほく。粗權大乘の義を云といへども明あならず。月夜つきよ知らる人に如ごとく向むかふ。

○堯舜禹王鈔

第四堯王。太子丹朱を棄て。瞽叟が子重華を召て位を繼つがす。所以は堯王禹と云大臣を召て位を繼すべし者や有と問給に。答こた云い重華と云者あり。父はかたくな(頑)也母はまゝひすらこし(闇)。弟の象と云者はれこれり。雖然しか父をも母をも弟をもあだます。母瞽叟に語て云い。重華我をなふると云て。瞽叟にかく(斯)してみするに。時に母むねにはち(蟬)をつゝみて是をとれと云。重華是をどる。瞽叟是を見て實になふると思おもへけり。然しか間毒をのまするに死せず。家の上にはばせて火をつけて焼に唐笠を以てとびて不死。又井を掘ほに錢を土につけて出す。錢盡て掘うづみぬ。重華よこ穴をほりて死せず。さて父母を離て山に入り木をこり市にうりけるに。弟の象めぐらに成て市を乞食す。重華是をみて錢をとらす。日數をへてのち父母弟の象と三人共に目つぶれて又件の市を乞食す。重華薪をうりけるが是をみて父の瞽叟をひざにかきかせて泣けり。

其涙落て父の眼に入て忽たちに目あきぬ。さて三人共に山に入てすぐる程に。有あ時堯王禹を召て可ま繼つ位ち者や有と御尋あり。禹答申す重華と云賢人有と。堯王太子丹朱を棄て重華を召て位をつがする。第五の舜王是也。又舜王太子商均を棄て民に位を繼す。夏の禹王是也。孔子の弟子に曾參と云者あり。孔子の使つかに西國へ行に有あ三ノ道。一は山道二は海道三は勝母道と云。三が中の勝母と云道は直道也。山道は師子虎狼多し。此道は卯ノ時に入て酉ノ時に出る道也。然しかに曾參がつれ十人あり。九人が云直道なれば勝母を行んとて是にかゝる。曾參が云母にかつと云道なれば不行とて一人山道にかゝりぬ。然しかに九人は勝母にかゝりて夜打に被か打う死し。人來て曾參が母に語る。曾參は夜打にうたれて死したりと告く。母不あ驚おど云けるは曾參は仁義禮智信を先とする者なれば故なくしては不あ可ま死し。其その故は曾參は五の徳あり。一には山に入て木をさりけるに。木に頭を打せて是をやみしに父母日夜是を歎く。己れがなやみの苦をねう(忍)じ。父母の心をやすめんが爲ためにをきて琴を引て父母の心をやすめん。二には梟鳥かこうが家の内に巢をくひしを見て。梟と云鳥は母をくらふ。梟は土を子とすと云。破鏡と云鳥は生なて七日と云に父を食す。破鏡は巢を子とすと聞き。然しかは不

孝也。されば此家を去給へと云しを聞て鳥去にき。三には鄰りに母を打ものありしかば。をぢをそれて栖すまをさる。如レ此五ノ孝あり。孝養の者なれば争か天も捨給べき。よも不死しなと云へり。不違死せざり云云。

○諸願成就鈔 微下ニ 考六六七

第一昔釋迦菩薩いまだ凡夫なりし時。尸毗王として檀波羅蜜を行し給し時。深く衆生をわはれみ給事父母の子を思ふ如く衆生に萬法を施こし其心清淨にして一塵も惜む心なし。爰に帝釋其性を試んか爲に。毗首羯磨天を相語て互に變化す。羯磨天は鳩と成て王の懷なごににげいる。帝釋は鷹と成て尸毗王の前に飛下り。鷹王に奏して言さく今日の食たる一ツの鳩を追にがす。王の懷の内にかくし入たり。返し給はらんと。王答て曰く我一切衆生をわはれむ。於衆生無偏頗。以慈悲爲先。以檀度爲行。檀戒の行を志し。生ある者を殺さず敢て與へじと。鷹重て言く我は衆生にあらすや。今日食は定れる者也。既に自らの食を奪れて飢ん事いかげん。慈悲平等の勤行ならば。王争か我が飢をも憐れみ給はざらんや。爾時尸毗王誠に慈悲深して鳩の命をも相助け。鷹の飢

をも思んと。自股の肉を切割て以て鷹にあたふ。鷹重て言く王の股の肉僅に最小也。鳩の分にあたはず同くは等分に與へ給へと。爾時尸毗王秤を以て按量し鳩と肉とを懸合するに。不思議に鳩は猶重く肉は殊に輕し。又左右の股の肉を加ふ。猶鳩の分量に不及。又肘の肉を切そ。猶以て不及。又背の肉を切懸るに猶以て其分にあたはず。總じて一身の肉を切加るに肉輕して鳩の分量にあたはず。其時鷹尸毗王を責て言く。御身の肉既に盡れども終に鳩の分量にあたはず。今は只本の鳩を返し給らんと。王答て曰く我既に立所に死すと。鳩を返すべからず。自の一身を與へて以て秤にかけられんとし給ふに。筋たぬ力盡はて。倒まにまろび地にふしぬ。時に王自ら身を責て言く。今我此苦みかるくして一塵よりも少なし。將來餓鬼道の苦患は無量百千萬億にして須彌山よりも多からん。何ぞ此身をあながらに痛み惜まんやと。倒れふしては起上りころび倒れては又秤にとりつく。其心塵計りも終に悔る思なし。其時大地大さに震動し。天より種種の花雨て諸天忽に影向し檀施の功德を讚歎す。鷹は本の帝釋となり鳩は毗首羯磨と顯はる。帝釋問て言く。今此疵苦しく後悔多きや否と。王答て云く更に悔る心なし都て苦しみ痛む思なし。帝釋又云。其證

據未^タ顯^レ豈信することを得べけんや。王又答^テ云^ク若^シ是虛妄の説ならば我^カ身の疵^ズ愈^ル義^ナからん。若^シ實^ニの誓^ハならば是即平愈せんと。此誓を致す時王の疵忽に平復し速かに本^モ身^ノの如く成給^フ。是を釋迦菩薩の昔の檀波羅蜜とは云也。第二^ニ昔^シ國王あり須陀摩王と名く又は普明王と云。戒波羅蜜の故に敢て一生妄語せず。或時城の外に遊覽の爲車に乗て門を出るに。乞食の沙門出來て普明に奏して云^ク。我飢渴に責られて命奪はれ助かるべからず。施戒平等の大王悲田の我に施し給へ。王直に言^ク我既に宮を出づ歸て汝に施行せんと告畢て出給^ム。遙なる園林に心を樂^シて遊戯するに。鹿足王空より飛來^リ普明王を直に召取^ル七重の籠^ヲにをしこめ。本より召取處の九百九十九の王の中にこめをく。既に一千人に満足しぬ。皆一度に召出し首切らんとす。中に普明一人殊に悲歎し涙を流す事如^シ雨^ノ。鹿足對^シ普明^ニ曰^ク汝刹利姓の者也何ぞ愚かにひとり命を惜^ムんや。普明答^テ曰^ク全く我命を惜^マず只偏に戒門を守るなりとて具^ニに宣^ス上^ノ事^ヲ。尸羅波羅蜜を修行して生れてより以來敢て一言も妄語せず。然るに今日城を出る時一人の沙門に對して歸て汝に施行せんと告畢ぬ。今不慮にとらはれて汝が爲に死^ニされなん。我徒らに命を没して施願を滿せざらん事を悔^ムゆ。

全く命を惜む事なし只虛妄の罪を歎くなり。鹿足王是を感悅して。汝實に然らば今七日の暇を免すべしと。普明大に悅て再び王宮に立歸て。百千萬億人を催して乞食の沙門を集めて。自ら寶藏を開き七寶を施行す。檀波羅蜜の志し無^シ懈^ル。其後太子に國を譲り位を與へて七日畢て既に鹿足の處へ趣^ク。爰に太子婦人を初て諸臣萬民に至^リまで。悲歎の餘り袂に取すがり面面に涙を流して奏して曰^ク。我等兼てしらすして前^ニに君を奪はれぬ。天命未^ダ盡^キ今又此に還^ルりまします。官軍を一處に集め置き城をふせぎ。我等命を輕^クんじて王を守護し奉らん何の恐れかあるべき。哀れ願くは大王安穩に住しましたせと。爾時^ニに普明の云^ク。我^レ正直の警戒正しき故に既に七日の壽命を延得て又本願をも成^スじぬ。更に生死を恐る^ル事なし。何ぞ天慮をもかへりみずして妄語をなさんや。正直は是上天に昇る橋也。虛妄は終に三途に墮する因也とて。更に承引せずして鹿足の所に至りぬ。鹿足遙に見^レ之^ヲ大に稱美讚歎す。實に汝虛妄なし。生あるものは命をれしむ命は第一の寶也。汝は眞實の善者也我豈に汝か功に劣らんや。汝は我^カ智識也汝を永く免すなりと。普明の正直を隨喜して鹿足邪見を改め早く正心に住して先罪を懺悔す。普明一人を免すのみならず。本の九

百九十九人の諸王をも皆悉くゆるしぬ。其時諸王大に歡喜して讚_シ普明_ヲ言_{ハク}。善哉善哉普明王。一人の戒善に依て一千人を相助け。又邪見の王を改て菩提心に住せしむ誠に我等か善友也。是より一千人の諸王共に修行して戒波羅蜜をもち菩提の道を願樂す。是釋迦菩薩の尸羅波羅蜜也。第三_ニ憍提波羅蜜と云は是_レ天竺の語也唐には云_フ忍_ト。昔_ハ一_ノの仙人あり其名を忍辱と云。獨_リ林中に處して屬提波羅蜜を修行す。其時の王を訶利大王と名く。邪見熾盛にして放逸に殊に殺生を先とす。爰に夫人采女を引具して俱に彼園林に遊宴す。訶利王戯れ疲れて暫く樹下に睡眠し給ふ。其間_ニ夫人采女等諸共_ニ遙かに花に遊覽し。林の奥に尋ね入るに一_ノの仙人の住處あり。皆彼禪室に群集す。仙人爲_レ此_ノ種種に教誡を宣ふ。時に訶利王眠りさめて夫人采女を尋るに無し。遙かに仙人の室に尋ね入る。王大に瞋り色を變じ逆鱗し拔_キ刀_ヲ馳入て則向_テ仙人_ニ云_フ。汝は是何者なるや。仙人答て言_ク我は忍辱仙人なり。王又問_テ云_フ。汝は何を以て業とするや。忍波羅蜜を修行す。王又重て問_ク汝欲界の煩惱を離れたるや。仙人答て云_フ。未_ダ盡_ス煩惱_ヲ。王殊更に瞋て云_フ。汝忍辱を修行せば一_ノの臂を出すべし。仙人左の臂を指出す王刀を以て切落す。又問_テ云_フ。汝何を行とするや。猶又答_テ云_フ。

忍波羅蜜を行とす。王又瞋て右の臂を切落す。乃至耳鼻手足を切落す。仙人手足耳鼻皆被_レ切血地に散ずるを王見給て瞋恚漸くさめぬ。仙人王に告_ク。爾體猶殘れり何ぞ又不_レ切。我今爲_レ王_ヲ横に如_ク是_ノ被_レ切我一念も瞋らず又恨る心なし。願_{ハク}は此結縁に依て我即成佛對_シん時。濟度利生の初には先汝を利益せん。若我妄語を誓はば此疵終に不_レ愈_ス。若眞實の願ならば自然に平復せん。誓_ハ畢ぬれば其疵如_ク本_ノ平愈す。是_レ又釋迦菩薩の憍提波羅蜜也。第四_ニ毗梨耶波羅蜜とは是天竺の語也唐には云_フ精進_ト。一切の善行を致すに須臾刹那も無_ク懈怠。常に勵_シ心_ヲ勤行精進せしむる是を勇猛精進とす治_ス懈怠_ヲ功德也。念力暫くも不_レ息_ス是_ヲ名_ス精進_ト。所謂火を切んに暫くもやまば火を得ること難からん。或は水を遊ぶに暫くも手足をやすめば渡る事又難からん。昔波羅奈國に有_リ太子_ニ名_ス大施太子_ト。宿善内にもよほし道心堅固にして。外に起_シ慈悲_ヲ普_ク哀_シ衆生_ヲ。常に山野江海に出て遊んで殺生の業を相見て彌_チ慈悲の志深し。然るに或は人の食の爲に生_カたる羊の血をしぼり。或は畜食の爲に生_カたる狗の皮をはく。如_ク此_ノ苦勞し放逸邪見のわざあり。太子諸_ノ業人に問て言_ク。如_ク此殺罪は何等の爲なるや。諸_ノ業人答て言_ク。偏に衣食資生の爲也。太子大に

悲泣し王宮に立歸り我所持の寶を普く人民に施す。太子の寶盡て王の寶を施さしむ。時に諸臣大にさはいで是を國王に奏聞す。其時太子止給はず。衆生の爲に身をすて龍宮城に趣く。我聞く海中に無上の寶あり是を如意珠と名く。其用萬寶を雨し衆生の樂を満足せしむと。我彼にて龍王に玉を請取り衆寶をあくまで衆生に施さんと。一の神仙をかたらひ五百餘人を引卒して。弘誓の船に取乗り念力の船師に身を任せて。輕命ヲ重願ヲ多くの時節を送り終に龍宮の邊に至れり。或は金沙の濱をゆき或は銀山の峯を見る。青蓮の池の砌には青毒の靈蛇まとい。珠璣の橋の本には玉龍あり。太子一人進んで守門の龍衆に禮をなし。かけはしを渡りのぼり靈樓の邊にたたずみ。善龍神に對して具に事を奏す。龍王大に驚て。誠に得進の者に非んば誰か此海城に來らんや。白女太子を請し入委く志願を尋奉る。太子答て曰く我は是中天竺波羅奈國の王子也。獨り衆生を濟度せんが爲に精進波羅蜜を修行す。行力此に通じて龍宮城に到れり。願は如意寶珠を賜て普く寶を衆生に施行せんと。龍王太子の慈心を歡喜して。七日太子を留め置さもてなして其後寶珠を奉り。龍王神力を顯はして須臾に本土に還したてまつる。太子無價の玉を得て衆寶を雨さんと誓ふ。時

に大海の諸龍驚動して龍王の前に群集し大に歎て奏聞す。如意寶珠は是龍宮第一の寶也我等が貴寶也。三千界の中にも是に過たる寶なし。何ぞ人中に留めんやと。此寶を取んとて諸龍人に變化して太子ノ睡眠のひまを得て。終に如意寶珠を取返し本の龍殿に納め奉る。太子睡さめて玉を求るに曾てなし。大に驚て則此事を覺悟し。やすからぬ事に思て太子一人大海の邊に趣き。喚て云。諸の龍神慥かに聞大諂曲の龍王也。只今玉を返さずんば忽に大海の水を汲て龍宮をあらはになすべきなりと。其時海神一度にさけび笑て太子をわざけりて言く。金山は朽失とも大海はかはしがたし。設ひ天地を心に任すとも誰か大海を汲さん。多塵劫をふるとも何れの時にか盡る期あるべき。若此國の海を移しては又何れの海にか納むべき。多生曠劫を送るとも豈乾かす事あらんやと然れども太子尙退屈の思無して重て言く生死海難盡我今是を盡さん。無明煩惱難盡我亦是を滅盡せん。無邊の衆生難度我尙度せん。菩提の道難得我亦終に成就せん。况や有爲の海水争か盡す義なからんや。骨肉の命は盡るとも此願力は懈らじとて。太子海のはたに立望み。蛤のからを手に持て獨り大海をかへ給ふ。設此生に不盡とも生生世世懈怠せじと。如是誓願して盡

夜七日を經給へり。爾時梵王帝釋自在天彼ノ振舞を證覽し其願力を歡喜して。いざや力を合せんとて各下界にくたり給ふ。欲色二界の諸天も下て太子に與力して面面に海をかね給ふ。三十三天四天毗沙門天を先として。迷廬八萬の底に入り大海の潮を汲上げて遠く空中になげあぐ。諸天空にて受取て大鐵圍山の外にやる。如し此轉轉して人天俱にかねほす。大海の潮を半に減し盡し龍宮もあらはなり。海神龍神仰天ヲ龍王大にさわいで。忽に寶珠を取出し再ひ太子に奉る。所願成就して萬寶を飽まで衆生に施し給ふ。是を釋迦菩薩の昔の精進波羅蜜と云也。第五禪波羅蜜と云は。昔坐禪入定の人あり尙闍梨仙人と名く。獨り靜室に入て久く禪定し。心身不動遙かに送數日。飛鳥見之株の思をなす。時に鳥の雌雄飛來て彼の仙人の髻の中に栖をくひて終に子をうみそだつ。其時仙人定を出て是を思ふに若頭をふり身を動さば。彼のかいこ(卵)地に落ちてくだけなん。又親鳥も來てあためためじと。如し思惟して又本の定に入り。其後鳥の子生長してつばさ生じ四方に飛去れり。是を禪波羅蜜と申也。

第六の禪波羅蜜は。昔坐禪入定の人あり。其時仙人定を出て是を思ふに若頭をふり身を動さば。彼のかいこ(卵)地に落ちてくだけなん。又親鳥も來てあためためじと。如し思惟して又本の定に入り。其後鳥の子生長してつばさ生じ四方に飛去れり。是を禪波羅蜜と申也。

○女人往生鈔 鈔一七六六扶一〇五八拾四四二

第七ノ卷に後五百歳二千餘年の女人の往生を明す事を云はば。釋迦如來は十九にして淨飯王宮を出給て。三十の御年成佛八十にして御入滅ならせ給き。三十と八十との中間を數れば年紀五十年也。其間一切經を説給き。何も皆衆生得度の御ため無虛妄の説。一字一點もねるか(疎)なるべからず。又凡夫の身として是ヲ疑べきにあらず。但佛説より事起て小乘大乘權大乘實大乘顯教密教と申名目新たに出來せり。一切衆生には皆成佛すべき種備はれり。雖然小乘經には此義を不説顯。されば佛我ととかせ給經なれども。諸大乘經には多く小乘經を嫌へり。又諸大乘經にも法華已前の四十餘年の諸大乘經には。一切衆生に多分佛性の義をば許せども。又一類の衆生には無佛性の義を説給へり。一切衆生多分佛性の義は巧なれども。一類無佛性の義がつたなき故に。多分佛性の巧なる言も又拙き言と成ぬべし。されは涅槃經ニ云。雖信衆生是佛性有。不_シ必一切皆悉。有之是。故名爲信不具足。等云云。此文の心は。一切衆生に多分佛性ありと説ども。一類に無と説ば所化の衆生は闍提の人と成べしと云文也。四十餘年の衆生は三乘五乘俱に闍提の人と申す文也。されば佛無量義經

に四十餘年の諸經を結シテ云ク。四十餘年未顯眞實文。されは智者は且く置く於テ愚者一且く四十餘年の御經をば仰て信をなして置べし。法華經こそ正直捨方便但説無上道。妙法華經皆是眞實と釋迦多寶の二佛定させ給フ上。諸佛も座に列り給て舌を出させ給ぬ。一字一文一句一偈也とも信心を堅固に發して疑を成べからず。其上疑ヒを成メならば生疑不信者即當墮惡道若人不信乃至其人命終入阿鼻獄と。無虛妄の御舌をもて定めさせ給ぬれば。疑ヒをなして惡道にねちては何の詮か有べきと覺ゆ。されは二十八品何も疑なき其中にも藥王品の後五百歳の文と。勸發品の後五百歳の文とこそ殊にめつらしけれ。勸發品には此文三處にあり。三處俱に後五百歳二千餘年已後の男女等に互る。藥王品には此文二處にあり。一處には後五百歳に法華經の南閻浮提に可キ流布ス由を説テ候。一處には後五百歳の女人の法華經を持て。大通智勝佛の第九の王子阿彌陀如來の淨土。久遠實成の釋迦如來の分身の阿彌陀の本門同居ニの淨土に往生すべき様を説れたり。抑佛には偏頗御坐ニまじき事とこそ思侍るに。後五百歳の男女ならば男女にてこそ御坐ニまじき。餘處ニ後五百歳の男女法華經を持て往生成佛すべき由の委細なるに。重て後五百歳の女人の事を説カせ給へ

ば。女人の御爲にはいみじく聞レれども男子の疑は尙ある歟と覺る故に。佛には偏頗ハのれわするかと。たのもしくなき邊ニもあり旁疑ハはしき事也。雖然力及ばず。後五百歳二千餘年已後の女人は法華經を行して。阿彌陀佛の國に往生すべしとこそ御覽ヒ侍りけめ。佛は悉達太子として御坐シしが十九の御出家也。三十の御年佛に成せ給たりしかば。迦葉等の大德通力の人人千餘人付キいらせたりしかども。猶五天竺の外道怨ミ奉てあやうかりしかば。淨飯大王ねほせありしやうは。悉達太子をば位ヲ譲り奉て轉輪聖王と仰キ奉ンと思召しかども其甲斐もなく出家して佛となり給ぬ。今は又人天一切衆生の師と成せ給ぬれば我一人の財ヲにカらず一切衆生の眼目也。而を外道ニ云ハ甲斐なくあやまたせ奉る程ならば悔るとも甲斐なけん。されは我を我と思ん一門の人人出家して佛に付奉れと仰ありしかば。千人の釋子出家して佛に付奉る。千人の釋子一に淨飯王宮にまひり案内ヲ申て御門を出給しに。九百九十八人は事ゆへなく御門の橋を打渡キ。提婆達多ト瞿伽利トとは橋にして馬倒れ冠ぬけたりキ。相人見テ之ヲ此二人は佛の聖教の中に利益あるべからず。遠て佛教ニよて重罪を造て阿鼻地獄に墮レべしと相シたりキ。又震旦國には周の第十三平王の御

宇にかみをかうふり身赤裸なる者出來れり。相人相して云、百年に及ばざるに世將に亡せなんと。此等の先相せんさうに寸分も違はず。遂に瞿伽利現身に阿鼻地獄に提婆と俱に墮ち。周の世も百年の内に亡せぬ。此等は皆佛教の智慧を得たる人は一人もなし。但二天三仙六師と申ス外典。三皇五帝等の儒家共也。三惑一分も斷せず五眼の四眼既に缺て但肉眼計也。一紙の外をもみず一法も推當ん事難かるべし。雖レ然此等の事一分も不レ違。而に佛は五重の煩惱の雲晴れ五眼の眼無レ曇。三千大千世界無量世界過去未來現在掌の中に照知照見せさせ給ふが。後五百歳ノ南閻浮提の一切の女人法華經を一字一點も信し行せば。本時同居の安樂世界に往生すべしと。知見し給ける事の貴く憑敷事たのしみ云計なし。女人の御身として漢の李夫人楊貴妃王昭君小野小町和泉式部と生れさせ給たたらんよりも。當世の女人は喜しかるべき事也。彼等は寵愛の時にはめづらしかりしかども一期は夢の如し。當時は何れの惡道にか侍らん。彼の時は世はあがり(上代)たりしかども。或は佛法已前の女人或は佛法の最中なかなれども後五百歳の已前也。佛ノ指給はざる時なれば覺束なし。當世一切の女人は佛の記し置給た後五百歳二千餘年に當て是實まことの女人往生の時也。例せば冬は氷乏しからず春は花

珍しからず夏は草多く秋は菓多し時節如此。當世の女人往生も亦如此。貪多く瞋多く愚多く慢多く嫉多きを不レ嫌ハ。何ニ况ヤ此等の過とが無らん女人をや。問ク云ク内外典の詮を承るに道理には不レ過ト。されば天台釋ン云ク明者ハ貴ニ其理ヲ暗者ハ守ル其文ヲ文ヲ釋スの心はあきらかなる者は道理をたつとび。くらき者は文をまもると會フせられて侍へり。さればこそ此ノ後五百歳若有女人の文は佛説なれども心未レ顯ル。其故は正法千年は四衆俱に持戒也。故に女人は五戒を持ち比丘尼は五百戒を持て。破戒無戒の女人は市の中の虎の如し。像法一千年には破戒の女人比丘尼は多く持戒の女人は是希也。入テハ末法無戒の女人は多し。されは末法の女人いかに賢しと申ども正法像法の女人には過へからず。又滅劫になれば日目に貪瞋癡增長すべし。貪瞋癡強盛なる女人を法華經の機とす。くは末法萬年等の女人をも取べし。貪瞋癡微薄なる女人をとらば正像の女人をも取ルべし。今とりわけて後五百歳二千餘年の女人を佛の記しさせ給事は第一の不審也。答ク云ク此事第一の不審也。雖然試に一義を顯すべし。夫佛と申は大丈夫の相を具せるを佛と名く。故に女人には大丈夫の相無し。されは諸小乘經には一向に女人成佛を許さず。女人も男子と生て後に成佛あるべしと説か

る。諸大乘經には多分は女人成佛を許さず。少分成佛往生を許せども。又有名無實也。雖^レ然法華經は九界の一切衆生善惡賢愚有心無心有性無性男子女人一人も漏なく成佛往生を許さる。雖^レ然經文略を存する故に。二乗作佛女人惡人の成佛久遠實成等をこまやかに説て。男子善人菩薩等の成佛をば委細にわけず。人此を疑はざる故歟。然るに在世には佛威徳の故に成佛やすし。佛の滅後には成佛は難く往生は易かるべし。雖^レ然滅後には二乗少く善人少し惡人のみ多かるべし。惡人よりも女人の生死離^レ事かたし。雖^レ然正法一千年の女人は像法末法の女人よりも少しなをざりなるべし。諸經の機たる事も有なん。像法の未末法の始よりの女人は。殊に法器にあらす諸經の力及べからず。但法華經計り助給^レべし。故に次上の文に十喻を擧るに。川流江河の中には大海第一。一切の山の中には須彌山第一。一切の星の中には月天子第一。衆星と月との中には日輪第一等^トのべて千萬億の已^レ今當^レの諸經を擧て江河諸山衆星等に譬て。法華經をば大海須彌日月等に譬へ。如^レ此讚^レ已て殊に後五百歳の女人に此經を授給^レぬるは。五濁に入り正像二千年過て末法の始の女人は殊に諂曲なるべし。故に。諸經の力及べからす諸佛の力又不可及。但法華經の力のみ及給^レべし。

き故に後五百歳の女人とは説れたる也。されは當世の女人は法華經を離ては往生不可^レ協^レ也。問^レ云^ク雙觀經に法藏比丘の四十八願の第二十五^ニ云^ク。設^レ我^レ得^レ佛^ヲ。十方無量不可思議諸佛^ノ世界^ニ。其^レ有^テ女人^一聞^テ我^ノ名字^ヲ。歡喜信樂^シ。發^シ菩提心^ヲ。厭^シ惡女身^ヲ。壽終^ノ之後。復^ニ爲^レ女人^ノ像^ト者。不^レ取^レ正覺^ヲ。善導和尚^ノ觀念法門^ニ云^ク。乃^チ由^テ彌陀^ノ本願力^ニ故^ニ。女人稱^テ佛^ノ名號^ヲ。正^ニ命終^ノ時。即^チ轉^テ女身^ヲ得^レ成^ル男子^ト。彌陀^ハ接^シ手^ヲ菩薩^ハ扶^シ身^ヲ。坐^シ寶華^ノ上^ニ隨^テ佛^ノ往生^シ。大^ニ佛^ノ大會^ニ證^シ悟^シ無生^ヲ文^ヲ。又云^ク。一切^ノ女人若^シ不^レ因^テ彌陀^ノ名願力^ニ者。千劫萬劫恒河沙等^ノ劫終^ニ不可^レ轉^テ得^レ女身^ヲ等^ノ文^ヲ。此經文は依^テ彌陀^ノ本願^ニ。女身男子と成て往生すべしと見たり。又善導和尚の不因彌陀名願力者等の釋は。彌陀の本願にあらすは女人の往生有べからずと見たり如何。答^ク云^ク雙觀經には女人往生の文は有といへども。法華經に説る^レところの川流江河の内或は衆星の光なり。末代後五百歳の女人彌陀の願力に依て往生せん事は大石を小船に載せ大胃を弱兵に著せたらんか如し。

○十王讚歎鈔

夫十王と云事は本地は皆是久成の如來深位の薩埵にてありといへども。流轉生死の凡夫を悲んで且く柔和忍辱の形を隱し。假に極惡忿怒の姿を顯して衆生の冥途に趣く時。中有冥闇の道に坐して初七日より百箇日一周忌。終り第三年に至まで次第に是を請取て。其罪業の輕重を勘へて未來の生處を定め給ふ。是を奉名十王。凡菩提薩埵の利生區にして互に勝劣なしといへども此御方便殊に以テ神妙也。其故は如此糾明在さずんば誰人か罪業を恐るべき。不_レ畏_レ豈生死解脫の道有んや。初七日は秦廣王本地不動明王也。此王へ詣る道の間種種の苦患あり。先人一期の命盡て死門に趣んとする時。斷末磨の苦とて八萬四千の塵勞門より色色の病起て。競ひ責る事百千の鋒劍を以て其身を切割が如し。依_レ之_ニ眼闔く成て見た_レ者をも不_レ見得。舌の根すくんで云た_レ事をも不_レ云得也。又莊嚴論に命盡終_ル時_ハ見_テ大黑闇_ヲ如_ク墮_ニ深岸_ニ。獨_リ遊_ニ廣野_ヲ無_レ有_ニ伴侶_トと云て。正_ニ魂_ノ去_ル時_ハ目_ニ黒闇_ヲ見_テ高_ク處_{ヨリ}底_ヘ落_ル入_ルが如して終_ル。さて死してゆく時唯獨_リ渺渺たる廣_ク野原_ニ迷_ル。此_ヲ中有_レの旅_ト名_也。されば路にゆかんとすれども求むべき資糧もなく。中間に住して止らんとすれども止るべき處もなし。前に行んとすれども資糧なく。中に止らんとすれば立寄べき處もなし。又闇_ク事闇_ク夜の星の如しと云。只星の光を見て行程の闇_クなれば前後左右明かならず。一人としてもそは是非を訪人もなし。其時の有様思ひ遣こそ心細く悲しけれ。娑婆戀しく妻子見たければ立歸るべき道ならねば彌路遠くなる。行方覺_ハねば思_ハ分_ハたる道もなし。彼_レに付_キ此_レに付_キ身にそふ物とては悲の_涙也。如_ク此_何くを指ども無して行程に途中にして獄卒の迎を見る人もあり。又初七日の王の前にして初て見る人もあり。此等は罪業の淺深と見_エたり。此外又極惡極善には中有なし。極善の人は直に成佛す極惡の者は直に惡趣に墮_ル。此善惡に中有無_レ之。只尋常の體にて若は佛道修行に趣くといへども。其法成就する程の行業もなさずして暮せる人中_ニ有_リあり。今_ハ如_キ此_ノ人の相也。さても罪人冥冥として足に任せて行程に。我のみ此道に來_ル歟と覺るに。目にはさだかに見_エねども罪人いたみ叫ぶ聲時耳に聞ゆ。其時胸さわぎ怖ろしきに又獄卒の聲と覺しきも聞ゆ。こは如何せんと思ふ處に程もなく羅刹の形を見る。今までは僅かに名をこそ聞つるに今親_ク此を見る怖しき云計なし。其後は前後に付_キ息をもくれず責かくれば。心な

ちず行程に死出の山にいたる。此山高して又嶮し。いかかして越行へしとも覺
ぬねども獄卒どもに駆催されて泣泣山路にかゝる。岩のかど刃の如くなれば
歩んとすれども歩まれず。其時獄卒鐵棒を以て打とく息もつかず絶えぬ。さ
らば其まゝ消もせで面かはりせずやがて活。依之此山を死出の山とは云な
り。足のふみどころも覺ぬねは嶮き坂に杖を求めども與ふる人もなく。路の石
に履を願へどもはかする人もなし。此山の遠き事八百里嶮しき事壁に向へる
が如し。嶺より下す嵐はげしく吹て膚を徹し骨髓に入事刃の如し。如き此種
種の苦を受けて泣泣死出の山路を越過て始て秦廣王の御前に參る。見れば無量
の罪人等種種に禁められて御前に並居たり。其時大王罪人を御覽して宣く。
抑汝等無始より已來幾度此處に來るぞ其數恆沙も譬にあらず。汝知すや度と
とに地獄の業盡て娑婆に還る時。鐵の棒を以て獄卒三杖後を打。人間に還りな
ば速かに佛道修行して成佛すべし。重て此惡趣に來る事なかれと勸るに云含
めしに。其驗もなく恣に罪業を造て片時の間に又來るなさせなすよ。而も娑婆
世界は佛法流布の國也。何ぞ佛道修行をなさずして徒らに過て又來るやとの
たまふ。其時罪人申す様。仰はさにて候へども此身もとより果報拙して一文

不通の身と生れ候上。又在家の身にて候し問左様の修行覺道は思もよらずし
てまかり過て候。唯拙き果報こそうらめしく候へ身の過は候はぬと覺候と
申る。其時大王大に怒て宣く。嗚呼汝が理こそ更に立まじけれ。其故は在家の
身なればとて佛になるべき道を願ふに何の相違あるべきや。成佛に何の智慧
才覺入べきや。汝は後世と云事を忘れて不當不善の心のみなるに依て又かゝ
る處には來也。若猶子細あらば速かに申上よとて睨み給へば。罪人理につめ
られて音もせず。時に大王汝今までははかるところもなく道理だてを申の
るに。なとてや今返事をば申さぬとせめ給へば。救定肝に銘じて泣より外の
事はなし。此時我心を恨み千度百度悔れども後悔先にたえず。故に後世を心と
懸べき事肝要也。徒らに多くの月日を送り居て剩へ罪業を犯し。又三途の古郷
に還て重て苦をうけん事更に誰をか恨んや。哀哀信心強盛に取即身成佛
の開悟を成就せしめ給へ。さて此王の御前にて善惡の輕重未定時は二七日
の王へ遣はさる也。二七月初江王本地釋迦如來。此王へ詣る道に一の大河
あり是を三途河と名く。此河の廣さ四十由旬也實には奈河と云へし。此河に三
の渡り有之故に三途河と云也。上にある渡をば淺水瀬と名く此は淺くして水膝

を不_レ過_キ罪淺_キ者此を渡_ル也。中にある渡をば橋渡と名く。此_ハ金銀七寶の橋也。善人のみ此を渡_ル也。下にある渡をば強深瀬と名く此をば惡人のみ渡_ル也。此渡_リ流れ早_キ事矢を射_ルが如く浪の高_キ事大山の如し。波の中に衆の毒蛇有て罪人を責食_セ。又上より大磐石流れ來て罪人の五體を打摧_ク事微塵の如し。死すれば活かへり活かへれば又摧_ク。水の底に沈んとすれば大蛇口を開て飲んとす。浮んとすれば又鬼王夜叉弓を以て射る。如_キ此大苦を受て七日七夜を經て向の岸に著_ク。されば十王經には二七日は亡人奈河を渡るとあり。又引路牛頭は肩_ニ摻_リ棒_ヲ。催行鬼は率_レ手_ヲ擊_ツ刀。引路牛頭は後より追立て棒を以て打叩けば催行鬼は岸の上に待受て引上_ル。於_テ人間_ニ繪_ニだにもか_レとどこそ沙汰せしに。今前後に鬼どもの怖し目もあてがたしと見ゆ。又岸の上に大なる木あり此は衣領樹と名く。此上に一の鬼あり懸衣翁と名く。又樹の下に一の鬼あり懸衣嫗と名く。此鬼罪人の衣裳を剝取て上なる鬼に渡せば即請取て木の枝に此を懸る。されば一切の罪人此木の本に至れば此鬼睨_ンて衣裳ぬげと責_セ。其時罪人但_ハ一重の衣也。定て十王の御前に參るべし爭か此を脱ぎ裸にて耻を曝すべし。願くはゆるし給へとて手を合す。其時彼の鬼怒て云_フ汝愚也此にて惜

みたりとも只今猛火に焦すべし早早脱べしと責れば。無_ク力ぬいで泣泣三途河の姫に與ふ。哀哉さても娑婆にありし時は七珍萬寶を庫に積_ム。色色の衣裳四季に衣替花やかに重ね著て。所從眷屬に愛れ明し暮してこそ過にしが。冥途中有の旅に出て苦を受る身の習とて一衣をだにも身にそへず。所從一人もつかずして迷ひ行こそ悲しけれ。されば後一條院崩御の後或人の夢に見給ふ。古郷にゆく人もがな告やらんしらぬ山路に獨り迷ふと詠_ヒ在_ス。又皇極天皇と申_テ帝は冥途にして信州の善佐に逢給て。わくらはに問人あらば闇き道に泣泣獨り行とこたへよと告させ給ひけるとかや。此等は一天の君萬乘の主にてればしければ。假染の御幸にも百官前後に隨ひ雜色前を拂てこそ御幸ありしに。黄泉の旅に出給へば御供一人もなかりけるこそ悲しけれ。さてもげにはかなかりける兼言かな。天にあらば比翼の鳥地に栖は連理の枝。火にも水にももろともにと淺からずこそ契りしに。生を隔つる習とてかゝる重苦に沈む時も夢にだにもぬもしらす。鴛鴦の衾をかさねしも龜鶴の契りを致せしも只露の命のあるほどぞかし。さて初江王の廳庭に蹉_{ツク}。爾時に大王罪人に向てのたまはく。汝在世の時何なる善根をか修し何なる功德をか作たるぞ速かに

申上よと宣ふ。時に罪人於ニ娑婆にけにしく造りたる善根なければ只口を閉て申上ず。時に取て悲しき數限りもなし。いかにかにと責給へば。もしもまきもののがるゝ事かあるべきと思ひ廢忘して不覺候と申す。其時大王然らば雙幢の卷物と仰あり。彼卷物と申は此大王の左右に幢あり。壇茶幢と名く。其上に人頭有り左をば大山府君幢と名け右をば黒闇天女幢と名く。左に在す神は一切の小罪までをも不捨記し給ふ。右に在す神は一切小善までをも不殘。總じて是を雙幢と名く。彼人頭人間の事を見る事掌の中を見るが如し。亡人の一期の善惡を委く注す故に此卷物を奉る。大王是を讀給へば罪人此を承て我身の振舞の恨めしき身を切さく計ぞかし。其時大王獄卒を召て此罪人早早地獄へ遣すべしと宣へば。罪人餘りの悲しさに泣泣申上る様は。御定の如く我身には助かるべき功德なけれども。娑婆に妻子眷屬も候へば我カ爲に追善を致すべく候。願くは其善根を待受申さんほどに大王の御前に召をかれ候へと申せば。大王汝さ思ふらん我カ慈悲を以て且く相待べしと宣ふ。げに中にも此王御慈悲深く在すらん。故は本地釋迦如來にて在せば一子平等の御慈悲なれば助けたくこそ思食らめ。譬は父母の病子を思ふが如くこそ思食らめども。衆生の業

力佛力に勝といへば。業因感果の道理必然たれば佛の御慈悲も難叶故に。忝くも大悲の御胸を焦し奉る。我等不信無志の不孝の身となる事悲んても有餘。されば勸るに種種の法門を説て萬差の機を調へ。終に出世の本懐の法華經を説給て化一切衆生皆令入佛道なし給き。構構此理を思ひ成佛得道を期せんと思はば時國相應の妙法の唱へをなし以信得入し給べし。而るに信心疎かにして三途に墮して重苦を受ん時悔るとも益なかるべし。譬は網にかゝる鳥の高く飛ざる事を悔るが如くなるべし。さて罪人妻子の追善今や今やと待處に。追善をこそせざらめ。還て其子共跡の財寶を論じて種種の罪業を致せば罪人彌苦をうく。哀れ娑婆にありし時は妻子の爲にこそ罪業を造て。今かゝるうきめを見るに少しの苦を輕する程の善根をも送らざること恨み限りなし。貯へ置し財寶一だにも今の用にはたゞざりけり。一方ならぬ悲さに泣さけぶこそ哀れなれ。大王是を御覽じて汝が子共不孝の者也今は力及ばずとて地獄に墮さる。又追善をなし逆誘救助の妙法を唱へ懸れば成佛する也。然れば大王も歡喜し給ひ罪人も喜ぶ事無限。或は又指たるとぶらひもなぐ跡にて罪業をもなさず斷罪不定時は次の王へ被送也。三七日宗帝王本地

文殊師利菩薩也。此王の内裏に詣る道に一の關あり此を業關と名くる也。關守の鬼あり其形譬を取に物なし。頭に十六の角あり面に十二の眼あり。此眼を動す時光り出る事如レ電ノ口より炎をふき出ス也。罪人此鬼を見て忽に神を失フ也。此時鬼且く目を閉て罪人を静めて云。汝不知耶此處に關あり早關役を可レ成ス。其時罪人云。娑婆に候し財寶をば。息絶眼閉し時皆悉捨はて、一として身にそへず。但一重著て候衣は三途河にて剝とられて候。今は見給如く裸にて候へば何物を關役には出すべき然者只通し給へと申。其時此鬼目を開き大に怒て云。此關に來る程の罪人は物の命を殺し人の物を盗み或は押取類也。如レキ此等の罪業をば皆手足を以て作る也。汝が手足關役に出すべしといひもあへず。罪人の手足をつぶつと切取て鐵の板の上に竝べ置。罪人此時肝神消ぬ。又暫く有て心出さぬ。業の悲しさは影の如なる手足出來。自ら歩むともなく業風に吹れ兎角して宗帝王の御前に參り畏り。泣泣我身の罪なき由を奏す。其時大王宣く汝奸曲の者也。罪業なくば此道に來るべからず。來ながら過なき由申すとも爭か其隠れ有べきや。所詮汝一期の間の造りし罪業をば俱生神悉ク記之。具さに讀て聞すべしとて大王自讀上給。御音大に高して

雷の鳴懸るが如し。罪人聞テ之ヲ肝神も失ぬ。然るに娑婆にて作りし罪業殺盜姪妄等の四重八重の重惡罪。又人にもしらせず。心中に埋み置處の惡業等一一に毛さき程も隠れなく委細に讀聞せ給へば。罪人は是を承て兎角の言なくして只泪に咽びけるが。今如何してかのがるべきと思て申上る様は。身の罪業は御札の面に隠れなく顯れて候上は争ひ申すべきにあらず。去ながら娑婆に子共もあまた候間其中若も孝子有て定て善根を可レ送候。偏に大王の御慈悲にて且く御待候へと歎き申せば。大王面には嗔り給へども内には御慈悲深き故に。汝が罪業一一に無レ隠上は地獄に墮すべけれども先待べしと宣ふ。然れば罪人の喜無限。如ク此待給に孝子善根をなせば亡者罪人なれども地獄をまぬがる、也。されば大王も追善を隨喜し給て。汝には似ざる子共とて。褒美讚歎し給也。或は又斷罪決定せざれば次の王に被レ送也。四七日五官王本地普賢菩薩也。此王へ參る道に大なる江あり此を業江と名く廣さ五百里也。其水波靜かにして熱き事熱湯の如し。臭き事四十里の伊蘭も譬とするに不足。罪人此江を渡らじとすまへ(相撲)は獄卒棒を以て推入。力及はずして渡れば身體忽に亂れて苦み限なし。又鐵のくちばしある毒蟲多く集て罪人の身に付て吸食

也。如^レ此七日七夜の大苦惱を受けて五官土の御前に參る。罪人大王を奉^レ拜^レ歎
 き申様。是まで參る道すがらの大苦惱身心消はて候。娑婆に^レての罪業此程ま
 ずとは不^レ覺候と申^ル時は大王怒て宣^ク汝不知耶自^レ元小因大果の習ひをば。
 汝心には小罪と思へども苦果を感ずる時は必ず大也。而るを汝冥官を疑ひ恨
 る條甚^ク無^レ謂^ハ。所證汝一期生の間の惡業一^モ不^レ失^ハ汝が身の中に埋み置く。
 それをしる秤あり是を業^ノ秤と名る也。早く秤に懸て見べしと御定あり。其時
 鬼共請取て秤にかけて見る。秤石は五十丈の大磐石也罪人の身は僅に五尺也。
 此を懸合するに石の輕き事鬼の毛の如し業道は秤石のごとし。重者先牽とて
 秤は必重^キ方へ傾^クける也。此時牛頭馬頭面面に指さして口口にそれ如何如
 何と恥しむれば。いとと爲^ル方なく覺^レけるに。即秤の臺より取下して云^ク汝憚
 なく惡業を作りながら憲法の裁斷をあざむき疑ひ諍ひ申^テ條罪科これ重^キと
 て。鐵の棒を以て百度千度五體を打に。身體手足破れ擻る事微塵の如くにして
 死す。業報なれば又活かへる活かへれば又打^ク也。さて暫く息を續せて大王
 宣^ク。汝能開^キ娑婆にある妻子勸^ルに訪^ルならば。先^ニ王の前にて善處の生に轉
 せらるべしに。汝死して後^は我身のさばり(註)世を過^ルと嗜み計にて。汝

が事とは打忘れてとふらふ事もなし。依^テ之^ニ此まで迷ひ來る。佛說置給ふ妻子
 は後世の怨なりとは此謂^ハ也。今此苦に代れりや否。然るに恨むべき我身をば
 恨みずして冥官を恨る事愚癡の至極也。去ながら聊佛法の結縁あればこそ地
 獄にも不^レ墮此までは來るらめ。此罪人次の王へ渡せと宣^フ。かくのごとくあ
 て次の王へ被^レ送也。五七日閻魔王本地地藏菩薩也。閻魔とは天竺の言也唐土
 は息^ノ諍王と翻^ス。此王の前にては諍を息れば也。此王宮は人間の地を去事五
 百餘^ノ織那の地下也豎廣の量も亦然也。此王坐^ス處は縱横六千由旬也。其城七重
 にして又大城の四面に鐵の牆を圍へり四方に各鐵の門を開^ク。門の左右に又
 壇茶幢あり幢の上に同人頭あり。能人間の振舞を見事明か也。亡人の善惡悉
 く記して大王に奏す。此札を大王ことばり給^フ。次に別院あり光明院と名^ク。此
 院内に九面の鏡あり八方に各一の鏡を懸たり。中臺の鏡を淨^ノ頗梨鏡と名^ク。此
 院此王御顔に猛惡忿怒の相在^ス。罪人は是を拜し奉るに先肝魂も失ぬ。其故は
 御眼太にして光あり如^ク日月。面赤くして瞋給^テ威勢に罪人目もくれ肝も消
 ゆ。又罪人を恥しめ瞋給^テ御音大に高して百千の雷の同時に鳴懸るが如し。即
 罪人に宣^ク汝此に來る事昔より已來幾千萬と云事其數をしらず。娑婆世界に

して佛道修行を成し再び此惡處へ來るへからずと毎度云合^{たま}しに。其驗しもなく又來れる不當さよ。難^{たが}受爪上の人身をうけ幸に佛法流布の國に生れ。人佛道修行するをば餘所に見なし。心のまゝに振舞て又此惡處に來る。誠に寶山に入て手を空うすとは汝が類也。汝娑婆にありし時放逸無慚にして慈悲なく慳貪にして惜み置ける財寶冥途の資糧となれりや否や。又いたはり圍ひ置たる子ども汝が今の苦に代れりや否やと恥しめ給へば。道理に責られて口を閉て泪に咽び泣居たり。大王重て宣く汝一期生の間の罪業をば露程も不^レ誤^ラ俱生神鐵札に記^ス之。一一に讀て聞すべしとて自身讀^ミ之。其御音大山の崩れ懸るが如し。さて是如何に汝娑婆にての振舞にあらずや。如^キ是^ノ惡業の崩れ懸るが如し。一念懺悔の意も無して。今爰に來り後悔して泣とも更に甲斐こそみ造り居て一念懺悔の意も無して。今爰に來り後悔して泣とも更に甲斐こそ有まじけれとて地獄へ墮すべしと定め給ふ。罪人餘りの悲さに若も遁るゝ事をやと思ひ泣泣申上る様は。只今讀聞せ給ひたる罪業の中に少さる事候なれど多分は不覺候。若^ク俱生神の御筆の誤りにや候らん。又少少の罪をば御慈悲にて御免し候へどふるひふるひ申す。其時大王忽に御顔色變じて瞋り給事無^レ限。やゝ有て宣^キ汝能聞^キ。己が娑婆にてこそ左様に冥の知見をも不^レ憚。但

現前の欲境にのみほだされて。唯今髮目^{うまひ}を見んずる事をば忘れはて、妄語惡口をも心のまゝに致せしが。其辯が尙うせずして正直斷罪の庭にて但憲法の冥衆を掠め疑ひ。既に顯れたる罪業を。尙兎角申事彌重苦の基也。我全く惡む心を以て汝を呵責するに非ず。又一罪としても今我加るに非ず。自業自得の報なれば己が心を恨むべしとて。獄卒を召てこれなる罪人は俱生神の札を疑ひ兎角云計なし。夫俱生神と云は汝と同時に生れて影の身にそふ如くに付そひて。須臾の間も身を離れず注し置たる札なれば毛のさき程も違ふべからず。されは尙面^{おもて}の墨を諍はば。よしよし淨頗梨の鏡にて汝か諍を止べしと仰わが。鬼共救定を蒙て罪人の左右の手を取提げ。光明院の宮殿を開き九面の鏡の中に此罪人を置に。一一の鏡の面に一期の間作りたる罪業無^レ殘。又人にしらせず心一に思ひし念念の惡業まで一も殘らず浮びうつりて隈もなし。其時俱生神を初として衆の獄卒共。面面に指をさし口口にそれみよ罪人は俱生神の誤歟。冥官三寶は汝が朝夕のふるまひ明かに照覽し給を。己が眼の闇さままに隠れたりと思ふか。全く隠れなきを速かに地獄に墮すべしと宣へば。獄卒共大に瞋恚を發し眼を闔^{くわ}と見開き。口より炎を吹出して鐵の棒を取直し罪人

の後に立よれば。罪人餘りの悲しさに紅の如くなる涙をはらはらとこぼし
て撥し臥ぬ。獄卒女髪をつかんで頭を引上鏡にさしつけ。それ見よそれ見よと
責るのみに非ず棒を以て打叩けば。始は音を擧て叫べとも後には息も絶はて
て微塵の如く打擡かる。又活活と云てなぞさすれば又人と成て受ッ苦。其後罪
人思ふ様實に俱生神の誤に非ず。加様の事と知らば何しに罪を造るべき。
夢幻の如くなる一旦の身の爲に萬劫の重苦を受る事よと。悔れども爲方なけ
れば盡せぬ物は泪なりけり。心に願ふ事とては哀れ婆婆の妻子眷屬が。我カ苦
堤を訪へかしと思ふより外には更に餘の思ひもなし。げにもさこそは思らめ。
只目に見ねはこそわれ辭かに思ひやる時は身も痛む程の理也。然るに父母の
事は申に不及。其外朝夕面を並し朋友明暮言を交へし所從等の中にも先立
ひ番幾ぞや。其中には唯今も三途の重苦に沈ぬる人多かるべし。それを思ひや
らば。いとふらはすは情なき事なるべし。されば古人の語にも一死一生知コ交
情と云へり。げにも生たる時の情は互の事なれば還て我カ爲なり。只なき跡
ゆとふらひこる實の志なれ。然るに生たる時は親しみ昵びて死にはつれば思
ひも出さず。ましてとふらふ事なからんは更に人倫と云べき様無之。構へて

構へて亡魂の菩提をとふらひ給ふべし。又化ノ功歸己の道理なれば亡者をと
ふらふも我身の爲なり。所詮亡者の浮沈は追善の有無に依也。此等の理を思て
自身も信心を催し六親をも回向あるべし。中にも閻魔王の御前にして大苦
を受る故三十五日の追善肝心也。此砌に善根をなせば悉く鏡の面にうつる
時大王を始として諸の冥官等も隨喜し給也。又罪人もとふらひを受て喜ッ事
無限。如し此作善の多少功德の淺深を分別し。或は成佛。或は人間或は天上に
送り或は又次の王へ被レ遣也。六七日變成王本地彌勒菩薩也。此玉へ詣る道に
一の難處あり鐵丸所と名くる也。遠き事八百里の河原也。此河原大にして丸
き石充滿せり。一處にたまたらずして互にころびまはり打合ッ音雷の如し毎に石
光を出す電に似たり。罪人は是に恐れてゆかじとすれば獄卒後より追立る間。
力及ばず走り入れれば此石に當て五體を打くだかれて死す。死すれば又活か
へる活かへれば又打擡く。如し此七日七夜を経て其後變成王の御前に參る。其
時罪人こりず我身の罪なき由を申上。其上此間の大苦惱には何なる罪業なり
とも報レ盡し候はざらんや。よしそれは兎角證ひ申べきに非ず。偏に大王の御
慈悲を以て別儀に此度計御ゆるし候て今一度婆婆へ御歸し候へ。身に堪意の

及ばん程功德善根をも仕べく候。若をこれにさなく候はば其時如何様になりとも罪過に預るべく候。只今ばかり御助け候へと歎き申す。大王つくづくと聞しめして宣く。此後に功德を作事はさこそあらめ。それは其時の沙汰なるべし。今は過にし方の善惡を勘ふる事なれば汝既に犯したる罪業あらんにをいては遁るべからず。別儀計とは誰かいはざる者あらんや。其上汝が自業の責るところなれば可_レ許_ス事に非ず。汝が罪業未_レ可_レ盡_ク何ぞ如此許ひ申すぞとて。獄卒を召て此罪人が罪の有無を見せよ。彼雙木の本に三の道あり此道を何れにても己が心に任せて行べし。汝善人ならば惡道へ行べからずと救定あり。其時鬼共罪人をとらへて行_キ三の辻に引向て早早行べしと責れば。罪人思ひ煩ひて三の中に何れか善道なるらんとた_レずむ處に。獄卒棒を以て遲し遲しと責かくれば。餘りの悲しさに目をふさぎ足に任せて行程に。業果の悲しさは惡道をさして走り入ぬ。善道と思へば俄に銅の湯出て罪人の身をやく。其時大王さればこそ汝善人ならば此道にはゆくべからず。然るを冥衆を輕しめて無_レ罪由を偽り申條奇怪也不當也とて瞋り給へば。罪人兎角申しやる方もなし只口を閉_テ身を促_ツて恐れ居る處に。孝子の善根忽に顯るれば大王是を御覽じて。此

罪人には娑婆に追善あるぞや早早ゆるすべしと獄卒共に下知し給へば。即縛繩を解て生處を善處に定めらる。時に取て喜ひ譬へん方なし。餘りのうれしさに是を子共に知せばやと又泪をぞ浮べける。或は又其子惡事をなす時は其親彌苦を増てそれを地獄へ被_レ遣也。故に能能亡者をとふらふべき事也。凡身體髮膚を父母にうけ撫育慈愛を厚く蒙る身の。親の菩提をば祈らず剩へ種種の惡業を造て亡者に苦を添ん事返淺間敷事なるべし。是豈西夢が父を打_チ姉_の姉が母を言し罪に劣らんや。必しも天雷其身を割_キ靈蛇其命を吸に非ずとも後報何ぞ免れんや。されば孝行を先として追善を致すべし。唐に叔雄と云者は身を投て孝養を致しき。それまでこそなくとも信心の歩をはこび何ぞ彼菩提を祈らざらんや。孟宗が雪の中の笋_{たかな}王祥が氷の上の魚是は孝の志を感ずるところなり。況や孝養を致す家には梵天帝釋四大天王住し給ふと云へり。是は正しく如來の金言也誰か是を疑んや。然れば如此輩は皆諸天の擁護を蒙る者也。但し孝養に三種あり。衣食を施すを下品とし父母の意に違はざるを中品とし功德を回向するを上品とす。存生の父母にだに尙功德を回向するを上品とす況や亡親にをいてをや。雪中の笋何かせん法喜禪悅食の味にはしかし。叔

雄身を投ても更に出離生死の便りにはならず。只善根を修して父母の得脱を祈るべし。仍罪人の生處定らざれば七七日の王へ被遣也。七七日泰山王本地薬師也。此王へ詣る道に一の悪處あり是を闇鐵所と名くる也。遠き事五百里闇き事譬へん方なし。但夜晝のさかひもなし。又其道細くして左右の岸皆鐵の巖也。罪人身を細めて通るに。巖の楞劍の如くして少しもさはれば身のしむら(肉)續さがたし。先へ進んとすれば俄に巖閉合て通られず立留んとすれば巖又開く。如此苦を受けて七日七夜を経て泰山王の御前に參る。又如何なる事をか承はらんとをづをづ御前に畏まる。則大王罪人を御覽せてさても汝後生をば餘處の事とのみ思ふあはれさ我身を思はぬ者かな。人間に生を受ける事は盲龜の浮木に値るが如しとこそ佛は説給へ。恆沙の宿善を具して希に受たりし人間に尙又難得佛法に値事を得たりしに。佛道修行をばなす夢幻の如くなる一旦の身を思ふて。生涯空々暮して今かゝる憂目を見ることの愚さなる。汝さても佛法結縁をば何計なしたりけん。説法ななどの聽聞をせせりしを。ありのままに申すべしとのたまへば。罪人申様如く仰婆婆は候時時はかなく浮世を過さんどていとまを惜み。佛道修行をばなす又説法ななどの近き

所に候しかども。或は世務に無隙又は見苦敷候つる間參らざる故に一度も聽聞申さず候。大王又言く汝見る如く。此庭には天竺震旦日本無量の大國小國の罪人もあり十方無邊の冥衆冥官集り給處也。汝物を恥べくは此庭をぞと恥さきに。つゝるに恥とげずして今面をさらす身に。見苦しきとて説法の聽聞をせしめて空く還來り。此諸方群集の處にて獄卒に打れて泣居たるはよく見苦しきと覺ゆれ。是に過たる恥あるべきやと宣へば。此御言肝に銘じてはづかしさに身に餘る物は泪也。仍此王の御前に於て一切の罪人生處を被定也。此故に泰山王の御前に六の鳥居あり。即地獄餓鬼畜生修羅人間天上の六道に趣く門也。此王委く罪人の生處を定め給へば諸の罪人等面々の生處に趣くなり。此鳥居を出れば地獄に入べきは。即地獄にわち餓鬼は餓鬼の城に至る餘の道も又如此。是斷罪の庭一切の罪人の浮ぶ境也。若斷の追善勸るなれば惡處の果轉じて善處に生をうく。是故に四十九日のとふらひ勸るに營むべし。而るになを生處定らざるをば百箇日の王へ被遣也。百箇日本等王本地觀世音菩薩也。此王へ參る道に一の河原あり是を鐵冰山と名く。此河原廣さ五百里也。常の冰に非ず悉く厚き鐵の冰也。罪人渡りに趣くに身のさむき事五體をし心

めよするが如し。いまだ氷にふれざるに肉分分にされて血ながるるなり。又さ
むき嵐氷を吹摧く音如雷。罪人氷に入ん事を悲んで立留まれば獄卒後ろよ
り呵責して云く。悪業を造て冥途に趣く者はかかる苦患を受とは。やはかしら
で有べき。然るに恣に罪業を造り此道に來りなから何ぞ事新しく歎くべき。
何ぞ渡らざるやと責れば罪人聲を擧て叫び氷の中に入ぬ。氷の厚き事四百里
也罪人入るを待て氷即破れぬ入れば閉塞がる。但塞がるのみに非ず冰身を
破る事劔の如し。加様の大苦難を経歴して平等王の御前に參る。則大王罪人
に宣く。此處に來る事人の導くには非ず己が心から也。其故は汝娑婆にありし
時風の前の燈水の上の泡の如くなる身を持ながら。眼前の無常をも但人の上
に見なして老少不定の境前後相違の別にも不驚。千年萬年もたもつべき様
にこころぬしに。殺鬼の到來するは時を嫌はざる理りをば思ひよらず。徒に
狂言綺語に戯れて高笑して思事なげに過にし報ぞかし。されば樂は苦の因苦
は樂の因と云事無ばしらすや。先先の王にても定て聞つらん。今云も甲斐なき
事なれども。何ぞ不成佛道耶汝愚なる者哉と恥しめ給へば後悔の泪のみ
なり。今親む方とは娑婆の追善計也。相構て相構て追善を營み亡者の重苦を

助くべし。凡一樹の陰に宿り一河の流をくむ事だにも多生の縁とこそ云ぬる
に。ましていはんや親となり子となるをや。彼丁蘭が木をさざみしも張敷が扇
を身にそへしも孝行の深き故ぞかし。就中外典にも父のみ尊親の義を兼た
りと云て父の恩を重くせり。又母の恩不淺其故は先母の胎内に處最初柯羅羅
より出胎の後に至るまで。三十八轉の間坐臥不安母を苦しめし事幾く巻や中
日を數ふれば二百六十日月を計れば九月の程ぞかし。況や胎外は生じては
咽苦吐甘廻乾就溼。かゝる厚恩を蒙れば身の徒らに良日を送り居
て。三途の重苦に沈みたる親の菩提を弔はざらんは淺間敷事也。爭か諸天惡み
給はざらんや。其上多くは子を思ふ故に地獄の重苦を受る事あり。構へて弔て
も弔べきは二親の後生菩提也。さればこそ大覺世尊も忉利天に登り給て安居
九十日。報恩經を説給ひて摩耶の十月懷胎の恩をば報じましたしけれ。大聖尙
爾也泥や凡夫をや。仍此王の前にて生處定らされば次の一周忌の王へ被り渡
也。一周忌都弔王本地大勢至菩薩也。罪人此王の御前に參て泪を流じて申様。
是まで參つる道すがらの苦み堪忍びがたく覺候き。今にをいては身の罪業
はて候らん。若尙残り候ともひたすら御慈悲を以て御閑き候へと歎き申。其

時罪業盡る者ならば此までは來るべからず來るを以て知ぬ未_レ盡_キと云事を。所詮業の盡ると不_レ盡とは分明に被_レ知箱あり。若罪業無は彼光明箱を開くべしとてあまた取出し罪人の前に雙_ニ置給_ルなり。汝が罪業の有無明かに顯るべしと責給ふは怖ろしき無限。何れを開ていかか有んと恐れれども。なくなく一_ノ箱をあけたれば中より猛火燃出_テ罪人の身にかゝる。其時鬼共聲聲にそれはいかにはそれはいかにと云もあへず打た_レく事無_レ限。此時王宣_ク先先の玉の處よりも地獄に墮_スるべけれども娑婆の追善あるに依て是まで來るなり。汝は我身を思はぬ不當の者なれども妻子孝養の善人也。此一周忌の營みに依て第三年の王へ被_レ送。第三年の旅に趣_ク道の間の苦みも忍びがたしと見たり。同くは諸王の砌を経ずして即身成佛する様に自身も信心を取り亡者をも回向あるべし。第三年の王をば五道輪轉王と云本地釋迦如來也。罪人申様偏へに大王の御慈悲にて召人_{めしよ}になしをさ給へ。處處の王の御前に召人多_ク見候候誠にうらやましく候。道すがらの苦しみ量りがたし。又如何なる道に_か趣_キ申すべく候と申す。其時大王誠に不便には思へども無理には行はざる斷罪_たなれば。彼等は皆其王預るべし結縁ある故也。汝は左様の縁もなければ召

人の義は叶ふべからず。然れば但娑婆の追善もあらば善處に遣すべし。若又弔ふ事も無れば今より渡すへき方もなき間地獄へ遣すべし。不便なれども自業自得の理りなれば力不及。凡今までの苦みは地獄の苦に並ぶれば大海の一滴の如し。汝彼地獄の苦を受ん時は如何すべしや。地獄の有様あらわら語て聞よべし。先地獄は八大地獄とて八の地獄あり。所謂一_ニ等活_ニ二_ニ黑繩_ニ三_ニ衆合_ニ四_ニ叫喚_ニ五_ニ大叫喚_ニ六_ニ焦熱_ニ七_ニ大焦熱_ニ八_ニ無間_ニ地獄也。此一_ノの地獄は各十六の別所あり合て一百三十六の地獄也。此八大地獄は初等活地獄よりして次第に下にかさなれり。然れば無間は最下にあり。初の等活地獄は人間の下一千由旬にあり縦廣一萬由旬也。其中の罪人。互に害心を懷いて若た若た相見ては獵者の鹿に値るか如し。各鐵の爪を以てつかみさく血肉既に盡て只殘んの骨のみあり。或は鐵の臼に入れて鐵の杵を以て搗_ク之。或は沸る銅の湯の中に入て煮事豆の如し。其中に身の沈める事重き石の如し。又浮ひ上で手を舉て天に向てさびびなく。或は大きな鐵の串を以て下より貫き頭に徹しうちか介しうちか入_レし是をあふる。或は常に猛火の中に有てこがる。其外の苦の相不能_レ宣_ス。此地獄の火を人間の火に並ぶるに人間の火は如_シ雪。此地獄の火を

下の地獄より見れば又雪の如く見たり。此地獄の壽命五百歳也。此地獄の一日一夜は人間の九百萬年に當れり然れば五百歳は人間にては無量歳と云べし。其次次の地獄の苦次第に増す事。各十倍重く受く壽命も又然也。一二の苦の相宣るに及ばず思遣べし。次に無間地獄の有様あらら語て聞すべし。先無間地獄は大焦熱地獄の下にあり此地を去事二萬五千由旬也。中有にて先彼地獄の罪人の叫ぶ聲を聞て即悶絶して頭面は下にあり足は上に有る矢を射るが如く二千年を経て下に向て行。彼阿鼻城は縱廣正等にして八萬由旬也。七重の鐵城に七重の鐵網をはり下に十八の隔あり。四角に四の銅の狗あり。身の長四十由旬眼は電の如く牙は劍の如く齒は刀山の如く舌は鐵の荆の如し。一切の毛孔より猛火を出す其煙りの臭き事世間に譬ん物なし。又十八の獄卒あり頭ハ如シ羅刹ノ口ハ如シ夜叉ノ六十四の眼あり鉤牙上様に出たる事高さ四由旬也。牙の端より火出テ阿鼻城にみつ。頭への上に十八の牛頭あり一一の角のはしより皆猛火を出す。又四門の關の上に十八の釜あり銅の湯沸出テ又城の中にみつ。一一の隔の間に八萬四千の鐵の蟒大蛇有テ毒をはき火を吐て城の中にみつ其蛇はゆる時百千の雷の如し。又黒くして肥たる蛇有之罪人を

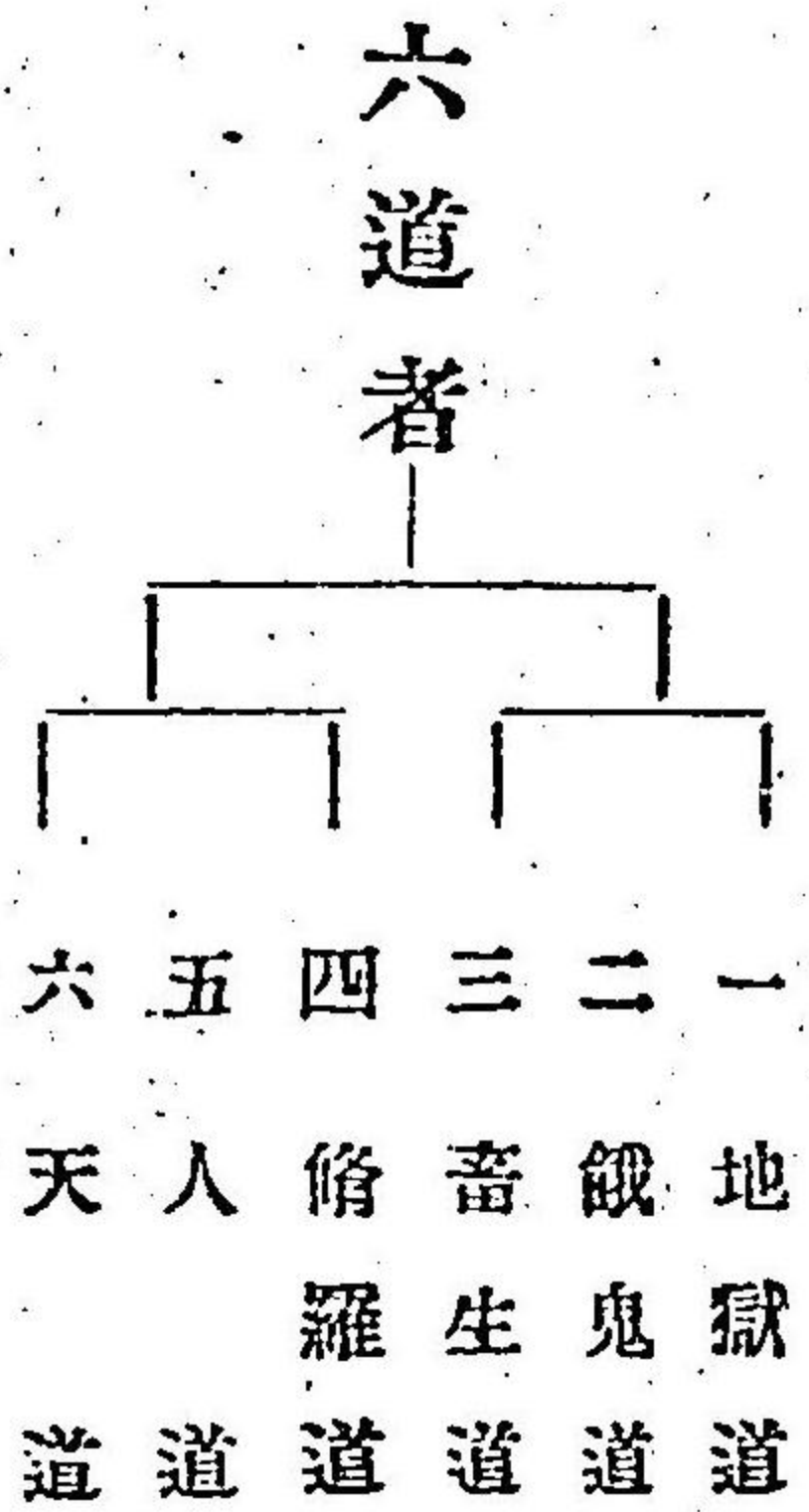
繞ふて。足の甲より初て漸漸に嚼食ふ。或は熱鐵の鉛を以て口をはさみ開かして沸る銅の湯を其口にいろゝに。喉及口焼て臟腑を徹して下より出。或は炎の刀を以て一切の身の皮を剝する鐵の湯を其身に灌ぐ。或は猛く熾なる火有て炎をあげて來り皮を穿ち肉に入り骨を焦し髓を通して頭に燃出る事脂燭の如し。罪人の身の中に火燃ざる處針のあなほどもなし故に無間地獄と云也。其一一の苦の相難宣。先の七大地獄并に別處の一切の苦を以て一分となして阿鼻地獄は一千倍勝れたり。如シ此無間の苦を受ること一大劫を盡す。凡そ無間地獄の一日一夜は人間の六十小劫に當る。又一切の罪人已か一身悉く阿鼻城に滿て間なしと思へり依テ之ニ又無間地獄と云とも見たり。此地獄の人大焦熱地獄の罪人を見事他化自在天を見るが如し。又阿鼻地獄の苦は百分が中に一分をも不説。其故は譬んにたとへ盡すべからず説んもと盡すべからず。若人有て説事有んを聞ん者は血を吐て忽に死すべしと云り。此一の地獄に墮なば即一百三十六の地獄を悉く經歷すべし。汝其時の苦患をば如何すべしと語り給へば。罪人聞てたぢれざる、事限りなし。其時大王汝今地獄の相を聞てさへ如シ此たぢれざる。况や地獄の火にもぬん事乾たる薪をやく如くならん

をや。是火のやくに非ず悪業のやくなり。火の焼はけしつべし悪業の焼はけずべからず。如き此重苦を受ん事只汝が心一つより起れり頼んども頼み少きは妻子の善根也。其上没後の追善は七分が一ことを受れ。縦待得たりともうかふほどはとぶらはじ。存命の中に悔ずして今に至て後悔すとも何の及ぶとるかあらんとて。即地獄へ被遣也。若又追善をなし菩提を能祈れば令成佛也。或は又人天等に被遣也。

鐵下ノ八考六六〇

其一二の...
 ○鐵下ノ八考六六〇
 其一二の...
 ○鐵下ノ八考六六〇
 其一二の...
 ○鐵下ノ八考六六〇

○八大地獄鈔 微上。考二二三



始ノ三、名ク三惡道、後ノ三、名ク三善道、合六道也

八大地獄者。一、等活地獄、閻浮提ノ地ノ下、一千由旬にあり、四萬里也。等活地獄より大焦熱地獄まで七地獄、縱廣一萬由旬也。四十萬里也。無間地獄、縱廣八萬由旬也。三百三十六萬里也。二、黑繩地獄、等活地獄の下にあり。三、衆合地獄、黑繩地獄の下にあり。四、叫喚地獄、衆合地獄の下にあり。五、大叫喚地獄、叫喚地獄の下にあり。六、焦熱地獄、大叫喚地獄の下にあり。七、大焦熱地獄、焦熱地獄の下にあり。八、阿鼻地獄、大焦熱地獄の下にあり。如クニ箭ヲ射ルカ早ク落テ付ク。已上八大地獄に各十六、別處あり。小地獄也。合して一百三十六の地獄なり。是をば正地獄と云フ。此外に傍地獄と云ッテ山ノ中海ノ邊にも地獄多くありとか

や。取集れば都合八萬四千の地獄ありと云云。此地獄の苦患を一分なりとも委く説ば。聞ん者血を吐て死すべしと説れぬれば委くは申しがたし。大海の一滴が程を申し侍るべし。昔毛血法師と云し人は必一日に一度衣を洗ひ給ひしを。御弟子等あやしみて其故を問奉りしかば。六通の中宿命通を得つれば過去の事を知。是故に我宿命通を得て過去の事を思へば地獄に墮て苦を受し事を思出すに。紅の血身より出で衣を染る故に賤き物なれども血の染テけがらはしければ洗ふなりと答へ給ひける。只思出すだにもかくこり候ひけれ。佛の聞ん者血を吐て死なんど説給ひけるも理りなりけり。初に等活地獄者此大地の下一千由旬にあり縦廣一萬由旬なり。壽は人間の五十年を以て四王天の一日一夜として其壽五百歳なり。四王天の五百歳の壽を以て此地獄の一日一夜として其壽五百歳なり。この地獄の罪人互に常に害心を懷く。若適にも相見事あれば獵者の鹿に値が如し。各鐵の爪を以て互に脛裂血肉既に盡て唯殘骨のみあり。或は獄卒手に鐵の杖鐵の棒をとりて頭より足に至りて徧く皆打築に身體破碎すること猶し沙の如し。或は極て利刀を以て分に肉をさく事厨者の魚肉を屠るが如し。涼風來りて吹は尋で活ることも

どの如し。殺生の者此地獄にねつ云云。二黒繩地獄者等活地獄の下にあり。人間の百歳を以て忉利天の一日一夜として其壽一千歳なり。忉利天の一千歳の壽を以て此地獄の一日一夜として其壽一千歳なり。此地獄には熱鐵の斧を以て罪人をさく。又刀を以て屠りて百千段となして處處に散在せり楚毒極りなし云云。等活地獄及び十六の別處の一切の諸苦を十倍して重く受るなり。殺生の上に偷盜の者此地獄にねつ。又弓を引箭をはげて是を射ることあり。三衆合地獄者黒繩地獄の下にあり。此地獄には多く鐵山あり兩の山相對へり。牛頭馬頭等の諸の獄卒手に器械を執て罪人を駈出して山間に入らしむ。是時兩の山迫り來て合せたすに身體折碎け血流れて地にみつ。或は鐵山あり空よりしてたの罪人をうつに碎ること沙の如し。或は石の上に置て盤石を以て押之。或は鐵の臼にいでて鐵の杵を以てつく。獄卒並に熱鐵の師子虎狼等の諸の獸鳥鷲等諸鳥競來て食噉す。又婦女樹に登り罪人を惱す事あり。人間の二百歳を以て夜摩天の一日一夜として其壽二千歳なり。夜摩天の二千歳の壽を以て此地獄の一日一夜として其壽二千歳なり。殺生偷盜の上に邪淫のもの此地獄にねつ。又火焰口より入りて五臟六腑をやく云云。四叫喚地獄者

衆合地獄の下にあり。人間の四百歳の壽を以て都率天の一日一夜として其壽四千歳なり。都率天の四千歳の壽を以て此地獄の一日一夜として其壽四千歳なり。殺生偷盜邪淫飲酒の者此地獄にねつ。又一の地獄あり火末蟲と名く。昔し酒をうるに水を加る者此中にねつ。又身より蟲生して其皮肉骨髓を破りて飲し食ふ。猛火満ること厚さ二百里なり。罪人をとらへて火の中に行かしむれば足より頭に至るまで一切洋消これを舉れば還て生ず云云。五、大叫喚地獄者叫喚地獄の下にあり。前の四の地獄及び十六の別處の諸の苦患を十倍して重く受也。人間の八百歳を以て化樂天の一日一夜として其壽八千歳なり。化樂天の八千歳を以て此地獄の一日一夜として其壽八千歳なり。殺盜淫酒の上ナに妄語の者此地獄にねつ。獄卒罪人を呵責して偈を説て云く。妄語ハ第一ノ火ナ尙能燒ク大海ヲ泥ヲ燒ク妄語ノ人ヲ如シ燒ク草木ノ薪ヲ云云。此地獄熱鐵の利針ニて口舌俱ニ刺ス。獄卒熱鐵の鉗ヲ以て其舌を抜キ出す。眼を抜クことも亦然り。復刀を以て其身を削る甚薄く利コと剃頭刀の如し云云。六、焦熱地獄者大叫喚地獄の下にあり。獄卒罪人をとらへて熱鐵の地の上にふせ。或はあふのけニ或はうつふけ。頭より足に至るまで大熱鐵の棒を以て或はうち或はついで肉

搏カの如くならしむ。或は大なる鐵の串を以て下よりこれを貫キて頭に徹し反カ覆してこれを炙る。或は熱き鏝ヲに入レ或は鐵の樓にをく。鐵火猛く盛にして骨髓を徹す。若此地獄の豆計ノの火を以て閻浮提にをきなば一時に焚ヘ盡なん。況や罪人の身をや長時に焚燒す豈ニ可シ忍ツ哉。此地獄の罪人前の五地獄の火をのぞみ見れば猶霜雪の如し。人間の一千六百歳を以て佉化天の一日一夜として其壽一萬六千歳なり。佉化天の一萬六千歳の壽を以て一日一夜として此地獄の壽一萬六千歳なり。殺盜淫飲酒妄語の上に邪見の者此地獄にねつ。道ノの上に坑あり中に熾なる火みたり。罪人入リ已れば一切ノ身分皆悉く燒ケ盡ぬ。燒ケ已て復生シ生シ已て復燒ル炎盛なること高さ五百由旬なり。彼火に燒ケ死スて復活カへる。異ニ刀の風生テ身を碎クこと沙の如く分ニ散ス十方ニ散シ已て復生ス生シ已て復散ス。一切の諸法に常と無常とあり。無常とは身なり常とは四大なり。七、大焦熱地獄者焦熱地獄の下にあり苦の相上に同じ。但前の六の地獄の根本と別處との一切の諸苦を十倍して重く受るなり具に説クべからず。其壽半中劫なり。殺盜淫飲酒妄語邪見の上に淨戒の尼をけがせる者此地獄にねつ。落る程十億由旬なり。閻羅人ありて面にニ惡ク狀あり手足極め

て熱く身を振し眩を怒らす。罪人これを見て極めて大に忙怖。其聲雷の吼る如し罪人これを聞て恐れ怖ること更に増。其手に利刀を執ル腹肚甚大にして黒雲の色の如し眼の光リ炬の如し鉤る牙鋒の如し臂も手も皆長く搖動して勢をなす。一切の身分皆悉く震く起れり。かくのごとく種種に畏るべき形あり。堅く罪人の喉をしばる。かくのごとくして將て去ること六十八百千由旬の地海州城をすぎて海外の邊にあり。又落行こと六億由旬なり漸漸に下に向ふこと十億由旬なり。一切の風の中には業風第一なり。かくのごとく業風悪業の人を將て彼閻羅の處に到る。閻羅王種種に呵責す。呵責已りて惡業の縞に縛て出でて向フ地獄。地獄の火燒くこと薪草を燒くが如し。將て向フ地獄大火聚あり。其火聚舉ること高五百由旬なり其廣こと二百由旬なり。炎の燃ること熾盛なり。虚空に皆悉く炎もゆ針の孔計りも炎の燃ざる處なし。罪人火の中にして聲を發してよばはること無量億歳なり常に燒くことやまず。先の諸の罪の上に又清淨の優婆夷をわかす者此地獄にれつ。火を以てこれを燒く熱鐵の沸を以て其身體に灌ぐ。かくのごとく無量億歳大苦を受るなり。比丘の以テ酒誘誑持戒婦女壞其心已りて然後に行ひ或は財物を與る

者此地獄にれつ云云。八阿鼻地獄者涅槃經ノ十九ニ云ク阿者言レ無鼻者名ノ間ニ。間無ニ暫樂ニ故ニ言フ無間ト。寒地獄ノ中遇フ熱風ニ以テ之ヲ爲レ樂ト。熱地獄ノ中暫ク遇ニ寒風ニ亦爲レ樂ト。阿鼻地獄都テ無レ此事ニ云云。六波羅蜜經ニ云ク今在ニ地獄ニ現ニ受ク諸ノ苦ヲ。爲ニ二十三ノ火ノ所ニ纏繞セ。有ニ二火焰ニ從リ口入テ徹レ頂出ツ。復有ニ二焰ニ從リ頂入テ通レ足出ツ。復有ニ二焰ニ自レ背入テ從レ背出ツ。復有ニ二焰ニ從リ左脇ニ入テ穿ニ右脇ニ出ツ。復有ニ二焰ニ從リ右脇ニ入テ穿ニ左脇ニ出ツ。復有ニ二焰ニ從リ首纏下ニ。然於ニ此地獄ニ諸ノ衆生ノ身其形燠弱如ニ熟蘇。爲ニ彼衆火ニ交絡焚熱ニ云云。大焦熱地獄の下にあり欲界最下の處なり。大焦熱を去ること二萬五千由旬なり。頭を下にし足を上にして墮つること二千年なり。正法念。此阿鼻地獄は縱廣八萬由旬なり。八萬由旬の内皆悉く猛炎なれば隠れとも争か可レ隠ル。天には七重の鐵の網を張り鳳凰の翅なりとも飛んで去リ難し。地には鐵の城堅く閉ッ那維延天の力なりとも破りて出テ難し。刀の山周巾して四門あり。四門の外には獄卒阿防羅刹六十四の眼を見開て手に鐵の棒をにぎり鉞の劍を指舉て。口より猛火を吐キ身の毛孔より炎を出して門外に立テリ。四の角に四の銅の狗あり身の長四十由旬なり。眼は如ク電ノ牙は

如ク劍ノ齒は如ク刀山ノ舌は如ク鐵ノ刺^{うばら}一切の毛孔より皆猛火を出^タす。其煙ノ臭^ク惡^キ事世間に可^レキ喩^フ物なし。十八の獄卒あり頭は羅刹の如く口は夜叉の如^クにして六十四の眼あり鐵の丸^{まつかせほごぼしり}迸^マ散^ルず。鉤^{まがはらぎ}牙上^ニ出^タたる事高さ四由旬なり牙ノ頭より火流^レて阿鼻城にみつ。頭の上に十八の牛頭あり一一の牛頭に十八の角あり。一一の角の頭より猛火を出^タす。又七重の城の内に七の鐵幢あり幢の頭より火沸^クこと猶泉の沸^クが如し。其炎流^レ迸^リて亦城の内に滿^ツ。四の門の閻^{まゝ}の上に十八の釜あり沸^ケる銅ノ湯涌^キ出^テて亦城内に滿^{テリ}。一一の隔^{かなへ}の間に八萬四千の鐵の蟒^{をばやまかち}大蛇あり毒を吐^キ火を吐^テ阿鼻城に滿^チ。其蛇哮^{たけりほゆる}吼^{こと}百千の雷の如し。大なる鐵丸をふらして亦城の内に滿^{テリ}。五百億の蟲あり八萬四千の喘^{くちほし}あり喘^の頭より火流^ルること雨の如^クにして下^タる。此蟲の下^タる時猛火彌盛^ニにして徧^ク八萬四千由旬を照^ラす^{觀佛三昧。經說也。瑜伽論第四ニ云ク東方多百瑜繕那}の三熱の大鐵地の上より猛^ク熾^クなる火あて焰をあげて來^リて彼有情を燒^クに。皮を穿^テて肉に入り筋を斷^{タチ}骨を破^リ復^シ其髓を徹^シ燒^クこと脂燭の如し。南西北方も亦復かくのごとし。受^ルる所の苦痛亦間隙なし。復熱鐵ノ地の上にをき大熱鐵の山にのぼらしめ。其口の中より其舌を拔^キ出^シて百千の鐵針を以てこれを張^リ皺^ヒ

覆^たナからしむること牛の皮を張^ルが如し。復更に熱鐵の地の上に仰^{あをのけむせ}臥[。]熱鐵の鉗^{かたし}を以て口を鉗^{はさん}で開^カしめ三熱の鐵丸を以て口の中をく。即其口及咽喉を燒^テて臟腑を徹^シて下より出^ダす。又沸^ル銅を以て其口に灌^クに喉及口を燒^キ臟腑を徹^シて下より流^レ出^ル。前の七大地獄並に別處の一切の諸苦を以て一分として阿鼻地獄の苦は一千倍勝^カれり。かくのごとく阿鼻地獄の人^大焦^熱地獄の罪人を見れば佗化自在天ノ處を見^ルが如し。四天下の處欲界の六天地獄の氣を聞^カば即皆消^ヘ盡^{ナン}。何を以ての故に地獄の人は大に臭^キが故に。かくのごときの阿鼻大地獄の處をば百分が中にをいて一分をも不^レ説[。]何を以ての故に説^キ盡^スべからず。若人説^クこと有^ッて若人聽^クこと有^ラば血を吐^テ死^{ナン} ^{念經}也。此無間地獄の壽は一^中劫なり ^{俱舍論說}。五逆罪を造^リ因果を撥^は無^し大乘を誹^謗し虚^シく信^施食^スる者此地獄にね^ツ ^{觀佛三昧。經說也}。諸の地獄の中に此地獄の苦最勝^レれたる。又黒く壯^{さかん}なる蛇有^リて彼罪人を繞^ラて始^メ足の甲より漸漸に齧^{かみ}食^フ。亦一由旬の鐵の山上より下^タて彼罪人をうつに碎^ル事沙の揣^{こまか}なるが如し。碎^ケ已^テ復^シ生^シ已^テ復^シ碎^ク。獄卒刀を以て徧^ク身分を割^キ極^キ熱の白^{ひく}鐵の汁^ヲ其割^キ處に入る。四百四病具足して常に長久の時^有て大苦惱を受^ルなり云云。

高祖遺文錄卷之三

○蓮盛鈔 微下四三 考八四五

禪宗云、涅槃時、世尊登座、拈華示衆、迦葉破顏微笑。佛言、吾有正法眼藏、涅槃妙心、實相無相、微妙法門。不立文字、教外別傳、付屬摩訶迦葉而已。問、云何經文哉。禪宗答、云、大梵天王問佛決疑經、文也。問、云、件經何三藏譯哉。貞元開元錄、中曾無此經、如何。禪宗答、云、此經、祕經也、故文計、天竺渡之、云云。問、云、何、聖人何、人師の代に渡ぞや、無跡形也。此文は、古の錄に不載、中頃より載之。此事禪宗の根源也、尤可載、古錄、知僞文也。禪宗云、涅槃經云、我今所有、無上正法、悉以付屬、摩訶迦葉、云云、此文如何。答、云、無上之言、雖似大乘、是指小乘也。對、外道之邪法、小乘をも正法といはん。例せば、大法東漸と云るを。妙樂大師解釋の中に、通指佛教と云て、大小權實をふさね(束聚)て、大法と云也。對、外道、小乘も被、云、大乘。下臆なれども、分には、殿と云はれ、上臆と云はるがごとし。涅槃經云、若以法寶、付屬、阿難及諸比丘、不得久住。何以故、一切聲聞及大迦葉、悉當無常。如下、彼、老人、受、中、佗、寄物也。是故、應、以、無上佛法、付屬、諸菩薩。以、諸菩薩、善能問答。如是法寶、則得久住。無量千世、增益熾盛、利安衆生。如、彼、壯人、受、佗、寄物也。以、是、義、故、諸大菩薩、乃能問耳。云云。大小の付屬、其、別なること、分明也。同經云、汝等文殊、當為、四衆、廣說、大法。今以此經法、付屬、於、汝。乃至迦葉、阿難等、來復、當付屬。如是正法、云云。故、知、文殊迦葉に、大法を付屬すべしと云云。從、佛付屬する處の法は、小乘也。悟性論云、人心をささる事あれば、菩提の道を得る故に、佛と名。菩提に五あり、何の菩提ぞや、得道又種種也、何の道ぞや。餘經に、所、明、大菩提に、あらず、又無上の道に、あらず。經云、四十餘年、未顯、真實、云云。問、云、法華は、貴賤男女、何の菩提の道を得べきや。答、云、乃至於、一、偈、皆成佛、無疑、云云。又云、正直捨方便、但說、無上道、云云。是、知、無上菩提也。須臾、聞、之、即得、究竟、阿耨菩提也。此菩提を得、事、須臾、も、此法門を、聞、功德也。問、云、須臾、者、三十須臾を、一日一夜と云。須臾、聞、之、須臾、指、之、歟、如何。答、云、如、件、天台止觀、云、無須臾廢、云云。弘決、云、不許、暫廢、故、云、須臾、故、須臾、刹那也。問、云、本分の田地に、も、とづ、を、禪の規模とす。答、云、本分の田地、者、何者ぞや、又何の經に出たるぞ

や。法華經こそ人天の福田なればむね(旨)と人天を教化し給ふ故に佛を天人師と號す。此經を信する者は己身の佛を見るのみならず。過現未の三世の佛を見る事淨頗梨に向ふに色像を見るが如し。經云。又如淨明鏡悉見諸色像云云。禪宗云。是心即佛即身是佛。答云。經云。心是第一。怨此怨最爲惡。此怨能縛人。送テ到ニ閻羅ノ處ニ。汝獨リ地獄ニ燒爲ニ惡業ノ所リ養テ妻子兄弟等親屬モ不能救云云。涅槃經云。願テ作テ心ノ師ト。不レ師ニ於心云云。愚癡無懺の心を以て即心即佛と立ッ。豈ニ非ニ未得謂得未證謂證之人ニ耶。問。法華宗ノ意如何。答。經文に具三十二相乃是眞實滅云云。或は速成就佛身云云。禪宗は理性の佛を尊て己れ佛に均シと思ひ増上慢に墮ッ定て是阿鼻の罪人也。故に法華經云。増上慢比丘將墜於大坑。禪宗云。毗盧の頂上を踏ト。云。毗盧者何者耶。若シ周遍法界の法身ならば山川大地も皆是毗盧の身土也。是理性の毗盧也。於此身土ニ狗野干ノ類も踏レ之ヲ。非ニ禪宗ノ規模ニ。若シ實に佛の頂を踏ニ歟。梵天も不レ見ニ其頂ヲ云ヘリ。薄地可レ踏レ之ヲ耶。夫佛ハ於テ一切衆生ニ有ニ主師親之德。若シ恩德廣シ慈父を踏んば不孝逆罪之大愚人惡人也。孔子ノ典籍尙以此輩を捨ッ况や如來の正法。豈ニ讚テ此邪類邪法ヲ獲ニ無量ノ重罪ヲ云云。在世ノ迦葉ハ頭頂禮敬ト云滅後ノ闍禪ハ頂上ヲ踏ト云可レ恐。禪宗云。教外別傳不立文字。答テ云。凡ッ世流布之教ニ立ッ三種。一儒教此ニ二十七種あり。二道教此ニ二十五家あり。三十二分教天台宗には四教八教を立也。此等を教外と立る歟。醫師の法には本道の外を外醫師と云。人間の言には姓のつづかざるをば外戚と云。佛教には經論にはなれたるをば外道と云。涅槃經云。若シ有下不レ順ニ佛ノ所說ニ者上當ニ知ル是ノ人ハ是レ魔ノ眷屬云云。弘決ノ九云。法華已前猶是外道ノ弟子也云云。禪宗云。佛祖不傳云云。答テ云。然者何ッ立ル西天ノ二十八祖東土ノ六祖ヲ耶。付屬摩訶迦葉ノ立義已ニ破る。歟自語相違ハ如何。禪云。向上ノ一路ハ先聖不傳云云。答。爾者今ノ禪宗モ於ニ向上ニ者不レ可ニ解了。若シ不レ解者非レ禪ニ歟。凡歌ニテ向上ニ以住ニ憍慢ニ未レ治ニ妄心ニ而奢ニ見性ニ。機と法と相乖クこと此責尤モ親シ旁妨ニ化儀ニ其失轉多シ。謂ク號ニ教外ト剩ヘ學ニ教外ト文筆を嗜みながら不レ立ニ文字ヲ言ト與レ心相應せず。豈ニ非ニ天魔ノ部類外道ノ弟子ニ耶。佛ハ依テ文字ニ度シ衆生ヲ給也。問。其證據如何。答。云。涅槃經十五云。願諸ノ衆生悉シ是レ受持出世ノ文字ヲ。像法決疑經云。依ニ文字ニ故ニ度シ衆生ヲ得ニ菩提ヲ云云。若シ離ニ文字ヲ者何ヲ以カ佛事とせん。禪宗ハ以ニ言語ヲ人ニ示さざらんや。若シ示さずといはば南天竺ニ達磨ハ四卷の楞伽經に依て五卷の疏を作り。慧可に傳

る時。我漢地を見るに。但此經のみあて可レ度レ人ヲ。汝依レ此ニ可レ度レ世ヲ云云。
 若シ爾者猥號ニ教外別傳ト乎。次ニ至テ不傳之言ニ者。冷煖ニ途唯自覺ト云テ依レ文
 字ニ歟。其ノ相傳之後冷煖自知也。是以テ法華ニ云ク捨テ惡知識ニ親ニ近善友ニ。止觀ニ
 云ク不レ値レ師ニ者邪慧日ニ増シ生死月ニ甚ク。如ク稠林ニ曳カ曲木ヲ。無レ有ニ出期ニ云云。
 凡世間の沙汰尚以て佗人に談合す。况や出世の深理寧ロ輒ク自己ヲ本分耶。故ニ
 經ニ云ク不レ見レ近如ク人ノ睫ニ不レ見レ遠空中の鳥の跡のごとし云云。上根上
 機の坐禪は且ク置ク之ヲ。當世ノ禪宗ハ如シ蒙テ益ヲ向フ壁ニ。經ニ云ク盲冥ニ無レ所見ル
 不レ求ニ大勢ノ佛及與斷苦ノ法ヲ。深ク入テ諸ノ邪見ニ以テ苦ヲ欲レ捨テ苦ヲ云云。弘決ニ云ク
 世間ノ顯語尚不レ識ラ况ヤ中道ノ遠理。常ノ密教寧ロ當ニ可レ識云云。當世ノ禪者皆是
 大邪見ノ輩也。就レ中ニ惑未斷ノ凡夫の語録を用テ四智圓明の如來の言教を輕
 する。返返過者哉。疾ヒの前に藥なし機の前に教なし。等覺ノ菩薩尚教を用ヒき底
 下の愚人何ぞ不レ信レ經ヲ云云。是以テ漢土に禪宗興セしかば其國忽チに亡ビキ。
 本朝ノ可レ滅メ瑞相ニ闡證ノ禪師充滿す。止觀ニ云ク此レ則法滅ノ天怪亦是時代ノ天
 怪ニ云云。禪宗ニ云ク法華宗は不立文字ノ義を破す。何故ぞ佛は一字不説と説給哉。
 答フ汝楞伽經ノ文を引歟。本法自法の二義を不レ知歟。不レ學可レ習フ。其ノ上於ニ彼、

經ニ者未顯眞實ト被レ破華ヲ何ヲ爲ニ指南ト。問テ云ク係法決疑經ニ云ク不レ見ニ如來ノ説ニ
 一句ノ法ヲ云云如何。答フ是常施菩薩ノ言也。法華經菩薩問是ノ法疑網皆已ニ除ク
 千二百ノ羅漢悉ク亦當ニ作佛ト云云。八萬ノ菩薩も千二百ノ羅漢も悉ク皆列座し聽聞
 隨喜す。常施一人は不レ見ニ可レ依ニ何説ニ。法華の座に擧る菩薩の上首の中に常
 施の名無レ之。不レ見と申かた道理也。何ニ况ヤ次下に然諸ノ衆生見レテ有テ出沒ノ説レテ
 法ヲ度レ人ヲ云云。何ッ留ニ不説之ニ一句ヲ可レ失ニ可説之妙理ヲ。汝カ立義ニ一大僻見也
 改ニ執情ニ可レ歸ニ伏ス法華ニ。不レ然者豈ニ非ニ無道心ニ耶。

○諸宗問答鈔 微上四八 考四二七

問テ云ク法華宗の法門は天台妙樂傳教等の釋をば御用ト候哉如何。答テ云ク最モ此
 御釋其を明鏡の助證として立申法門にて候。問テ云ク何テ明鏡として被レ立テ候ぞ
 や。彼御釋其には爾前權教を被レ簡ヒ捨テ事候はず。隨テ或は初後佛慧圓頓義齊
 とも。或は此妙彼妙義無レ殊とも釋せられて。華嚴と法華との佛慧同シ佛慧に
 て無レ異と釋せられ候。通教別教の佛慧も法華と同シと見えて候。何を以て偏に
 法華勝たりとは被レ仰セ候哉。不レ得意候如何。答テ云ク天台の御釋を被レ引候は

定て天台宗にて御坐候らん。然ルに天台の御釋には教道證道とて二筋を以て六十卷を造られて候。教道は即教相の法門にて候。證道は即内證の悟の方にて候。只今被引候釋の文共は教證ノ二道の中には何レの文と御得意候て被引候ぞや。若シ教門の御釋にて候者教相には三種の教相を立て。爾前法華を釋して勝劣を被レ判候。先ツ三種の教相と申は何にて候ぞやと可レ尋レ之ヲ。若シ三種の教相と申は一ニ根性ノ融不融ノ相ニニ化導ノ始終不始終ノ相三ニ師弟ノ遠近不遠近ノ相也と答へば。さては只今被引候御釋は何レの教相の下にて被引候哉と可レ尋レ也。若シ根性ノ融不融の下にて被レ釋セと答へば又押返して可レ問。根性の融不融の下には約教約部とて二の法門あり何レぞと可レ尋。若シ約教の下と答へば又可レ問。約教約部に付て與奪の二の釋候。只今の釋は與の釋歟。奪の釋歟と可レ尋レ之ヲ。若シ約教約部をも與奪をも不レ辨レ云者。さてはさては天台宗の法門は堅固に無沙汰にて候けり。尤も天台法華の法門は教相を以て諸佛の御本意を被レ宣たり。若シ教相に闇レして法華の法門を云ン者ハ雖讀法華經還死法華心とて。法華の心を殺すと云事にて候。其上若シ弘ニ餘經ヲ不レ明ニ教相ヲ於テ義ニ無レ傷ル。若シ弘ニ法華ヲ不レ明ニ教相ヲ者文義有リ闕と被レ釋。殊更教相を本として天台の法門は被レ建立候。仰せられ候如く無シ次第不レ簡ハ偏圓ニ邪正も不レ選法門申者ば不ニ信受セ。天台堅く被レ誠候也。是程に不ニ知食候けるに中中天台の御釋を被レ引候事淺狹き御事也と可レ責也。但シ天台の教相を三種に被レ立中に。根性ノ融不融ノ相の下にて相待妙絶待妙とて二妙を立候。相待妙の下にて又約教約部の法門を釋して佛教の勝劣を被レ判候。約教の時は一代之教を藏通別圓の四教に分て。付テ之ニ勝劣を判する時は。前三爲繼後一爲妙とは被レ判候。藏通別の三教をは繼教と嫌ひ後の一教をは妙法と被レ選取候へども。此時もなほ爾前權教の當分の得道を許し。且く華嚴等の佛慧と法華の佛慧とを令レ等。只今の初後佛慧圓頓義齊等の與の釋を被レ作候也。雖レ然ト約部の時は。一代之教を五時に分て五味に配し。華嚴部阿含部方等部般若部法華部と被レ立。前四味爲繼後一爲妙と判じて奪の釋を被レ作候也。然者奪の釋に云ッ細人麤人二俱犯過從過邊說俱名麤人と。此釋の意は華嚴部にも別圓二教を説れて候。六ば圓の方は佛慧と被レ云也。方等部にも藏通別圓の四教を説れたれば圓の方は又佛慧也。般若部にも通別圓の後三教を説て候へば其も圓の方は佛慧也。雖レ然ト華嚴は別教と申スル物をつれて説れたる間。わるき物のれたる佛慧也。

とて被_レ簡_ハ也。方等部の圓も前二教のそせ物をつれたる佛慧也。般若部の圓も前二藏のそせ物をつれたる佛慧也。然_ル間佛慧の名は雖_モ同_ト。過_ノ邊に從て應と被_レ云_ワるき圓教の佛慧と被_レ下_レ候也。依_レ之_ニ四_ノ教にても眞實の勝劣を判ずる時は。一往_ハ三藏_ヲ名_テ爲_シ小乘_ト再往_ハ三教_ヲ名_テ爲_シ小乘_ト釋_シて。一往の時は二百五十戒等の阿含三藏教の法門を。總じて小乘の法と被_レ簡_シ捨_テども。再往の釋の時は三藏教と大乘と云つる通教と別教との三教皆小乘の法と。本朝の智證大師も法華論_ノ記と申_ス文_ヲ作_テ被_レ判_釋候也。次に絶待妙と申_ハ開會_ノ法門にて候也。此時は爾前權教とて嫌_ヒ被_レ捨_テ所_ノの教を皆法華の大海にれさめ入る也。隨て法華の大海に入ぬれば爾前の權教とて無_ニ被_レ嫌_ハ者_一也。皆法華の大海の不可思議の徳として。南無妙法蓮華經と云_フ一味にた_シきなしつる間。念佛戒眞言禪とて別の名言を可_ニ呼_出道理會_テ無_キなり。隨て釋_ニ云_フ諸水入海同一鹹味。諸智入如實智失本名字等_ト釋_シて。本の名字を一言も。不可_ニ呼_出顯_レ被_レ釋_セ候也。世間の人天台宗は開會の後は。相待妙の時斥_キ被_レ捨_テ所_ノの前四味の諸經の名言を唱るも。又諸佛諸菩薩の名言を唱るも。皆是法華の妙體にて有也。大海に入ざる程こそ各別の思なりけれ。大海に入て後に見れば日來よしわ

るしと嫌_ヒ用_ヒけるは大僻見にて有_ケり。嫌_ハる、諸流も用_ヒらる、冷水も。源はたゞ大海より出たる一水にて有_ケり。然_レば何の水と呼たりとてもただ大海の於_テ一水_ニ別別の名言をよびたるにてこそあれ。各別各別の物と思てよぶにこそ科_ハわれ。只大海の一水と思て何_レをも心に任_セて有_レ縁に從て唱_ヘ持_ツに不可_レ苦_シとて。念佛をも眞言をも何_レをも任_テ心_ニ持_チ唱_ル也。今云_フ此義は與_テ云_時はさも可_レ有_ク歟と覺れども。發_テ云_時は隨分墮地獄の義にて有_也。其故は縦_ヒ一人如_ク此得_レ意何_レをも持_チ唱_ルとて。萬人此心根を不可_レ得_レ時は。只例の偏見偏情にて持_チ唱_レれば。一人成佛するとも萬人は皆可_レ墮_ニ地獄_ニ邪見の惡義也。爾前に所_リ立法門の名言と其_ノ法門の内に所_リ談道理の所詮とは。皆是偏見偏情によりて入_レ邪見稠林若有若無等の權教也。然_レは此等の名言を以て持_チ唱_ヘ。此等の所詮の理を觀_ズれば偏_ニ得_レ心_ヲたるも不可_レ得_レ心_も皆大地獄に墮_レし。得_レ心_{たり}とて唱_ヘ持_チたらん者は。牛蹄に大海を納めたる者の如し。是_レ僻見の者也何_ッ免_シ三惡道_ヲ。又不可_レ得_レ心_者の唱_ヘ持_チたんは本迷惑の者なれば。邪見權教の執心_ニよて無_間大城に入_ル事無_キ疑_者也。開會の後も應_レ教とて嫌_ヒ捨_テし惡法をば。名言をも其所詮の極理をも唱_ヘ持_ツて。交_フべからずと見_ユ

て候。弘決ニ云々相待絶待俱ニ須レ離レ惡ヲ。圓ニ著尙惡ニ況ヤ復餘耶云云。文の心は相待妙の時も絶待妙の時も俱に須く惡法をば離るべし。圓に著する尙惡し況ヤ復餘の法をやと云文也。圓と云は滿足の義也餘と云者闕滅の義也。圓教の十界平等に成佛する法をすら著したる方を惡ぞと嫌ふ。況ヤ復十界平等に不成佛の惡法の闕たるを以て執著をなして。朝夕受持讀誦解説書寫せんをや。設ひ爾前の圓を今の法華に開會し入るゝとも。爾前の圓は法華の一味となる事無し。法華の體内に開會し入らられても體内の權と云はれて實とは不レ云ハなり。體内の權を體外に取出して且く於一佛乘分別説三する時。於レ權圓の名を付て三乘の中の圓教と被レ云たる也。依レ之ニ古へも金杖の譬を以て三乘にあて、沙汰する事あり。譬へば金の杖を三に打をりて一づ、三乘の機根に與へて。何れも皆金なり然は何レ於レ同ニ金ニ差別の思をなして勝劣を判せんやと談合たり。此はうち聞く所はさもやと覺たれども。惡く學者の得心たる也。今云々此義は譬へば法華の體内の權の金杖を佛三根にあて、體外に三度うちふり給へる其影を。機根が見付ずして皆眞實の思を成て。己カ見に任せたるなり。其眞實には金杖を打折て三になしたる事が有らばこそ。今の譬は合譬とはならぬ。佛は

權の金杖を折ずして三度ふり給へるを。機根ありて三に成たりと執著し得心たる。返々返々不得心の大邪見也大邪見也。三度振たるも法華の體内の權の功德を。體外の三根に配て三度振たるにてこそ有れ。全く妙體不思議の圓實を。振たる事無キなり。然レば體外の影の三乘を體内の本の權の本體へ開會し入れば。本の體内の權と被レ云全く體内の圓とは不レ成也。此心を以て體内體外の權實の法門をば得意辨ふべき者也。次に禪宗の法門は或は教外別傳不立文字と云ひ或は佛祖不傳と云ひ。修多羅の教は月をさす指の如しとも云ひ或は即身即佛とも云て。文字をも不レ立佛祖にも不レ依教法をも不レ修學ニ畫像木像をも不レ信用ニ云也。反詰云々佛祖不傳にて候は、何ぞ月氏の二十八祖東土の六祖とて被レ相傳ニ候哉。其上迦葉尊者は何ぞ一枝の花房を釋尊より被レ授。微笑して心の一法を靈山にして傳へたりとは自稱する哉。又祖師無用ならば何ぞ達磨大師を本尊とする哉。又修多羅の法無用ならば何ぞ朝夕の所作に眞言陀羅尼をよみつるぞや。首楞嚴經金剛經圓覺經等を或は談し或は讀誦する哉。又佛菩薩を信用せずんば何ぞ南無三寶と行住坐臥に唱哉可レ責也。次ニ聞知ざる言を以て種々申狂はば可レ云。凡レ機には上中下の三根あり隨て法門も三根に與

へて説事なり。禪宗の法門にも理致機關向上とて三根に配て法門を被_レ示_サ候也。御邊は某が機をば三根の中には何_レと得意て不_レ聞知_セ法門を被_レ仰候_ツ哉。又理致の分歟機關の分歟向上の分に候歟と可_レ責なり。理致と云は下根に道理を云さかせて禪の法門を知_ラする名目なり。機關と者中根には何なるか本來の面目と問へば。庭前の柏樹子なんと答_ハたる様の言づかひをして禪法を示_サす様なり。向上と云は上根の者の事なり。此機は祖師よりも不_レ傳_ハ佛よりも不_レ傳_ハ。我として禪の法門を悟る機也。迦葉靈山微笑の花に依て心の一法を得たりと云時には尙中根の機也。所詮禪の法門と云事は迦葉一枝の花房を得しより已來出來せる法門也。抑_キ傳_ハし時の花房は木の花歟草の花歟。五色の中には何様なる色の花_ツ哉。又花の葉は何重の葉_ツ哉。委細に可_レ尋_ヒ之_ラなり。此花をありのまゝに云出_シたる禪宗有_ハ。實に心の一法をも一分得たる者と可_レ知也。設_レひ得たりとは存知すとも眞實の佛意には不_レ可_レ叶_フ。如何となれば不_レ信_セ法華經_ヲ故也。此心_ハ法華經の方便品の末長行に委_ク見_エたり委_ハ引_テ可_レ奉_ル拜見_ス也。次に禪の法門何_トしても物に著する所を離_レよと教たる法門にて有也。さ(右)と云へは其_レも情也かう(左)と云も其_レも情也と。あなたこなたへすべし

(譯)と云まらぬ法門にて候也。夫を可_レ責_ハは佗人の情に著したらん計_ヲをば沙汰して。己が情量に著し被_レ封_セ所をば不_レ知也。可_レ云様は御邊は人の情計_ヲをば責れども。御邊情を情と執したる情をばな_ク離_レ得ぬぞと可_レ反_シ詰_ス也。凡_レ法として三世諸佛の説のこしたる法は無_キ也。汝佛祖不_レ傳_ハと云て佛祖よりも不_レ傳_ハとならば。さては禪法は天魔の所_レ傳_ハ法門なり如何。然間汝斷常_ノ二見を不_レ出_シ墮_ニ無間地獄_ニ事無_レ疑_ト云て。何度もかれが云_フ言にてや_ハもすれば己がつまる語也。されども非學匠は理につまらずと云て。佗人の道理をも自身の道理をも不_レ聞知_ラ問暗證の者とは云也。都て理にたれざる也。譬は行_ク水にかすかく(畫)が如し。次に即身即佛とは即身即佛なる道理を立よと可_レ責。其道理を不_レ立_テ無理に唯即身即佛と云_ハば例の天魔の義也と可_レ責。但即身即佛と云_フ名目を聞に。天台法華宗の即身成佛の名目つかひを盜_リ取て。禪宗の家にかふと覺_ハたり。然者法華に立る様なる即身即佛歟如何とせめよ。若無_ク其義_ハ押_テ名目をつかはば。つかはる_ノ語は無障礙の法也。譬は民の身として國王と名乗_ル者の如く也。如何_ニ國王と云_トも言には無_レ障_リ己が舌の和かなるま_ニに云_トも。其身は即土民の卑しく嫌れたる身也。又瓦礫を玉と云者の如し。石瓦

を玉と云たりとも曾て石は玉にならず。汝が所云即身即佛の名目も如し此有名無實也不便也不便也。次に不立文字と云。所詮文字と云事は何なるものと得心如し此被立候哉。文字は是一切衆生の心法の顯れたる質也。されば人のかける物を以て其人の心根を知て相する事あり。凡心と色法とは不二の法にて有問。かきたる物を以て其人の資福をも相する也。然ば文字は是一切衆生の色心不二の質也。汝若文字を不立者汝が色心をも不可立。汝雖六根禪の法門一句答へよと可責也。さてと云もかうと云も有と無との二見をば不離。無と云は無の見也とせめよ有と云ば有の見也とせめよ。何れも何れも不叶事也。次に修多羅の教は月をさす指の如しと云は。月を見て後は徒者と云義歟。若其義にて候者御邊の親も徒者と云義歟。又師匠は爲弟子ノ徒者歟。又大は徒者歟又天は徒者歟。如何となれば父母は御邊を出生するまでの用にてこそあれ御邊を出生して後はなにかせん。人の師は物を習取までこそ用なれ習取て後は無用也。夫天は雨露を下すまでこそあれ雨ふりて後は天無用也。大地は草木を出生せんが爲也。草木を出生して後は大地無用也と云ん者の如し。是を世俗の者の譬に喉過ぬればあつさわすれ。病愈ぬれば醫師をわすると

云らん譬に少も不違相似たり。所詮修多羅と云も文字也。文字ハ是三世諸佛、氣命也と天台釋し給へり。天台は震旦禪宗の祖師の中に入れたり何祖師の言を嫌はん。其上御邊の色心也。凡一切衆生の三世不斷の色心也。何汝本來の面目を捨て不立文字と云耶。是昔し移宅しけるに我妻を忘たる者の如し。眞實の禪法をば何としてか知べき。哀なる禪の法門かなと可責。次に華嚴法相三論俱舍成實律宗等の六宗の法門。いかに花をさかしても申やすく返事すべき方は。能能いはせて後南都の歸伏狀を唯よみきかすべき也。既に六宗の祖師が歸伏の狀をかきて桓武天皇に奉奏。仍彼歸伏狀を山門に納められぬ其外内裏にも被記。諸道の家家にも記し留て今にあり。其より已來華嚴宗等の六宗の法門。末法の今に至るまで一度も頭をさし出さず。何ぞ唯今事新捨られたる所の權教無得道の法にをいて。眞實の思をなし如し此被仰候ぞや。不得心とせむべし。次に眞言宗の法門は。先眞言三部經は大日如來の説歟。釋迦如來の説歟と尋定て。釋迦の説と云はば釋尊五十年の説教にをいて。已今當の三説を分別せられたり。其中に大日經等の二部は何れの分にをさまり候ぞと可尋之。三説の中にはいづくにこそれさまりたりと云はば。例の法門にてたや

すかるべき問答也。若法華と同時の説也義理も法華と同一と云はば。法華は是純圖一實の教にて曾て方便を交へて説く事なし。大日經等は四教を合用したる經也。何ぞ時も同じ義理も同じと云んや謬也とせめよ。次に大日如來の説法と云はば。大日如來の父母と生せし所と死せし所を委く沙汰し問べし。一句一偈も大日の父母なし説所なし生死の所なし。有名無實の大日如來也。然開殊に法門せめやすがるべき也。若法門の所詮の理を云はば。教主の有無を定めて説教の得不得をば可極事也。設ひ至極の理密事密を沙汰すとも。譯者は有虚妄法華の極理を盜取て事密眞言とか被立あるやらん不審也。依之法の所談は教主の有無に隨て可有沙汰也と可責也。次に大日如來は法身と云はば。法華よりは未顯眞實と嫌捨られたる爾前權教にも法身如來と説たり。何ぞ不思議なるべきやと可云也。若無始無終の由を云ていみじき由を立申さば。必大日如來に不限我等一切衆生螻蟻蝨蟲等に至までみな無始無終の色心也。於衆生有始有終と思ふは外道の僻見也。汝外道に同ず如何と可云也。次に念佛は是淨土宗所用の義也。此又權教の中の權教也。譬ば夢の中の夢の如し有名無實にして其實無也。一切衆生願て所詮なし。然ば所云佛も有爲無常の阿彌陀佛也。何ぞ常住不滅の道理にしかんや。されば本朝の根本大師の御釋云有爲報佛、夢中權果無作、三身覺前實佛と釋して。阿彌陀佛等の有爲無常の佛をば大にいましめ捨をかれ候也。既に所憑阿彌陀佛有名無實にして。名のみ有て其體なからんには可往生道理をば。委く如須彌山之高く立大海の如くに深く云とも何の所詮有べきや。又經論に正き明文ども有と云はば。明文ありとも未顯眞實の文也。淨土の三部經に不限華嚴經等より初て何の經教論釋にか成佛の明文無耶。然ども權教の明文なる時は汝等が所執の拙きにてこそあれ無經論辭事也。何れも法門の道理を宣嚴り依經を立たりとも夢中の權果にて無用の義に可成也。返返。

此鈔百三頁五行マテ、西山本門寺第三世日代師ノ親寫セル本ニ依テ照校ス(稻田海素庵記)

○念佛無間地獄鈔 微上四七 考四二五

念佛者無間地獄之業因也。法華經成佛得道之直路也。早可捨淨土宗持法華經。離生死得菩提事。法華經第二譬喻品云。若人不信毀謗此經。則斷一切世間佛種。其人命終入阿鼻獄。具足一切劫盡更生。如是展

轉至無數劫云云。如此此文者信之方便、念佛不信之眞實、法華者、可墮無間地獄也。念佛者云、我等機不及、法華經、間不信計也。毀謗する事はなし。何の科に可墮地獄乎。法華宗云、不信條は承伏歟。次に毀謗云云は即不信也。信は道の源功徳の母と云へり。菩薩、五十二位十信、爲本、十信ノ位信心爲始。諸惡業煩惱、不信爲本云云。然は譬諭品、十四誹謗、以不信爲體。今念佛門云、不信誹謗爭入阿鼻獄之句乎。其上淨土宗には現在の父たる教主釋尊を捨て佗人たる阿彌陀佛を信する故に。依五逆罪之各、必可墮無間大城也。經に今此三界皆是我有と説給は主君の義也。其中衆生悉是吾子と云は父子の義也。而今此處多諸患難唯我一人能爲救護と説給は師匠の義也。而釋尊付屬の文に此法華經をば付屬有在云云。何の機か可墮誰人が不信乎。而淨土宗は背主師親教主釋尊付屬。憑佗人西方極樂世界、阿彌陀如來故、背主八逆罪の凶徒也。違救の答難、遁即朝敵也。無各乎。次に捨父釋尊故、五逆罪者也。豈可墮無間地獄乎。次に背師匠釋尊故、七逆罪、人也。爭不墮惡道乎。如此教主釋尊、娑婆世界の衆生には主師親の三徳を備て大恩の佛にて御坐す。此佛を捨て佗方の佛を信じ

彌陀樂師大日等を奉憑人は。依二十逆罪、各可墮惡道也。淨土三部經、若釋尊一代五時説教の内、第三方便部の内より出たり。此四卷三部の經は全、非釋尊本意、非三世諸佛出世本懷、唯暫衆生誘引の方便也。譬は塔をくむは足代をゆふ(藉)が如し。念佛は足代也。法華は寶塔也。法華を説給までの方便也。法華の塔を説給て後は念佛の足代をば切捨べき也。然るに法華經を説給て後念佛に執著するは。塔をくみ立て後足代に著して塔を用ざる人の如し。豈無違背、答乎。然れば法華の序分無量義經には四十餘年未顯眞實と説給て念佛の法門を打破給。正宗法華經には正直捨方便但説無上道と宣給て念佛を捨給。依之阿彌陀經の對告衆長老舍利弗尊者。阿彌陀經を打捨て法華經歸伏して成華光如來。畢。四十八願付屬之阿難尊者も淨土の三部經を抛て法華經を受持して成山海慧自在通王佛。畢。阿彌陀經の長老舍利弗は垂二百羅漢、中智慧第一、上首の大聲聞閻浮提第一の大智者也。並肩人なし。阿難尊者は多聞第一の極聖釋尊一代の説法を空に誦せし廣學の智人也。かゝる極位の大阿羅漢尙往生成佛の望を不遂。佛在世の祖師如此。可踏祖師跡者抛三部經、信法華經、可成無上菩提者也。於佛滅後、雖多祖師先

徳大唐揚州の善導和尚にまゝなる人なし唐土第一の高祖也云云。始は揚州の明勝と云る聖人を爲レテ師ト法華經を習たりしが。値テ道綽禪師ニ移リ淨土宗ニ捨テ法華經ヲ成ニ念佛者ト。於テ一代聖教ニ立ニ聖道淨土ノ二門ヲ。法華經等の諸大乘經をば名テ聖道門ト嫌ニ自力ノ行ト。聖道門を修行して願ニ成佛ト人は。百人にまれに一人二人千人にまれに三人五人得道する者や有んずらん。乃至千人に一人も得道なき事も有べし。觀經等の三部經を名テ淨土門ト此ノ淨土門を修行して憑テ自力本願ヲ願ニ往生者ト。十即十生百即百生とて十人は十人百人は百人可ニ決定往生トす。めたり。觀無量壽經を爲ニ所依ト作ニ四卷ノ疏ヲ。玄義分序分義定善義散善義是也。其外法事讚上下般舟讚往生禮讚觀念法門經此等を九帖の疏と名ケたり。善導念佛し給へば口より佛の出給と云て稱名念佛一遍を作すに三體づつ口より出給けりと傳へたり。毎日の所作には阿彌陀經六十卷念佛十萬遍是を缺ノ事なし。持テ諸ノ戒品ヲ一戒も不破ラ。三衣は如シ身ノ皮ヲ脱ク事なく鉢餅は如シ兩眼ノ不離シ身ヲ精進潔齋す。不レ見ニ女人ヲ一期生不眠三十年也と自歎す。凡ソ善導の行儀法則を云へば酒肉五辛を制止して口に不レ齧マ手に不レ取。未來の諸ノ比丘も如シ是行すべしと定たり。一度飲酒ヲ食ニ肉ヲ食ニ五辛等ヲ念佛申さん者

は三百萬劫が間可レ墮ニ地獄ニと禁めたり。善導が行儀法則は過ニ本律ノ制ニ。法然房が起請文にも書載たり。一天四海以テ善導和尚ヲ仰キ善知識ト貴賤上下皆悉成ニ念佛者ト。但シ一代聖教ノ大王三世諸佛ノ本懷たる法華の文には。若有聞法者無一不成佛と説給へり。善導は行ニ法華經ヲ者千人に一人も得道ノ者不可レ有と定む。何レの説に可レ付乎。無量義經には念佛をば未顯眞實とて非ニ實ニと言ふ。法華經には正直捨方便但説無上道とて。正直に念佛の觀經を捨て無上道の法華經を可レ持ツと言ふ。此兩説水火也何レの邊に可レ付乎。信ニ善導カ言ヲ可レ捨ツ法華經ヲ歟。信ニ法華經ヲ可レ捨ツ善導ノ義ヲ歟如何。夫レ一切衆生皆成佛道ノ法華經。一聞法華經決定成菩提の妙典。善導が一言に破れて千中無一虛妄の法と成り。無得道教と云はれ平等大慧の巨益は成ニ虛妄ト。多寶如來の皆是眞實の證明の御言成ニ妄語ト乎。十方諸佛の上至梵天の廣長舌も破レ破給ぬ。爲ニ三世諸佛大怨敵ト失フ十方如來成佛ノ種子ヲ大謗法の科甚重し。大罪報の至り無間大城の業因也。依テ之ニ忽に物狂トにや成けん所居の寺の前の柳の木に登て。自ラ頸をくハりて投シ身ヲ死シ畢ぬ。邪法のたゞり踵を不レ回サ冥罰爰に見レたり。最後臨終の言に云ク。此身可レ厭フ被レ責ニ諸苦ニ暫ク無ニ休息。即登リ所居ノ寺ノ前ノ柳ノ木ニ。向レ西ニ

願_レ口_ク佛_ノ威神_ヲ以_テ取_リ我_ヲ觀音勢_至來_テ又扶_レ我_ヲ唱_レ唱_レ青柳_ノ上_ヲ投_テ身_ヲ自_レ絶_ス云云。三月十七日_クびを_クりて飛_{たり}ける程_にく_りり繩_や切_{けん}柳_の枝_や折_{けん}。大旱魃_の堅_土の_上に落_て腰骨_を打_折て。二十四日_{に至}まで七日七夜_{の間}悶_絶覺_地しておめ_きさ_けびて死_畢ぬ。さればに_や是_程の高祖_をば_は往生_の人の内_{には}入_{ざる}らんと覺_ゆ。此事_全非_餘宗_ノ誹_謗非_法華宗_ノ妄_語善_導和尙_自筆_ノ類_聚傳_ノ文_也云云。而_モ酌_レ流_ヲ者_ハ不_レ忘_其源_ヲ行_レ法_者ハ可_レ踏_ニ其_師ノ_跡云云。入_ニ淨土門_ニ師_ノ跡_ヲ可_レ踏_臨終_ノ時_如ク_善導_カ自_害可_レ有_歟。念佛者_{として}頸_をく_らずんば背_ノ師_ニ答_可レ_有如何_。日本國_{には}法然_{上人}淨土宗_の高祖_也。十七歲_{にして}一切_經を習_極め天台六十卷_に渡_り。八宗_を兼_學して一代_聖教_の大意_{を得}たりとの_しり。天下_無雙_の智者_{山門}第一_の學_匠也云云。然るに天魔_や其_身に入_はけん廣_學多_聞の智慧_も空_く諸宗_の頂_上たる天台宗_を打_捨て。八宗_{の外}なる念佛者_の法師_と成_はけり。大臣公卿_の身_を捨_て民百姓_と成_が如_し。選擇_集と申_す文_を作_て一代_五時_の聖_教を難_破じ念佛_{往生}の_一門_を立_たり。佛_說法_滅盡_經云_ク五濁_惡世_魔道_興盛_魔作_テ沙門_ト我_カ道_ヲ壞_亂。惡人_轉多_如ク_海中_ノ沙_ノ善人_甚少_若一人_若二人_云云。即法然_房是_レ也と山門_の狀_に被_レ書_。我_ガ淨土宗

の專修_の一行_をば五種_ノ正行_と定め。權實_顯密_の諸大乘_をば五種_ノ雜行_と簡_て。淨土門_の正行_をば如_ク善_導ノ_決定_往生_と勸_{たり}。觀經_等の淨土_の三部_經の外_。一代_顯密_の諸大乘_經大般若_若經_ヲ爲_レ始_ト終_リ至_ニ法_常住_經ニ_。貞元_錄ニ_所載_ス六百_三十七部_{二千八百八十三卷}皆是_千中_無一_ノ徒_物也永_レ不_レ可_レ有_得道_。難_行聖_道門_閉門_ヲ抛_テ之_ヲ閣_レ之_ヲ捨_テ之_ヲ可_レ入_ニ淨土門_ニ勸_めたり。一天_の貴賤_傾首_ヲ四海_の道俗_合掌_ヲ或_ハ號_シ勢_至化_身ト_或ハ仰_ニ善_導ノ_再誕_ニ一天_四海_にな_びか_ぬ木_艸なし。智慧_如ク_日月_ノ照_シ世_間ト_並レ_肩人_{なし}。名_德充_テ一天_ニ超_ニ善_導ニ_勝曇_鸞道_綽貴_賤上下_皆以_テ選擇_集ヲ_思佛_法ノ_明鏡_ト道_俗男_女悉_ク以_テ法_然房_ヲ仰_ク生_身ノ_彌陀_ト雖_モ然_ト恭_敬供_養者_ハ愚_癡迷_惑之_在俗_人歸_依渴_仰人_ハ無_智放_逸之_邪見_ノ輩_也。於_ニ權_者ニ_不用_レ之_ヲ賢_者又_無隨_之ニ_。然_間斗_賀尾_ノ明_慧房_ハ天下_無雙_ノ智_人廣_學多_聞明_匠也。造_テ摧_邪輪_三卷_ヲ破_ニ選擇_ノ邪_義ヲ_。三井_寺ノ_長吏_實胤_大僧_正希_代ノ_學者_名譽_ノ才_人也。作_テ淨土_決疑_集二卷_ヲ難_シ專_修ノ_惡行_ヲ。比叡_山ノ_住侶_佛頂_房隆_眞法_橋天下_無雙_ノ學_匠山門_探題_ノ棟_梁也。造_テ彈_{選擇}上下_ヲ責_法然_房カ_邪義_ヲ。加_之南_都山門_ニ井_度度_經ヲ_奏聞_ヲ法_然カ_{選擇}之_邪義_爲亡_國之_基旨_依テ_訴申_。人_王八十三代_土御_門院_ノ御_宇承_元元_年二_月上_旬。專_修念佛_之張_本安_樂住_蓮等_ヲ捕

縛^と忍^に被^レ刎^レ頭^ヲ畢^ス。法然房源空ハ沈^ミ遠流之重科^ニ畢^ス。其時攝政左大臣家實と申^ハ近衛殿の御事也。此事ハ皇代記に見たり誰^カ疑^レ之^ヲ。加之^ラ法然房死去^ノ後^モ又重^テ自^ニ山門^ニ訴^ヘ申^メに依^テて。人王八十五代後堀河院ノ御宇嘉祿三年。京都六箇所の本所より法然房が選擇集^並に印版^ヲ責出^{シテ}。大講堂の庭に取^上て二千ノ大衆會合^シ。奉^レ報^シ三世ノ佛恩^ヲ也とて令^レ燒^シ失^セ之^ヲ。法然房が墓所^ヲば。仰^キ付^テ犬神人^ニ掘^ニ出^シ之^ヲ被^レ流^シ鴨河^ニ畢^ス。宣旨院宣關白殿下ノ御教書ヲ五畿七道^ニ被^レ成^下。六十六箇國^ニ念佛ノ行者一日片時^モ不^レ可^レ置^レ之^ヲ可^レ追^ル對馬ノ島^ニ之旨^{ナリ}諸國ノ國司^ニ被^レ仰^付畢^ス。此等ノ次第兩六波羅ノ注進狀關東相摸守ノ請文等明鏡者也。嘉祿三年七月五日^ニ被^レ下^ニ山門^ニ宣旨^ニ云^ク。專修念佛之行^ハ者諸宗衰微之基也因^レ玆^ニ代之御門類^ニ被^レ降^シ嚴旨^ヲ殊^ニ所^レ加^シ禁遏^ト也。而頃年又構^ニ興行^ヲ山門令^ニ訴^ヘ申^ノ之間任^ニ先符^ニ被^レ仰^下先^ニ畢^ス。其上且^ハ爲^レ禁^ニ佛法ノ陵夷^ヲ且^ハ依^レ優^ニ衆徒之鬱訴^ヲ。以^テ謂^フ其ノ根本^ト隆寬成覺空阿彌陀佛等可^レ令^レ處^ニ其身^ヲ於遠流^ニ之由不^日所^レ被^レ宣^下也。於^テ餘黨^ニ者尋^ニ搜^シ其在所^ヲ可^レ追^シ却^ス帝土^ヲ也。此上ハ早^ク慰^ム愁訴^ヲ可^レ停^止蜂起^ヲ之旨不^レ回^ニ時刻^ヲ可^レ有^ニ御下知^候。者倫言如^レ此賴隆誠恐頓首謹言。七月五日酉刻右中辨賴隆奉^ル進上天台座主大僧正御

房政所。同七月十三日被^レ下^ニ山門^ニ宣旨^ニ云^ク。專修念佛興行之輩可^レ停^止之由被^レ宣^下五畿七道^ニ畢^ス且^可有^ニ御存知^候。倫言如^レ此悉^レ之^ヲ賴隆誠恐頓首謹言。七月十三日右中辨賴隆奉^ル進上天台座主大僧正御房政所。殿下御教書。專修念佛ノ事仰^ニ五畿七道^ニ永^ク可^レ被^レ停^止之由。先日被^レ宣^下候^ニ畢^ス而諸國尙有^ニ其ノ聞^云守^テ宣旨ノ狀^ヲ可^レ致^シ沙汰^ノ之由可^レ被^レ仰^付地頭守護所等^ニ之旨。山門訴^ヘ申^候可^レ有^ニ御存知^候。以^テ此旨^ヲ可^レ令^レ申^ニ沙汰^ノ給^上由殿下ノ御氣色所^レ候也仍^テ執達如^レ件。嘉祿三年十月十日參議範輔在判。武藏守殿。永尊賢者ノ狀^ニ云^ク。此十一日^ニ大衆僉議^シ云^ク。法然房所造ノ選擇者謗法ノ書也天下不^レ可^レ止^ニ置^ク之^ヲ。仍^テ在在所所^レ持^{スル}並^ヒ其印版^ヲ取^ニ上^ケ大講堂^ニ。爲^レ報^シ三世ノ佛恩^ヲ令^レ燒^シ失^之畢^ス。又云^ク。法然上人之墓所仰^ニ付^テ感神院ノ犬神人^ニ令^レ破^却畢^ス。嘉祿三年十月十五日。隆眞法橋申^ニ云^ク。專修念佛^ハ可^レ爲^ニ亡國之本^ニ旨文理有^レ之。自^ニ山門^ニ送^ニ雲居寺^ニ狀^ニ云^ク。邪師源空存生之間永^ク沈^ミ罪條^ニ滅後之今^ハ且^レ刎^レ死骨^ヲ。其邪類住蓮安樂賜^ニ死^ヲ於原野^ニ。成覺薩生^ハ蒙^ニ刑^ヲ於遠流^ニ。殆^以此現罰^ヲ可^レ察^ス其後報^ヲ云^ク。嗚呼云^ク。世法之方^ヲ者成^リ違^救者^ト蒙^ニ帝王之救^勸于^レ今御赦免^ノ之天氣無^レ之。有^レ心臣下萬民誰人^カ於^テ彼宗^ニ可^レ展^ニ布施供養^ヲ哉。云^ク。佛法之方^ヲ者爲^ニ

正法誹謗之罪人、無間地獄之業類也。何輩^レ於^テ念佛門^ニ可^キ致^ス恭敬禮拜^ヲ乎。庶幾^ハ末代^ノ淨土宗。如^ク佛在世^ノ祖師舍利弗阿難等^ノ抛^テ淨土宗^ヲ持^テ法華經^ニ可^キ遂^ニ菩提之素懷^ヲ者歟。

日蓮花押

○一生成佛鈔 卷上三七 考三三三

夫無始の生死を留めて此度決定して無上菩提を證せんと思はば。すべからく衆生本有の妙理を觀すべし。衆生本有の妙理者妙法蓮華經是也。故に妙法蓮華經と唱へたてまつれば。衆生本有の妙理を觀するにてあるなり。文理真正の經王なれば文字即實相也實相即妙法也。唯所詮一心法界の旨を説^キ顯^スを妙法と名く。故に此經を諸佛の智慧とは云なり。一心法界の旨者十界三千の依正色心非情艸木虚空刹土いづれも除かずちりも残らず一念の心に收て。此一念の心法界に徧滿するを指て萬法とは云なり。此理を覺知するを一心法界とも云なるべし。但^シ妙法蓮華經と唱へ持つと云とも。若己心の外に法ありと思はば全く妙法にあらず。竊法なり。竊法は今經にあらず。今經にあざれば方便也權門也。方便權門の教ならば成佛の直道にあらず。成佛の直道にあざれば多生曠劫の修行を経て。成佛すべきにあざる故に一生成佛叶がたし。故に妙法と唱へ蓮華と讀ん時は。我一念を指て妙法蓮華經と名くるぞと深く信心を發すべきなり。都て一代八萬の聖教三世十方の諸佛菩薩も我心の外に有とはゆめゆめ思ふべからず。然れば佛敎を習ふといへども。心性を觀せざれば全く生死

を離るゝ事なきなり。若心外に道を求て萬行萬善を修せんは。譬ば貧窮の人日夜に鄰の財を計へたれども半錢の得分もなきが如し。然れば天台の釋の中には若不觀心重罪不滅とて。若心を觀せざれば。無量の苦行となると判せり。故にかくの如きの人をば佛法を學して外道となると恥しめられたり。爰を以て止觀には雖學佛教還同外見と釋せり。然間佛の名を唱へ經卷をよみ華をちらし香をひねるまでも。皆我が一念に納たる功德善根なりと信心を取べきなり。依之淨名經の中には諸佛の解脱を衆生ノ心行に求めば。衆生即菩提なり生死即涅槃なりと明せり。又衆生の心けがられば土もけがれ。心清ければ土も清しとて。淨土と云ひ穢土と云も土に二の隔なし。只我等が心の善惡によると見むたり。衆生と云も佛と云も亦如此。迷時は衆生と名け悟時をば佛と名けたり。譬ば閻鏡も磨きぬれば玉と見ゆるが如し。只今も一念無明の迷心は磨かざる鏡なり。是を磨かば必法性眞如の明鏡と成べし。深く信心を發して。日夜朝暮に又懈らず磨くべし。何様にしてか磨くべき。只南無妙法蓮華經と唱へたてまつるを。是をみかくとは云なり。抑妙とは何と云心ぞや。只我が一念の心不思議なる處を妙とは云なり。不思議とは心も及ばず語も及ばずと云事なり。

り。然ればすなはち起るところの一念の心を尋ね見れば。有と云はんとすれば色も質もなし。又無と云はんとすれば様様に心起る。有と思ふべきに非ず無と思ふべきにも非ず。有無の二の語も及ばず有無の二の心も及ばず。有無に非ずして而も有無に徧して中道一實の妙體にして不思議なるを妙とは名るなり。此妙なる心を名て法とも云なり。此法門の不思議をあらはすに譬を事法にかたどりて蓮華と名く。一心を妙と知ぬれば亦轉じて餘心をも妙法と知る處を妙經とは云なり。然ればすなはち善惡に付て起り起る處の念心の當體を指て。是妙法の體と説宣たる經王なれば成佛の直道とは云なり。此旨を深く信じて妙法蓮華經と唱へば一生成佛更に疑あるべからず。故に經文には於我滅度後應受持斯經是人於佛道決定無有疑とのべたり。努努不審をなすべからず。穴賢穴賢。一生成佛の信心。南無妙法蓮華經。南無妙法蓮華經。

日蓮花押

○主師親御書 微下ニ考四五

釋迦佛は我等が爲には主也師也親也。一人してすくひ護ると説給へり。阿彌陀佛は我等が爲には主ならず親ならず師ならず。然れば天台大師是を釋して曰ク。西方ハ佛別ニ縁異テ佛別故ニ隱顯ノ義不レ成セ縁異故ニ子父ノ義不レ成セ。又此經ノ首末ニ全ク無シ此旨ニ閉テ眼ヲ穿鑿ト。實なるかな釋迦佛は中天竺の淨飯大王の太子として。十九の御年家を出給て檀特山と申ヌ山に籠らせ給ひ。高峯に登ては妻木をとり深谷に下ては水を結び難行苦行して。御年三十と申せしに佛にならせ給て一代聖教を説給に。上には華嚴阿含方等般若等の種種の經經を説せ給へども。内心には法華經を説ばやとればしめされしかども。衆生の機根まぢまぢにして一種ならざる間。佛の御心をば説給はで人の心に隨ひ萬の經を説給へり。如レ此四十二年が程は心苦く思食しかども。今法華經に至て我願既に満足しぬ我が如くに衆生を佛になさんと説給へり。久遠より已來或は鹿となり或は熊となり或時は鬼神の爲に食はれ給へり。如レ此功德をば法華經を信じたらん衆生は是眞佛子とて。是實の我カ子なり此功德を此人に與へんと説給へり。是レ程に思食たる親の釋迦佛をばないがしるに思ひなして。唯以一事大

と説給へる法華經を信せざらん人は。爭か佛になるべきや能能心を留て案すべし。二ノ卷ニ云ク若人不信毀謗此經。則斷一切世間佛種。乃至不受餘經一偈也。文の心は佛にならん爲には唯法華經を受持せん事を願て餘經の一偈一句をも受ざれと。三ノ卷ニ云ク如從飢國來忽遇大王膳也。文の心は飢たる國より來て忽に大王の膳そなへものにあへり。心は犬野干の心を致すとも迦葉自連等の小乗の心をば起さざれ。破たる石は合とも枯木に花はさくとも二乗は佛になるべからずと仰せられしかば。須菩提は茫然まうぜんとして手の一鉢をなげ。迦葉は涕泣の聲大千界を響すと申て歎き悲みしが。今法華經に至て迦葉尊者は光明如來の記筭きざしを授りしかば。目連須菩提摩訶迦旃延等は是を見て。我等も定て佛になるべし飢たる國より來て忽に大王の膳にあへるが如しと喜びし文也。我等衆生無始曠劫より已來妙法蓮華經の如意寶珠を片時も相離れざれども。無明の酒にたばらかされて衣の裏にかけたりとしらすして。少きを得て足ぬと思ひぬ。南無妙法蓮華經とだに唱奉りたらましかば速に佛に成べかりし。衆生どもの五戒十善等のわすかなる戒を以て。或は天に生れて大梵天帝釋の身と成ていみじき事と思ひ。或時は人に生れて諸の國王大臣公卿殿上人等の身と成て是程のた

のしみなしと思ひ。少きを得て足ぬと思ひ悦びあへり。是を佛は夢の中のさかへ(笑)まぼろしのたのしみ也。唯法華經を持奉り速に佛になるべしと説給へり。又四ノ卷ニ云、而此經の者如來ノ現在猶多^ス怨嫉^ニ況^テ滅度^ノ後云云。釋迦佛は師子頰王の孫淨飯王には嫡子也。十善の位をすて五天竺第一なりし美女耶輸多羅女をふりすて、十九の御年出家して勤行ひ給しかば三十の御年成道し御坐て三十二相八十種好の御形にて。御幸なる時は大梵天王帝釋左右に立^テ多聞持國等の四天王先後圍繞せり。法を説給ふ御時は四辯八音の説法は祇園精舍に滿^チ三智五眼の徳は四海にしけり。然れば何れの人か佛を惡むべきなれども尙怨嫉するもの多し。まして滅度の後一毫の煩惱をも斷せず少しの罪をも辨へざらん法華經の行者を。惡み嫉む者多からん事は雲霞の如くならんと見たり。然則末代惡世に此經を有のまゝに説^ク人には敵多からんと説れて候に。世間の人人我も持たり我も讀奉り行し候に。敵なきは佛の虚言歟法華經の實ならず歟。又實の御經ならば當世の人人經をよみまいらせ候は虚よみ歟。實の行者にてはなき歟如何能能心得べき事也明むべき物也。四ノ卷に多寶如來は釋迦牟尼佛御年三十にして佛に成給ふに。初には華嚴經と申^ス經を十方華王の

みぎりにして別圓頓大の法輪。法慧功德林金剛幢金剛藏等の四菩薩に對して三七日の間説給しにも來り給はず。其二乗の機根叶はざりしかば瓔珞細軟の衣をぬぎすて麤弊垢膩^{ソベ}之衣を著。波羅奈國鹿野苑に趣て十二年の間生滅四諦の法門を説給ひしに。阿若俱鄰等の五人證果し。八萬の諸天は無生忍を得たり。次に欲色二界の中間大寶坊の儀式淨名の御室には三萬二千の牀を立。般若白鷺池の邊十六會の儀式。染淨虛融の旨をのべ給しにも來り給はず。法華經にも一ノ卷乃至四ノ卷人記品までも來給はず寶塔品に至て初て來給へり。釋迦佛先四十餘年の經を我と虚事と仰られしかば人用る事なく。法華經を眞實也と説せ給へども。佛と云は無虚妄の人とて永く虚言し給はずと聞しに。一日ならず二日ならず一月ならず二月ならず一年二年ならず。四十餘年の程で虚言したりと仰られしかば。又此經を實と説給も虚言にやあらんすらんと不審なし、かば。此不審釋迦佛一人しては舍利弗を始め事はれがたかりしに。此多寶佛寶淨世界よりはるばると來らせ給て。法華經は皆是^レ眞實なりと證明し給しに。先の四十餘年の經を虚言と仰せらるゝ事實の虚言に定^マるなり。又法華經より外は一切經を空に浮べて。文文句句阿難尊者の如く覺り富樓那の辯舌の

如くに説とも其を難事とせず。又須彌山と申す山は十六萬八千由旬の金山にて候を。佗方世界へつぶて(樂)になぐる者ありとも難事には候はじ。佛ノ滅度ノ後當世未代惡世に法華經を有のまゝに能説ん是を難しとすと説せ給へり。五天竺第一の大力なりし提婆達多も。長三丈五尺廣一丈二尺の石をこそ佛になげかけて候しか。又漢土第一の大力楚の項羽と申せし人も九石入の釜に水滿候しをこそひさげ(提)候しか。其に是は須彌山をばなぐる者は有とも此經を説の如く讀奉らん人は有がたしと説て候に。人ごとく此經をよみ書説候。經文を虚言に成て當世の人人を皆法華經の行者と思ふべき歟能御心得有べき事也。五ノ卷提婆品ニ云ク若有善男子善女人一聞法華經提婆達多品一淨心信敬不_レ生疑惑者。不_レ墮地獄餓鬼畜生三_レ生三十_レ方佛前_ニと。此品には二ツの大事のり。一には提婆達多と申は阿難尊者には兄斛飯王には嫡子師子頰王には孫佛にはいとこ(從弟)にて有しが。佛は一閻浮提第一の道心者にてましまし、に怨をなして。我は又閻浮提第一の邪見放逸の者とならんを誓て。萬の惡人を語て佛に怨をなして三逆罪を作て現身に大地破て無間大城に墮て候しを。天王如來と申す記筋を授らるる品にて候。然れば善男子と申は男此經を信じま

ひらせて聽聞するならば。提婆達多程の惡人だにも佛になる。まして末代の人とはたとひ重罪なりとも多分は十惡をすぎず。まして深く持奉る人佛にならざるべきや。二には娑竭羅龍王のむすめ龍女と申は八歳のくちなは(小蛇)佛に成たる品にて候。此事めづらしく貴き事にて候。其故は華嚴經には女人_ハ地獄_ノ使能斷_ニ佛種子_ヲ外面_ハ似_テ菩薩_ニ内心_ハ如_シ夜叉_トと。文の心は女人は地獄の使よく佛の種をたつ。外面は菩薩に似たれども内心は夜叉の如しと云へり。又云々一度女人を見る者はよく眼の功德を失ふ。設ひ大蛇をば見るとも女人を見るべからずと云。又有經には所有三千界ノ男子諸ノ煩惱合集爲_ニ一人ノ女人之業障_ト。三千大千世界にあらゆる男子の諸の煩惱を取集て女人一人の罪とすと云へり。或經には三世の諸佛の眼は脱て大地に墮とも女人は佛に成べからずと説給へり。此品の意は人畜をいはば畜生たる龍女だにも佛に成れり。まして我等は形のごとく人間の果報也。彼が果報にはまされり争か佛にならざるべきやと思食すべきなり。中にも三惡道にれちらずと説て候。其地獄と申は八寒八熱乃至八大地獄の中に。初め淺き等活地獄を尋れば此一閻浮提の下一千由旬也。其中の罪人は互に常に害心をいだけり。もしたまたま相見れば獵師が

鹿かせぎにあへるが如し。各各鐵の爪を以て互につかみさく血肉皆盡て唯殘て骨のみあり。或は獄卒棒を以て頭よりあなうららにらに至るまで皆打くだく。身も破れくだけて猶ホ沙の如し。焦熱なんど申は譬んかたなき苦也。鐵城四方に回て門を閉たれば力士も開きがたく。猛火高くのぼつて金翅のつばさもかけるべからず。餓鬼道と申は其住處に二あり。一には地の下五百由旬の閻魔王宮にあり。二には人天の中にもまじはれり其相種種也。或は腹は大海の如くのんどは鉞の如くなれば明ても暮ても食すともあくべからず。まして五百生七百生なんど飲食の名をだにもきかず。或は己れが頭をくだきて腦を食するもあり。或は一夜に五人の子を生て夜の内に食するもあり。萬葉林に結べり取んとすれば悉く劍ノ林となり。萬水大海に流入ぬ飲んとすれば猛火となる。如何にしてか此苦をまぬがるべき。次に畜生道と申は其住所に二あり。根本は大海に住す枝末は人天に雜れり。短き物は長き物にのまれ小き物は大なる物に食はれ互に相食いんでしはらくもやすむ事なし。或は鳥獸と生れ或は牛馬と成ても重き物をれはせられ。西へ行んと思へば東へやられ東へ行んとすれば西へやらる。山野に多くある水と艸とのみ思て餘は知るところなし。然るに善男子善女人此

法華經を持ち南無妙法蓮華經と唱奉らば。此三罪を脱るべしと説給へり。何事か是にしかんたのもしきかなたのもしきかな。又五ノ卷ニ云ク我闍大乘教度脱苦衆生と。心はわれ大乘の教をひらいてと申は法華經を申す。苦の衆生とは何ぞや。地獄の衆生にもあらず餓鬼道の衆生にもあらず只女人を指て苦の衆生と名なたり。五障三從と申て三つしたがふ事有て五つの障りあり。龍女我女人をつみしれり。然ば餘をば知べからず女人を導かんと誓へり。南無妙法蓮華經。南無妙法蓮華經。

日蓮花押

○垂迹法門 微下八 考五五四

日本國中ニ社ノ數三千一百三十二所あり。佛法の住所は一萬一千三十七所也。水は濁りて流るれども又すみ。月は雲かくせども又はる。ことほりなり。佛法をば第六天の魔王外道も怨をなせども佛法彌弘まりぬ。其様に水はにごりて流るれども本清ければ又返て清くなりぬる様に。人は怨をなせども本より心すぐ直なれば佛神守をくはへ給也。古の賢人の常の言に水至てきよければ魚

住事なし人至て賢ければ友なしといへども。天の加護し給所也。七星在頂ニ
 隠勿ニ犯用と申は。北斗七星は常に頂にあり我が罪科を少もかくす事な
 れと申心也。されば神明は正直の者の頭には住給也。不正直の者の頭には宿
 り給はず。悲華經云我滅度後於末法中現大明神利益衆生と申文
 の心は。我滅度後の末法の中に於て大明神と顯れて衆生を利益すべしと申文
 也。されば末法と申は當時を申也。今時の垂迹和光は是皆本地釋迦如來の化
 身也。此旨委く可得意也。先悲華經と申は釋迦如來の昔の事を説給也。又五
 百大願のありさまを説給を申也。されば明神と申は諸佛如來の御神也昔
 大師も釋し給也。

日蓮花押

◎回向功德鈔

涅槃經云死人に閻魔王勘へて四十九の釘をうつ。先目に二耳に二舌に六
 胸に十八腹に六足に十五打也。各各長一尺也取意。而は娑婆に孝子有て彼追
 善の爲に僧を請せんとして人をはしらしむる時。閻魔王宮に此事知て先足に打

たる十五の釘をぬく。其故は佛事の爲に僧を請する功德の初なる間足の釘を
 抜爰に聖靈の足自在也。さて僧來て佛を造り御經を書時腹の六の釘を抜
 也。次に佛を作り開眼の時胸の十八の釘をば抜。さて佛を造り奉り三身の功德
 を讀上奉て生身の佛になし奉り。冥途の聖靈の爲に説法し給と讀上候時聖
 靈の耳に打て候二の釘を抜也。此佛を見上まいらせをがむ時は眼に二打
 たる釘を抜候也。娑婆にて聖靈の爲に題目を聲をあけて唱へ候時。我志す聖
 靈も唱る間舌に六打て候釘を抜候也。而に加様に孝子有て迹を訪ば閻浮提
 に佛事をなすを。閻魔法王も本より權者の化現なれば是を知て罪人に打たる
 釘を拔免して候也。後生を訪ふ孝子なくば何の世に誰か拔ゆさせ候へまど。其
 上わづかのをどろ(羨棘)のとげ(尖)のたちて候たに忍び難く候べし。況や一尺
 の釘一に候とも悲しかるべし。まして四十九まで五尺の身にたては何とう
 ぞき候へまど。聞にさまをけし見に悲かるべし。其を我も人も此道理を知らず。
 父母兄弟の死して候時初七日と云事をも知ず。まして四十九日百箇日と云事
 をも一周忌と云事をも第三年と云事をも知ず。訪ざらん志の程淺穢かるべし。
 聖靈の苦患をたすけずんば不孝の罪深し。惡靈と成てさまたげを成し候也。良

郭阿用子二人同く死候て閻魔の廳に參りたり。同業なれば黒繩地獄へ墮すべしと沙汰ある。爾時せうしつぎに小疾鬼せうしつぎ沙婆さばへ行て追善の様を見て參れと仰せければ。刹那の程に冥途より來て見に。良郭は孝子ありて作善といとなみ。僧を請じ佛を造り經を書き大乘妙典を讀誦して訪事なんごころ念比也。故に閻魔法王に申す。淨頗梨の鏡を取出し御覽あれば申に違はず。一生涯の間造る處の罪業を皆此功徳に應合て見れば。罪業は輕し善根のふだれは重し。眞善妙有の功力なるが故に。衆罪は霜露の如く忽に罪障消滅して忉利天上の果報を得て。威徳の天人と成て行かすべしと下知せられたり。阿用子我身の事はいかにとむねに當て思ふ處に。閻魔法王仰せらるゝ様は阿用子の孝子はなにと有ぞと御尋あれば。されば候婆婆に訪べき孝子一人もこれ無候。縦ひ候と申とも善根をなす事も候はず。まして僧を請じ佛を造り經を書き大乘妙典を讚歎する事候はず一分の善根も無き由申ければ。汝があやまりにやとて頗梨鏡召せ寄まて彼が罪障を浮べて披見し給へばげに訪事もなし。縦ひ兄弟あれども作善もなし。初七日とも知す四十九日までも佛事なし。閻魔法王不便ふびんに思召せども自業自得果の道理背き難ければ黒繩地獄へつかはず。爾時阿用子申さく我れ婆婆にありし時馬車財寶も多

かりしを。佗人にはゆづらざりしに何に妻子も兄弟も訪ざるらん。天に叫び地を叩ども更に助る者なし。三七日のさよよ小夜こよなかに宗帝王しうたいわうの筆を染て阿用子が姓名を委く注し。四七日の明ぼのに俱生神にもたせつゝ五官土に引渡しけり。彼札にまかせて。黒繩地獄へ向む。彼地獄のありさまは縦横一萬由旬也。獄卒罪人をひきたを拵ひきたをて熱鐵地に臥ふ。熱鐵の繩を以てよこさまに身にすみを打うち。熱鐵の斧きを持て繩にしたがひてさりわり。或はこのさざりを以て其身をひき。或は刀やいばを持て其身をさささる事百千段段也。五體身分處處に散在せり。或は獄卒罪人をとらへてあつさ鐵の繩を持て其身を絞けう絡らくす。繩身肉をとをり骨にいたる事限なし。骨微塵にくだけ破るゝなり。或は鐵の山の上に鐵の幡ぼんほここを立た幡ぼんほこの端に鐵の繩をはり下に熱鐵の釜あり。其罪人に鐵の山をせをばせて繩の上を行しむるに。遙の鐵のかまへをち入れ事大豆の如くなり。かくの如く苦くをうくる事人間の二百年を以て忉利天の一日一夜として其壽二千歳也。忉利天の一千歳の壽を一日一夜として此地獄の苦一千歳也。殺生偷盜の者此黒繩地獄にたつるなり。然ば良郭は迹に孝子有て訪は苦患をのがれて忉利天へ生なれたり。阿用子は孝子なく迹訪ことなければ。一千歳の間無量の苦を五尺の身

に受て悲み極りなし。昔を以て今を思ふに孝子なき人かくの如くならんか。又訪事なくは何の世にか浮ぶべきや。我れ父母の物をゆづられながら死人なれば何事のあるべきと思て後生を訪ざれば。悪靈と成り子孫孫にたゞり。身をなすと涅槃經と申。經に見ゆたり。他人の訪ぬよりも親類財を興へられて彼苦を訪ざらん志の程うたて(淨薄)かるべし。悲むべし悲むべし哀むべし哀むべし。南無妙法蓮華經。南無妙法蓮華經。

七月二十二日

蓮花押

侍從殿

○十二因縁御書

後下四考五二四

凡成佛者知我身佛に成とは申也。知我身者本よりの佛と知を云也。一切衆生蚊蟻蚊蚋等生を受る程のもの。身體は六根六境六識の十八界行合して組立たる身也。此衆生は五陰和合の身也。釋云。五陰和合名爲衆生。此五陰は十二因縁なる故也。其十二因縁とは無明。行。識。名色。六入。觸。受。愛。取。有。生。老死。此十二因縁とは三世兩重の因果と云。初八九此三は煩惱也。第

二第十此二は業也。識名色六入觸受生老死此七は皆是苦也。十二因縁とは煩惱業苦の三道也。無明行の二は過去の二因也。識名色六入觸受。五は現在の五果也。愛取有の三は現在の三因也。生老死の二は未來の兩果也。身三者殺盜淫口。四者惡口兩舌妄語綺語也。意三者貪瞋癡煩惱。此十二因縁を如法に信持しては即身成佛無疑也。此十二因縁より外は無佛法。即法華經也。我身を知る故也。是をしらざるは即謗法也。若人不信毀謗此經則斷一切世間佛種是也。我身より外に別に無佛法華經也。緣起非緣生は過去二支。緣生非緣起は未來二支。緣起緣生は中間八支。非緣起非緣生は無爲法也。十二時者無勝は過去の諸結の時なり。行は是過去の諸行の時なり。識は是相續心及眷屬の時なり。名色者色は受生相續未生四種。色根六入未具時なり。胎内。五位者一には歌羅羅二には阿浮曇三には閉戸四には健南五には波羅奢伽。



如^レ此胎外^ニ生じて人^ト成る是^ヲ衆生^トする也。決^{シテ}六^ニ云^ク頭^ノ圓^ハ象^シ天^ニ足^ハ方^ク象^シ地^ニ身^内空^種即^チ是^レ虛空^ニ。腹^ノ温^ハ法^ニ春^夏二^背剛^法三^秋冬^ニ。四^體ハ法^ニ四^時。大^節ノ十二^ハ法^ニ十二^月。小^節ノ三百六十^ハ法^ニ三百六十^日。鼻^ノ息^ノ出^入法^ニ。山^澤溪^谷ノ中^ノ風^ニ。口^ノ息^ノ出^入法^ニ。虛^空ノ中^ノ風^ニ。眼^ハ法^ニ日^月。開^閉法^ニ晝^夜。髮^ハ法^ニ星^辰。眉^ハ法^ニ北^斗。脈^ハ法^ニ江^河。骨^ハ法^ニ玉^石。肉^ハ法^ニ土^地。毛^ハ法^ニ叢^林。五^臟在^リ天^ニ。法^ニ五^星。在^リ地^ニ。法^ニ五^岳。身^ノ肉^ハ土^{。骨}ノ汗^ハ水^{。血}ハ火^{。皮}ハ風^{。筋}ハ木^{。人}ノ六^根ハ眼^ハ物^ノ色^{を見}耳^ハ物^ノ聲^をきく鼻^ハ物^ノ香^{をか}舌^ハ一切^ノ物^ノ味^{をし}る。身^ハ一切^ノ寒^熱纖^細にふれて苦^痛するなり。此^五根^ノ功^能ハ現^ニ目^{に見}ゆる間^{やす}し。第^六ノ意^ト云^フ物^ハ一切^ノ衆^生我^等ガ身^中に持^ナがら。都^テ不^レ知^レ之^也。我^心さへ不^レ知^レ不^レ見^況や人^ノ上^をや。當^座ノ人^知食^{れん}や。佛^も心^をば不^レ思^議と仰^せられたり況^や其^已下^をや。不^レ知^故ハ此^心ハ長^短方^圓ノ形^を離^れたり青^黃赤^白黑^ノ色^{にも}非^ず。言^語道^斷心^行所^滅ノ法^{なり}。行^住坐^臥語^默作^作因^緣表^白ノ喩^フべきに非^ず。繪^ニ書^作り出^すべき物^{にも}非^ず是^を習^學する物^{にも}非^ず。佛^{より}記^筋せられたることもし神^ノ託^宣に承^る事^もなし。親^師匠^ノ手^{より}讓^られたる事^もなし。夫^{より}ふり地^{より}

滯^{たる}物^{にも}非^ず。極^大不^思議^ノ物^也。かゝるくせもの(奇^異)なるを天台^妙樂^二聖^人ノ御^釋立^文ニ云^ク心^ハ如^シ幻^焰。但^有リ名^字一名^テ之^ヲ爲^ス心^ト。適^言言^ニ其^レ有^一不^レ見^ニ色^質。適^言言^ニ其^レ無^一復^起。慮^想。不^レ可^下以^ニ有^無。思^度。故^ニ名^テ心^ヲ爲^レ妙^ト。妙^心可^軌稱^之。爲^レ法^ト。心^法ハ非^レ因^ニ非^レ果^ニ能^ク如^ク理^ノ觀^即辨^フ因^果。一^是名^ニ蓮^華。由^ニ一^心成^レ觀^ヲ亦^轉教^ニ餘^心名^テ之^ヲ爲^ス經^ト矣。籤^ニ云^ク言^ハ有^一則^一念^都無^シ況^ヤ有^ニ十^界質^像也。言^ハ無^一則^一復^起。三^千慮^想。況^ヤ一^界念^慮耶。不^レ可^下以^ニ此^有無^ヲ思^フ。故^ニ則^一念^ノ心^中道^冷然^ト。故^ニ知^ス心^ハ是^レ妙^也。爰^ニ知^我等^ノ心^ハ法^華經^也。法^華經^ハ我^等ノ心^也。法^華經^をしらざるは即^チ我^カ身^をしらざる也。所謂^不知^身者^{。移}宅^に忘^ル妻^也。是^レ也。されば佛^にならざる者^{あり}後^世ノ爲^ニ法^華經^を忘^{れた}る者^是なり。故^ニ法^華經^を信^{せず}誘^る者^ハ背^キ諸^佛。背^キ諸^天。背^キ父^母。背^キ主^師。背^キ山^海。背^キ日^月。背^キ一^切ノ物^也。藥^王ノ十^喩可^シ見^合。玄^ニ云^ク眼^耳鼻^舌皆^是寂^靜ノ門^也。離^レ此^ヲ無^ニ別^ニ寂^靜ノ門^也。籤^ニ云^ク實^相常^住。知^シ天^之甘^露是^レ不^死之^樂。今^釋妙^法能^ク通^ニ實^相。故^ニ名^テ爲^レ門^ト矣。寂^靜ノ者^法華^經なり甘^露者^法華^經なり。止^ノ三^ニ云^ク如^來ノ無^礙智^慧。經^卷ハ具^ニ在^リ衆^生ノ身^中。顛^倒覆^テ之^ヲ不^レ信^不見^{。情}ヲ物^ノ心^を案^ずるに一切^ノ衆^生等^ノ六^根ハ悉

く法華經の體なりけりと。能能目をどち心をしづめてつくづく御得意候へ。心が法華經の體ならんには五根が法華の體にてある事は無疑也。心は王也五根は眷屬也。目に見耳に聞等の事は心がみせきかせするなり。五根の振舞は併ら心が計ひなり。物を見るも心が所作なれば眼も法華經也。耳に聞も心が計ひなれば耳即法華經也。餘根以て同之也。死ねば隨て五根も去る五根の當體は死ねども其形は不滅也。然れども心がなければいつか死人の物を見聞や。合譬ニ誘ニ法華一亦如是也。我等が心法華にてあるを而も誘ニ法華一心を失するは六根不具也。法華經の心を失して爾前經可立哉。誘ニ法華一不信にては爾前諸宗等の小乘權法等は心去たる死骸にてこそあらめ云云。今法華宗は法華經と云我等が心を捨ざれば死骸六根隨て不_ラ失。心即五根五根即心なれば心法成佛すれば色法共に成佛す。色心不二にして内外相具せり云云。釋ニ云_ク蓮華ノ八葉ハ表ニ彼八教ヲ蓮臺ノ唯一表ニ八歸一ニ。一ノ中之八八ノ中ノ一常ニ一常ニ八。唯タ_一唯タ_八成_レ一ト成_レ八ト無_レ前無_レ後。止ニ云_ク夫レ一心ニ具_ス十法界ヲ介爾_モ有_レ心即具_ス三千ヲ弘_ニ云_ク一身一念遍_ニ於法界一。義ニ云_ク三千と云も法界と云も法華經の異名也。經ニ云_ク閻浮提ノ内ニ廣_ク令_ニ流布_一閻浮提とは天地也父母也。又云_ク閻浮提ノ人ノ病之

良藥ト良藥は天地父母也。如_ク此我等衆生が身は併がら法華の體にて有を。全く法華經を佗國異朝の物と思ひ天地水火の様に餘處餘處に思_ヒ作_ス也。加様に目出たく貴き身を捨終て剩へ誘じて惡處に落んは淺緩口惜かるべきなり。されば信じて我身のいみじきやうは六ノ卷隨喜功德品にあり。誘じて我身の惡き様は八ノ卷普賢品にあり。普賢經ニ云_ク此大乘經典ノ諸佛ノ寶藏ニ十方三世ノ諸佛ノ眼目。出_ニ生_ス三世ノ諸ノ如來_一種_ノ持_ニ此經_一者_ハ即持_テ佛身_ヲ即行_ニ佛事_ニ云_ク。譬諭品ニ云_ク。若人_不信_セ毀_ニ謗_ニ此經_一則斷_ニ一切世間佛種_一。普賢經ニ云_ク。諸佛如來眞實ノ法_ノ子_ニ汝行_ニ大乘_一不_レ斷_ニ法種_一云云。

日蓮花押

〇三八 教

微下五五 卷四四七

妙法蓮華經。玄義一云、教相_ノ字_ノ爲_ニ三_一。一_ニ根性_ノ融不融_ノ相_一。二_ニ化道_ノ始終_一不始終_ノ相_一。三_ニ師弟_ノ遠近不遠近_ノ相_一。一_ニ根性_ノ融不融_ノ相_一。二_ニ云_ク列中三意_ノ者前之兩意_ノ約_ニ迹門_一後之一意_ノ約_ニ本門_一。又云_ク初_ノ根性_ノ中_ニ爲_ニ三_一初明_ニ八教_一以_テ辨_シ昔_ノ次明_ニ今經_一以_テ顯_シ妙_ノ玄_ノ一_ニ云_ク云何_ノ分別_一。如_シ日_ノ初_ニ出_テ先_ニ照_ス

高山名之頓教ノ相ト出ニ乳味ヲ相ナリ。次ニ照ニ幽谷ヲ此ハ如シニ藏ノ名ヲ漸教ノ相ト名ヲ酪味ノ相ト。次ニ照ニ平地ヲ此ハ如シニ淨名方等ノ猶是漸教生蘇味ノ相。復有義具ニ如シ大口。猶是漸教名ヲ熟蘇味ノ相ト。復有義日光普照ノ高下悉均平土圭測影不縮不盈。若低頭若小音若散亂若微善皆成ニ佛道ヲ。不令有三人獨得ニ滅度ヲ皆以。如來滅度ヲ而滅ニ度ス之ヲ。具ニ如シ今經ノ若約ニ法被ニ緣名漸圓教ト。若約ニ說ノ次第ニ醍醐味ノ相。又云ク若論ニ不定ヲ義則不然此乃顯露不定。又云ク祕密不定ハ其義不然。又云ク雖ニ復ニ甚多亦不出ニ漸頓不定祕密ヲ。又云ク今ノ法華ハ是顯露非ニ祕密ニ是漸頓非ニ漸漸ニ是合非ニ不合ニ。是醍醐非ニ四味ニ是定非ニ不定ニ。如此分別此經ト與ニ衆經ノ相一異也。籤ノ一云ク初ニ五味次ニ不定ニ祕密即八教也。五味ハ即漸頓故也。漸ノ中ニ開ス四ヲ并ニ不定等ノ一ヲ即爲レ入ト也。籤ノ一云ク若約法被緣名漸圓教ト者此文ノ語ハ略。具足應シ云ク鹿苑ノ漸後ニ會シ漸歸圓ニ故云。漸圓ト。人不見レ之便謂ニ法華ハ爲漸圓華嚴ハ爲頓圓。不知下華嚴ノ部中有別乃至般若ノ中ノ方便ノ二教ハ皆從ニ法華ノ一乘ノ開出ト故云。於一佛乘分別說ニ故疏云ク於一佛乘ニ開ニ出ニ帶ニ帶ニ帶ニ帶ニ今法華ノ部ハ無ニ彼ノ二三ニ故云ク無ニ亦無ニ。又上ニ結云ク華嚴ハ兼等此經ハ無ニ復兼但對帶ト此非難見如何固迷。

又今ノ文ノ諸義凡ソ一ノ科皆先約ニ四教ニ以テ判ニ麤妙ヲ則前ノ二ヲ爲レ麤後ノ一ヲ爲レ妙ト。次ニ約ニ五味ニ以テ判ニ麤妙ヲ則前ノ四味ヲ爲レ麤醍醐ヲ爲レ妙ト。全ク不レ推ニ求セ上下ノ文意ヲ直指ニ一語ヲ便謂ニ法華ハ劣ニ於華嚴ニ幾許ノ悞哉。又云ク初ノ文ハ者。爲レ對ニ祕密ニ。准此亦應シ云ク俱頓俱漸俱不定ト文ニ無キ者此亦略。既ニ云ク俱默俱說互ニ不相知名ト之ヲ爲レ密ト。何妨ニ俱頓互ニ不相知ト。又云ク不定ト與ニ祕密ト但有互知ト與ニ互不知ト。以テ辨ニ兩異ト。此中ノ顯露亦義通ニ餘ノ七ニ以テ祕不レ出此七ト故也。故前ノ文ニ云ク顯露漸頓及ヒ顯露不定ト故ニ七并ニ是顯露ノ意也。又云文ニ云ク今法華是顯露等ト者對ニ非ニ祕密ト故ニ云ク顯露ト。於ニ顯露ノ七カ中ニ通ニ養テ而言レ之ヲ并ニ非レ七也。別ト與テ而言レ之ヲ但非ニ前ノ六ト。何者七カ中ニ雖レ有ニ圓教ニ以テ兼帶ト故ニ是ト故ニ不レ同ト。此約レ部ニ說ク也。彼七カ中ノ圓ト與ニ法華ノ圓ト其體不レ別故ト但簡レ六ト。此約レ教ニ說ク也。次ニ言ク是漸頓非漸漸ト者具ニ如前判。今ノ法華經ハ是漸後之頓。謂ク開漸顯頓故云。漸頓ト非ニ法華ノ前ノ漸ノ中之漸ト。何ナレハ者前判ニ生熟ニ蘇ト同ク名テ爲レ漸ト。此二經ノ中ニ亦有ニ圓頓。今ノ法華ノ圓ト與ニ彼二經ノ圓頓ト不レ殊ト。但不同ト彼ノ方等ノ中ノ三般若ノ中ト。此之二三名ト漸ノ中ノ漸ト。法華ハ異レ彼ト故云。非漸漸ト耳。人不見レ之便謂下法華ヲ爲ニ漸頓華。

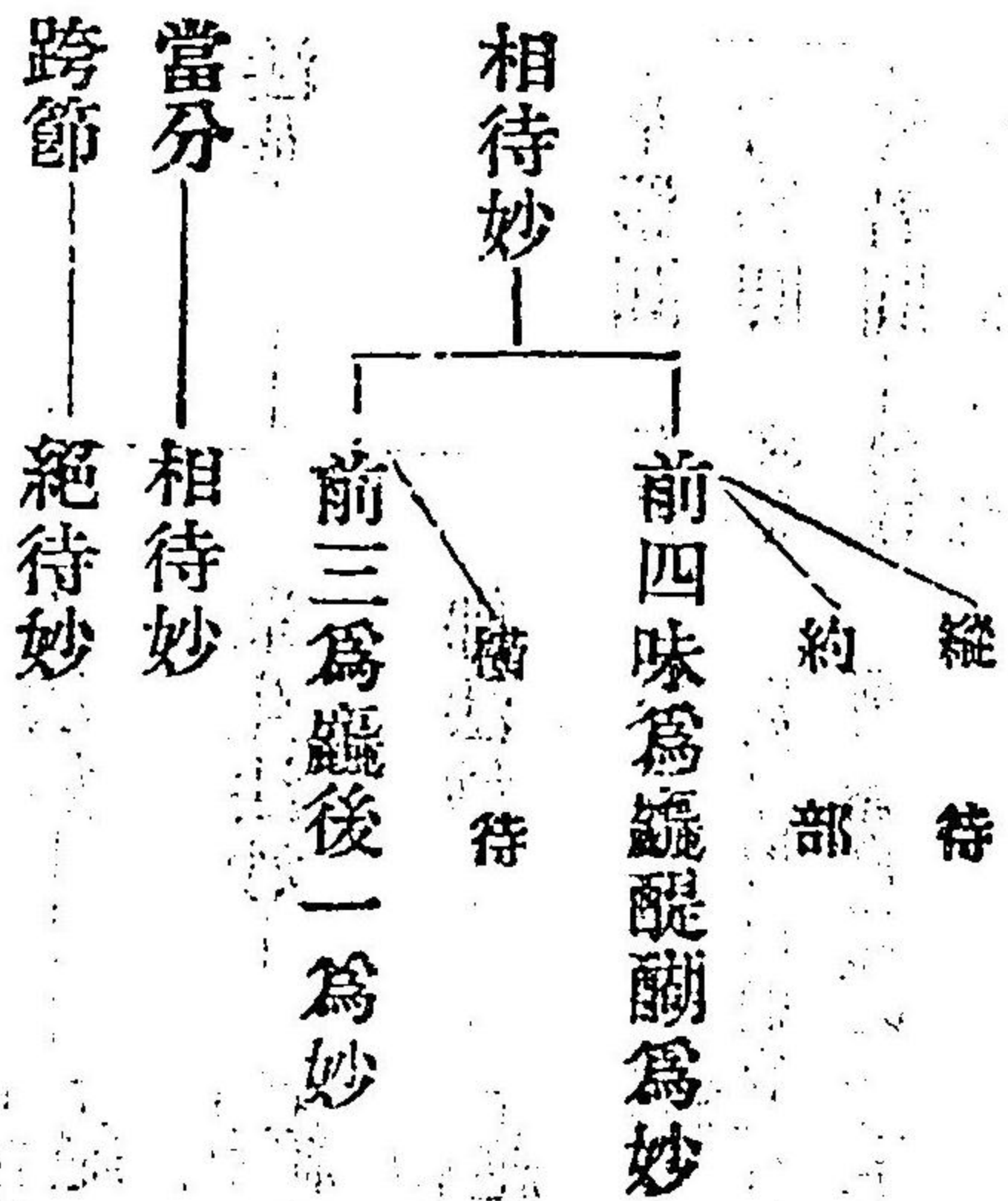
嚴ヲ為中頓頓ト忍カハ未可也。是合等ト者是開權之圓ナリ故ニ云ニ是合ト。不レ同ニ諸部ノ中ノ圓ニ故ニ云ニ非不合ト。合者只是會之別名ナリ。此レ即已ニ當下約ニ藏等ノ四ニ以テ簡中權實ト故ニ不レ復云是圓非ニ三ニ。既ニ知リ非ニ是法華之前ノ顯露ニ已ハ竟則可法華ハ俱ニ非ニ七ト教ニ。此レ即對ニ於ニ八教ニ簡テ也。

華嚴圓——相待妙——判顯妙
近顯圓妙

方等圓——相待妙——判顯妙
前三為顯後一為妙

般若圓——相待妙——判顯妙
前二為顯後一為妙

法華圓二妙——相待妙——判顯妙
前四味為顯醍醐為妙
——絕待妙——判顯妙
前三為顯後一為妙



籤ノ二ニ云ク當分ハ通シ於一代ニ於今辨成相待ヲ。跨節ハ唯在今經ニ妙意非適今也。玄ニ云ク此經ハ唯論ニ妙ヲ更ニ無シ非待非絕之文ニ此即初門ノ攝也。故ニ須テ二妙ヲ以テ妙ニ三法ヲ於諸味中雖有圓融ニ全ク無シ二妙。

華嚴經圓——相待妙——判顯妙
——衆生法妙——相待妙
——佛法妙——相待妙

方等

心法妙 — 相待妙
 衆生法妙 — 相待妙
 佛法妙 — 相待妙

般若

心法妙 — 相待妙
 衆生法妙 — 相待妙
 佛法妙 — 相待妙

法華

心法妙 — 相待妙
 衆生法妙 — 相待妙
 佛法妙 — 相待妙

華嚴圓一佛慧

籤ノニ云ク若相待ノ中展轉ノ明

方等圓一佛慧

レ妙ヲ前ノ顯猶存。今論ニ絶待ヲ絶ニ

般若圓一佛慧

前ノ諸顯ヲ無シ可ニ相待ス。

法華圓一佛慧

明會

玄ノニ云ク用テ是ノ兩妙ヲ妙ニ上ノ三法ヲ衆生之法ニ亦具ニ足テ是ノ二妙ヲ稱レ之ヲ爲レ
 妙ト。佛法心法ニ亦具ニ二妙ヲ稱レ之ヲ爲レ妙ト文。籤ノニ云ク二妙妙上三法ト者欲レ
 明下三ノ妙在ニ於法華ニ方ニ得上レ稱レ妙ト故ニ須ニ二妙ヲ以テ妙ニ三法ヲ故ニ諸味ノ中ニ
 雖有ニ圓融ニ全ク無ニ二妙ニ云。

三月十六日

日蓮花押

明治三十五年五月廿四日京都妙顯寺内大妙寺ニ於テ御眞蹟ヲ拜照ス正本紙數十六枚ナリ

(稻田海案校記)

高祖遺文錄卷之四

○三種教相

文句ノ九ニ云ク隨佗意ノ語ハ是說ニ佗身ヲ。隨自意之語ハ是說ニ己身ヲ文。方便譬諭等ノ五品ノ意也。以テ寂滅道場ヲ爲ス元始ト。

第一根性ノ融不融 華嚴阿含方等般若法華各有ニ得道一 不レ論ニ種熟脫ヲ

迹門 初後佛慧圓頓義齊等ノ釋。此妙彼妙妙義無シ殊等ノ釋ハ爾前得道也。

籤ノ十ニ八ニ云ク當レ知法華ハ約レ部ニ則尙破シ華嚴般若ヲ。約レ教ニ則尙破ニ別教ノ後心ヲ。

玄ノ一ニ云ク第二教ノ餘教ハ當機ニ益レ物ヲ不レ說カカ來施化之意ヲ文。籤ノ一ニ云ク雖レ寄ニ漸及レ不定ニ不レ下以テ餘教ヲ爲ス上レ種ト文。三ノ卷化城論品ノ意也。以テ大通ヲ爲ス元始ト不レ下以テ餘教ヲ爲ス上レ種ト。

第二化道ノ始終不始終 不レ許ニ爾前ノ得道ヲ也 論ニ種熟脫ヲ 迹門

種ハ大通熟ハ中間今日ノ四味脫ハ法華。壽量品ノ意也五百塵點以テ久遠ヲ爲ス元始ト也。世世番番ノ成道也。

第三師弟ノ遠近不遠近 論ニ種熟脫ヲ 本門 種ハ久遠熟ハ中間大通今日ノ

四味脫ハ法華也。玄ノ十ニ云ク若弘ニ餘經ヲ不レ明ニ教相ヲ於テ義ニ無レ傷ト。若弘ニ法華ヲ不レ明ニ教

相ヲ者文義有レ闕文。籤ノ三ニ云ク若依レ法華ニ凡消ニ一義ヲ皆混ニ一代ヲ窟ニ其始末ヲ文。玄ノ一ニ云ク教相ニ爲ス二ト一根性ノ融不融ノ相ニ化道ノ始終不始終ノ相

三師弟ノ遠近不遠近ノ相。教ト者聖人被レ下ニ之言相ト者分ニ別同異ヲ也。聲聞ノ聖人ニ緣覺ノ聖人ニ菩薩ノ聖人ニ四佛果ノ聖人。前ノ三人ノ聖人ハ分證ノ聖人

後ノ一ハ極果ノ聖人。籤ノ一ニ云ク前之兩意ハ約シ迹門ニ後之一意ハ約シ本門ト。

以テ寂滅道場ヲ爲ス元始ト也

第一根性ノ融不融ノ相

不レ論ニ種熟脫ヲ

華嚴阿含方等般若法華

各有ニ得道一

籤ノ一ニ云ク初ノ根性ノ中ニ爲レ一ト。初明ニ入教ヲ以辨シ昔ヲ。次明ニ今經ヲ以顯シ妙ヲ文。弘ノ三ニ云ク此文既ニ依レ法華ノ經ノ意ニ而釋名等大槩準レ彼ノ相待ハ是

三種教相 (遺四ノ二)

百四十五

(續上ノ二)

鑑 開鑑 一 文。

華嚴ノ圓

別ハ圓ハ妙
相待妙。判顯妙

方等ノ圓

前三爲顯後一爲妙
相待妙。判顯妙

般若ノ圓

前二爲顯後一爲妙
相待妙。判顯妙

法華ノ圓

相待妙。判顯妙
約教。前三爲顯後一爲妙
約部。四味爲顯後一爲妙

相待妙

約部。前三爲顯
約部。前四味爲顯
相待。後一爲妙
醒醐爲妙

籤ノ六ニ云ク

唐本ハ七。正直捨方便ハ相
待之意ニ文。籤ノ一ニ本五云ク又今文ノ諸義ハ凡一一科皆先約ニ四教ニ以判ニ顯妙ヲ

則前ノ三ヲ爲レ鑑ト後ノ一ヲ爲レ妙ト。

次ニ約ニ五味ニ以判ニ顯妙ヲ則前ノ四味ヲ爲レ鑑ト

醍醐ヲ爲レ妙ト。全ク不レ推ニ求ニ上下ノ文意ヲ直ニ指シ一語ヲ便謂ニ法華ハ劣ニ於華嚴ニ

幾許ノ誤哉幾許ノ誤哉。

當分ハ相待妙

待ニ煩惱ニ論ニ菩提ヲ。待ニ生死ニ論ニ
涅槃ヲ。相待ニ說ク故ニ名ク相待ト。

跨節ハ絕待妙

煩惱即菩提ナレハ也非ニ顯妙ニ。生死即涅槃ナレハ更ニ不ニ
相隔ニ。法ハ無相無名更ニ不可說ニ。故ニ名ク絕待一也。

玄ノ二ニ三ニ云ク此經ハ唯論ニ二妙ヲ更ニ無ニ非絕非待之文ニ文。籤ノ二ニ六ニ云ク當分ハ
通ニ於一代ニ於今便成ニ相待ヲ。跨節ハ唯在ニ今經ニ佛意ハ非ニ適レ今ニ也。又六ニ十
云ク若相待ノ中展轉ニ明レ妙ヲ前ノ鑑猶存。今論ニ絕待一絶ニ前ノ諸鑑ニ無レ可ニ辨
待。記ノ一ニ本四云ク具ニ如シ下文ニ先ニ約ニ相待ニ以判レ鑑ヲ次ニ約ニ絕待ニ以辨
妙ヲ文。

華嚴ノ圓

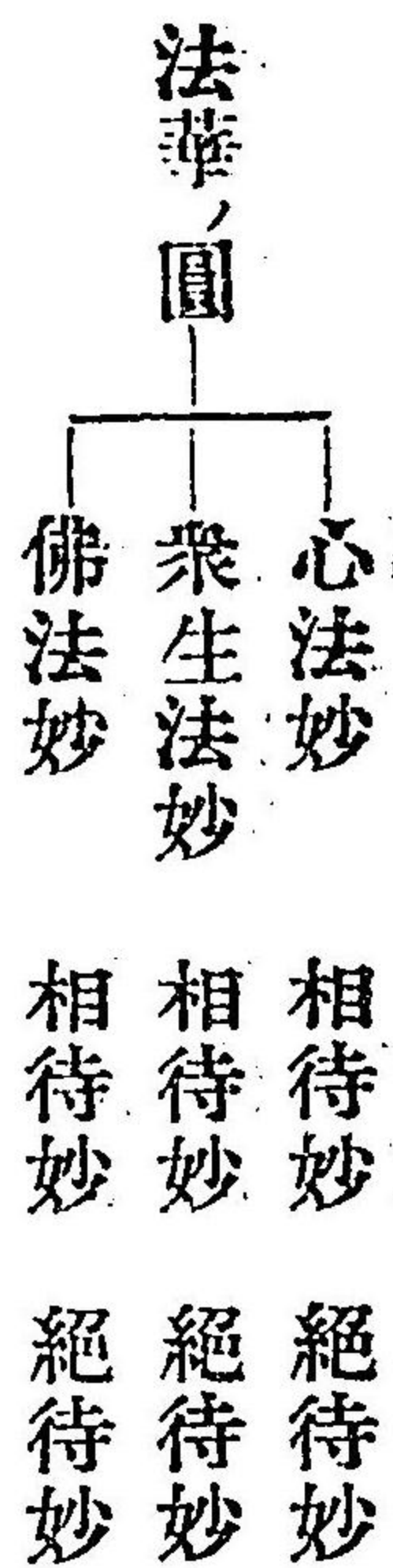
心法妙 相待妙
衆生法妙 相待妙
佛法妙 相待妙

方等ノ圓

心法妙 相待妙
衆生法妙 相待妙
佛法妙 相待妙

般若ノ圓

心法妙 相待妙
衆生法妙 相待妙
佛法妙 相待妙



玄ノ二ニ三ニ云ク用テ是兩妙ヲ妙ニ上ノ三法ヲ。衆生之法ニ亦具スニ妙ヲ稱シ之ヲ爲レ妙ト。佛法心法ニ亦具スニ妙ヲ稱シ之ヲ爲レ妙ト文。籤ノ二ニ六ニ云ク二妙妙上ニ三法ト者欲レ明下ニ二ノ妙在テ於法華ニ方得上ニ稱レ妙ト故ニ須テ二妙ヲ以妙ニ三法ヲ。故ニ諸味ノ中ニ雖有ニ圓融ニ全ク無ニ二妙ニ文。

華嚴圓佛慧 方等圓佛慧 般若圓佛慧 法華圓佛慧

記ノ一ニ本ニ云ク圓實不レ異但未タ開顯ニ初心之人謂ニ圓隔ニ偏ヲ文。籤ノ一ニ本ニ云ク故ニ舉ニ始終ヲ意在ニ佛慧ニ文。玄ノ二ニ三ニ云ク此妙彼妙妙義無レ殊。但シ以下帶ニ方便ヲ不レ帶中方便ヲ爲レ異ト耳文。玄ノ十ニ四ニ云ク初後ノ佛慧圓頓義齊シ文。文句ノ五ニ三ニ云ク如レ今ノ如レ始ノ如レ始ノ如レ今ノ無クニ無レ異文。籤ノ一ニ本ニ云ク佛ノ本意在レ大ニ故ニ遂テ本ヲ居レ初ニ文。弘ノ五ニ上ニ八ニ云ク惑者未レ見尙指ニ華嚴ヲ。唯知ニ華嚴圓頓之名ヲ而昧シ彼部ノ兼帶之說ニ。全ク失ヒ法華絕待之意ヲ眩ニ挫ス妙教獨顯之能ヲ。

驗ニ迹本ニ一文ヲ檢ニ五時之說ヲ圓極不レ謬ヲ何ソ須レ致レ疑テ文

爾前ノ圓 一ニハ爾前ノ圓ハ法華ノ圓ト同シ 二ニハ爾前ノ圓ハ攝ス別教ニ

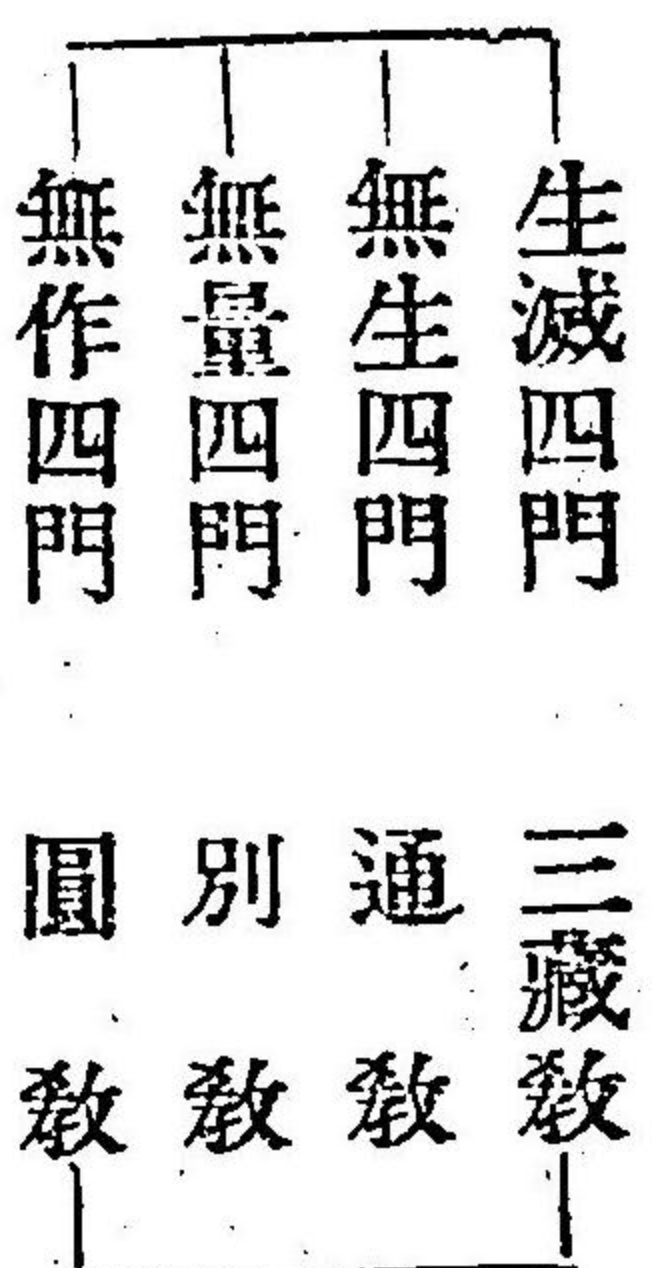
法華ノ圓 三ニハ爾前ノ圓ハ同ニ法華ノ相待妙ニ 四ニハ爾前迹門ノ圓ハ對セハ本門ノ圓ニ攝ス別教ニ

記ノ一ニ本ニ云ク圓實不レ異但未タ開顯ニ初心之人謂ニ圓隔ニ偏ヲ。須レ聞ニ開顯ノ諸法實相ヲ。若レ已ニ入レ實ニ但論ニ增進ヲ。權人ノ至レ此ニ一向ニ須レ開ス文。籤ノ二ニ六ニ云ク若レ祇但判ニ四教ノ中ノ圓ヲ名シ之ヲ爲レ妙ト。諸經ニ皆有ニ如是圓ノ義何ソ不レ稱レ妙ト。故ニ須レ復更ニ約シ部ニ約シ味ニ方ニ顯ス今經ノ教圓部圓ヲ。是故ニ判ノ中ニ又分テ爲レ二ト。先ニ約ニ四教ニ判シ次ニ約ニ五味ニ判シ。若不レ約セ教ニ則レ不知ニ教ノ妙ヲ若シ不レ約シ味ニ則レ不知ニ部ノ妙ヲ文。玄ノ二ニ三ニ云ク當レ知ル勝鬘ノ所說ハ說テ於次第ヲ從レ淺至レ深ニ歷別ン未タ融セ。乃是無量ノ四諦ノ中之無作。非ニ是發心畢竟ニ二不別之無作ニ云云。籤ノ三ニ三ニ云ク此ハ是別教ノ教道之說非ニ初發心畢竟不別ニ文。

別教四教

- 十住ハ入空位。生滅三藏教 無生通教
- 十行ハ出假位。無量別教
- 十回向ハ修中位。無作圓教

「十地、證中位。但中無作圓教」



四四十六門也

第二化道、始終不始終、相以三大通爲三元始一

論三種熟脫中間。靈山ノ初住

玄ノ一ニ云ク以ニ大通ヲ爲レ種ト以ニ中間乃至今日之四味ヲ爲レ熟ト。以ニ今日第五時法華ヲ爲レ脫ト文。玄ノ一ニ云ク又異者餘教ハ當機ニ益レ物ヲ不レ説ニ如來施化之意ヲ。此經ハ明下佛設レ教ヲ元始巧爲ニ衆生ノ作ニ頓漸不定顯密ノ種子ヲ。中間ニ以テ頓漸五味ヲ調伏シ長養シ而成ニ熟シ之ヲ。又以ニ頓漸五味ヲ而度中脫スルコト之ヲ。竝ニ脫シ竝ニ熟シ竝ニ種ニ番番不レ息大勢威猛三世ニ益レ物ヲ。具ニ如シ信解品ノ中ニ説カ與ニ餘經ニ異也ト。籤九紙ニ云ク次ニ此經ノ下ハ正ク明ニ今經ノ意一且ク指シ迹中ノ大通ヲ爲レ首ト。雖レ寄ニ漸及ヒ不定ニ不レ下ニ餘教ヲ爲レ種ト故ニ云ニ巧爲ト。結緣已後退大ニ迷レ初ニ故ニ復更ニ於ニ七教之中ニ下ニ調停ノ種ヲ復云ニ巧爲ト。所以ニ中間ニ得レ受ニ七教ヲ長養調伏ト又云ク又以ノ下ハ明下今世ニ復以ニ七教ヲ調伏シ令至法華ニ得度上故ニ云ニ度脫ト

也。竝脫等ト者約ニ多人ニ説ク。於レ彼ニ是種於レ此ニ是熟互ニ説ク知。是故ニ云ニ竝及番番不息ト。此即結ニ初及以中間今日等ノ相ト。故ニ更ニ引ニ涌出一助ニ顯ニ迹ノ文ヲ故ニ云ニ大勢威猛等ト也。又十ニ云ク次ニ指シ信解ヲ者即信解ノ中ニ云ニ又以佗日於窓牖中ト。即指ニ法身地驗レ機ヲ久矣。故ニ此一語即兼ニ三世益物之相ヲ文。籤ノ一本四十四ニ云ク自ニ垂迹一已來受レ化ヲ者漸ク廣シ得レ久近ノ益ヲ者功在ニ法華ト。止ニ三ニ終云ク若シ不レ作ニ初業ニ知ニ常ニ三藏ノ歸戒羯磨悉ク不レ成就ト。若シ作ニ此釋ヲ於ニ大小兩經ニ義無ニ相違ト又八十ニ云ク遠ク尋ニ根本ニ三乘ノ初業不レ愚ニ於法ト。若シ取テ四念處ノ聞慧ヲ爲レ初ト者此初知ニ眞諦ノ常住ヲ文。弘ノ三下七ニ云ク初文ハ且ク標ニ久遠ノ初業ヲ故ニ云ニ根本ト莫レ不レ結ニ緣セ十六王子ト。且ク指シ迹ノ化ヲ故ニ曰ニ遠尋ト。若取テ下ハ近ク指シ此生ニ初聞ニ四諦滅理ノ眞常ヲ。又云ク今日ノ聲聞ノ具ニ禁戒ヲ者ハ良ニ由ニ久遠ノ初業ニ聞レ常ヲ。若昔不レ聞小尙不レ具況ヤ復大耶。若全ク未ニ曾テ聞ニ大乘ノ常ヲ既ニ無ニ小果ニ誰カ論ニ禁戒ノ具不具ヲ耶ト。又七十四ニ云ク言ニ羯磨不成ト者所謂久遠ニ必無レ大者ハ則令ニ小乘ノ乘法不レ成ト。以レ無レ本故ニ諸行不レ成ニ如樹ニ無レ根不レ成ニ華菓ト。時機未レ熟ニ權ニ立ニ小ノ名ト。汝等カ所行ハ是菩薩ノ道非ニ始テ得レ記ヲ方ニ名ニ大人ト。故ニ知無ニ心趣ニ於寶渚ニ化城之路一步

不_レ成_セ。豈_ニ能_ク入_レ城_ニ生_キ安穩ノ想ヲ。不_レ信_ニ常住_ノ一聲聞ノ禁戒皆不_ニ具足_セ。斯言有_レ徵_シ。此_ハ斥_ク都_テ未_レ發_セ大心_ノ者_ハ則_チ成_ス無_レ本_ノ。雖_ニ復_シ無_レ本_ノ據_リ受者_ノ心_ニ據_リ佛_ノ本懷_ノ已_ニ施_ス大化_ヲ。有_レ無_レ之意須_ニ審思_フ之文_〇。又_ニ云_ク四念_ノ初業不_レ違_ニ於_ニ小_ニ久遠_ノ初業不_レ違_ニ於_ニ大_ニ。籤_ノ十_ニ五_ニ云_ク迹門_以大通_ヲ爲_ニ元始_ト本門_以本因_ヲ爲_ニ元始_ト今日_ハ以_ニ初成_ヲ爲_ニ元始_ト。大通已後本成已來如_レ是_ノ中間節節_ノ施化皆以_ニ漸頓_ノ適_フ物_ノ機情_ニ。若_ハ大若_ハ小皆爲_レ取_ニ物_ノ機_ヲ而_モ與_レ法_ヲ差別_文。玄_ノ十_ニ四_ニ云_ク如_キ是_等意皆法身地_ニ寂而常照_ス。非_ニ始_テ道樹_ヲ逗_ス大_ニ逗_ス小_ニ。佛智照_レ機_ヲ其來久_シ矣_ト。籤_ノ十_ニ八_ニ云_ク言_ニ法身地等_ト者自_ニ本地_ノ真因初住_ニ已來_{。遠_ク鑒_ニ今日乃至未來_ノ大小_ノ衆機_ヲ。故_ニ云_ク本行菩薩道時所成壽命今猶未盡_ト。豈_ニ今日迹中_ノ草座木樹_ノ方_ニ鑒_ニ今日_ノ大小_ノ機_ヲ耶_文。又_ニ云_ク一代始成四十餘年豈_ニ能_ク令_レ彼世界塵數_ノ菩薩_{。萬億_ノ諸大聲聞便悟_ニ大道_ヲ現_ニ獲_ニ中無生_ヲ。色聲_ノ益略_ノ難_ニ稱_ニ紀_ニ。故_ニ知_ス今日_ノ逗會_ハ赴_ク昔_シ成熟_ノ機_ニ。況_ヤ若_ハ種若_ハ脫_ル非_ニ言_ノ可_レ盡_文。玄_ノ一_ニ四_ニ云_ク夫理_ハ絕_ニ偏圓_ノ寄_ニ圓珠_ニ而談_レ理_ヲ。極_ハ非_ニ遠近_ニ託_ニ寶所_ニ而論_レ極_ヲ。極會_シ圓冥_ノ事理俱_ニ寂_ニ文_{。籤_ノ一_ニ本_{十_ニ云_ク理絕等_ト者既_ニ開顯_シ已絕_ニ偏圓_ノ名_ヲ。爲_ニ形_ニ華嚴方等般若_ノ偏圓對_シ明_{。往_ニ結_ニ法華_ノ絕待_ノ之}}}}}

緣_ヲ今寄_ニ圓珠_ニ而談_ニ絕理_ヲ文_{。又云_ク法譬_ニ一周_ノ得益_ノ之徒_ハ莫_レ非_ニ往日結緣_ノ之輩_ニ文_。}

第三師弟_ノ遠近不遠近_ノ相

五百塵點

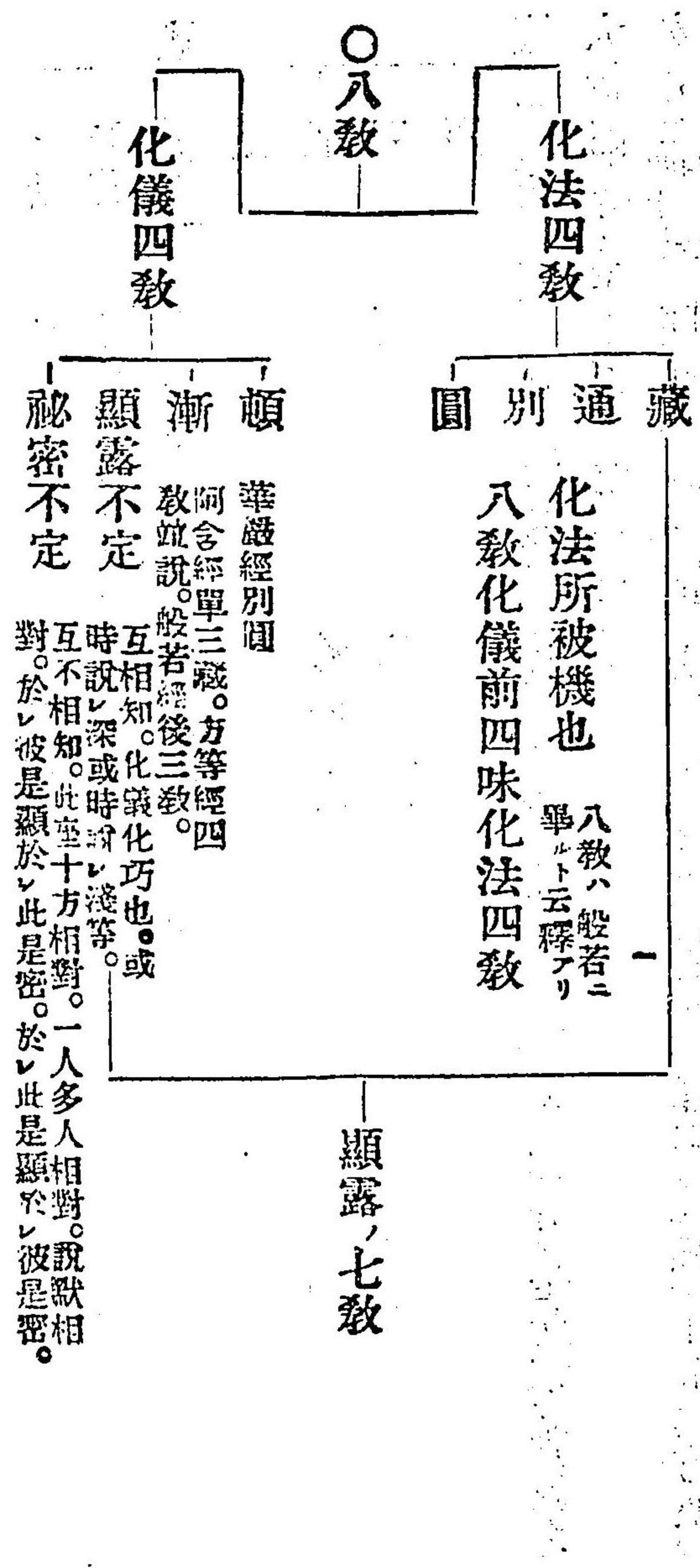
以_ニ久遠_ヲ爲_ニ元始_ト

論_ニ三種熟脫_ノ

番番_ノ成道也。籤_ノ一_ニ末_{十_ニ云_ク近_ク以_ニ迹門_ヲ尙得_レ爲_レ昔_ノ況_ヤ伽耶已_{前_文。玄_ノ二_ニ三_ニ十_ニ云_ク迹中_ノ大教既_ニ起_レ本地_ノ大教不_レ得_レ興_文。玄_ノ七_ニ三_ニ十_ニ云_ク執_ニ迹_ノ因_ニ爲_ニ本_ノ因_ト者_ハ如_レ不_レ識_ニ天月_ヲ但_レ觀_ニ池月_ヲ文_{。玄_ノ一_ニ九_ニ十_ニ云_ク又衆經咸_ク云_ク道樹師_ノ實智始_テ滿_シ起_テ道樹_ヲ始_テ施_中權智_上。今_ノ經明_下師_之權實在_ニ道樹_ノ前_ニ久_ニ已_ニ滿_上諸經明_下二_ニ乘_ノ弟子不_レ得_レ入_ニ實智_ニ亦不_レ能_レ施_ニ權智_ヲ。今_ノ經明_下弟子入_レ實_ニ甚久_ク亦先_レ解_{行_上權_ヲ。又衆經尙不_レ論_下道樹_{之前}師_之與_ニ弟子_ノ近_近權實_上況_ヤ復_レ遠_遠。今_ノ經明_ニ道樹_{之前}權實長遠_{。補處數_ニ世界_ヲ不_レ知_{況_ヤ其塵數_{。經_ニ云_ク昔所_レ未_ニ會_テ說_ニ今皆當_レ得_レ聞_ニ慇懃_ニ稱_ニ歎_ニ良_ニ有_ニ所以_ニ也_{。當_ニ知_ル此經_ハ異_ニ諸教_ニ也_{。籤_ノ一_ニ末_{十_ニ云_ク次_ニ今經_ノ下_ハ明_ニ今經_ノ一體_ノ權實_{久_久已_ニ滿_上迹_ノ中_ニ二千界墨點尙已_ニ爲_レ久_ト況_ヤ今_ノ本_ノ中_ノ五百億塵界故_ニ云_ク久_久一_{。又一節已_ニ久_シ況_ヤ節節相望_{故_ニ云_ク久_久一_{。又云_ク不_レ說_ニ道樹_{之前}一節兩節_ヲ故_ニ云_ク近_近。爾前_ノ一節兩節望_ニ今_ノ尙近_シ況_ヤ無_ニ中間_ノ遠_ノ中_ノ之_近}}}}}}}}}}}}}}

故云ニ近近ト。次ニ況ニ出ス今經ヲ。言ニ遠遠ト者只是久久。籤ノ二ニ三十四云ク聞法ヲ爲
 種ト發心ヲ爲芽ト。在レ賢ニ如ク熟ノ入ハ聖ニ如ク脫ノ文。弘ノ二ニ末九云ク運居テ像末ニ
 囑ニ此眞文ヲ自レ非ニ宿植ニ妙因ヲ誠ニ爲レ難レ遇ヒ。記ノ七ニ八十二云ク故ニ知ヌ末代ニ一
 時モ得レ聞聞テ而生信ヲ事須ク宿種ニ立ノ二ニ七十五云ク此經佛種ハ從レ縁ニ起ル是故ニ
 說ニ一乘ヲ。亦名ニ最實事ト豈ニ非レ妙ニ耶。前ノ二ハ是權ニ故ニ爲レ籤ト後ノ一ハ是實ニ
 故ニ爲レ妙ト。記ノ九ニ末九云ク末代未ニ曾テ發心セ亦聞ク況ヤ發心耶。問フ末代咸ク聞ク佛
 世ニ安簡フ。答フ佛世ハ當機ノ故ニ簡フ。末代ハ結縁ノ故ニ聞ク。記ノ一ニ本三云ク一時一說一
 念之中ニ三世九世種熟脫ノ三。籤ノ一ニ云ク自ニ重述ニ已來受ル化ヲ者漸ク廣シ。得ル久
 近ノ益一者功在ニ法華ニ文。弘ノ七ニ末六云ク過去ニ下レ種ヲ現在ニ重テ聞テ得レ成熟ノ
 益ヲ。未ニ曾テ下レ種ヲ現在ニ成レ種ヲ未來ニ方ニ益ス。故ニ三世ノ益皆因ニ法輪ト。弘ノ
 五ニ上云ク借使未レ悟可レ爲レ妙因ト。大論ニ九十三云ク一切ノ菩薩乃至初發心皆必
 定ス如ニ法華經ノ中ニ說カ。立ノ一ニ八云ク隨陀意語非ニ佛ノ本懷ニ故ニ言ニ不務速
 說ト也。今經ハ正直ニ捨テ不融ヲ但說ニ於融ヲ令ニ一座席同ニ道味ト。乃賜ヲ如來出
 世ノ本懷ヲ故ニ建ニ立ン此經ヲ名レテ之ヲ爲レ妙ト。籤ノ一ニ本二云ク自ニ法華ニ已前皆曰ニ隨
 陀ト。故ニ前教ノ中ニ雖ニ並ニ有レ融以ニ兼帶ヲ故ニ並ニ屬ス隨陀ト。未レ堪ニ開顯ニ名ク不

務速ト務ハ事ノ速也。唯至テ今經ニ開ニ諸ノ不融ヲ唯獨一ノ融ト。使ニ前ノ諸部同一ノ妙
 法ニ出世ノ意足。文。秀句ノ下ニ二十云ク當ニ知ル兼但對帶ノ隨陀意ノ經ハ未レ有ニ最照ニ文。
 立ノ六ニ十云ク本從テ此佛ニ初テ發シ道心ヲ亦從テ此佛ニ住ス不退地ニ文。記ノ九ニ本
 云ク初テ從テ此佛菩薩ニ結縁シ還テ於ニ此佛菩薩ニ成就ス文。



阿含 酪 三藏 隨自意
 方等 生 四教 約部大綱
 般若 熟 後三教

籤一ノ本五十五云ク前四味ヲ爲レレ醍醐ヲ爲レ妙ト。

圓別通藏

隨他意
 約教綱目

籤一ニ云ク前ノ三ヲ爲レレ麤ト後ノ一ヲ爲レ妙ト。記一ニ本五十五云ク頓等ハ是此宗ノ判教之

大綱。藏等ハ是一家釋義之綱目文。

玄ノ七ニ四十云ク餘經通論約理ニ大妙不殊而別帶ニ方便ヲ。此經ハ不帶ニ方便ヲ故ニ別稱ニ妙ト。小乘得テ入發迹顯本ス故ニ別稱ニ妙ト。玄ノ一ニ七十云ク若シ論ニ不定ヲ義則不然。雖ニ高山ニ頓說ニ不動ニ寂場ヲ而遊ニ化シ鹿苑ニ。雖レ轉ニ四諦ヲ生滅ヲ而モ不妨ニ不生不滅ヲ。雖レ爲ニ菩薩ノ說ニ佛境界ヲ而モ有ニ二乘ノ智斷ヲ。雖ニ五人證果ヲ不妨ニ八萬諸天獲ニ無生忍ヲ。當レ知即頓ニ而漸ニ漸ニ而頓ニ。大經ニ云ク或時

說深ヲ或時說淺ヲ。應レ開ス即遮シ應レ遮ス即開ス。一時一說一念之中ニ備有ニ不定ニ籤一ノ初ニ末ニ云ク初ノ文ハ者此ハ指ニ華嚴ヲ不動ニ離ニ而昇ニ而遊ニ者此ハ指ニ頓ヲ後漸ノ初ニ動ニ於頓ヲ而施ニ漸化ヲ。又云クニ雖轉四諦指ニ鹿苑ヲ此指ニ雖施ニ漸化ヲ而不レ起ニ於頓上此ニ一味ニ既ニ然ト。又云ク或時說深或時說淺等ヲ名ニ不定ヲ者以ニ由ニ彼此互ニ相知ニ故ナリ。若レ秘密ハ者即如ニ下文ノ。互ニ不ニ相知ニ是故ニ名ニ不定ヲ。不定ト與ニ秘密ニ並ニ皆不レ出ニ同聽異聞ヲ。又云ク一時等ト者從ニ廣ニ之ニ狹ニ時ハ謂ク五味之一亦是一部一會ナリ。說ハ謂ク一句一言。念ハ謂ク一刹那頃。玄ノ一ニ八ニ云ク秘密不定ハ其義不レ然ト。如來ハ於ニ法ニ得ニ最自在ヲ若ハ智若ハ機若ハ時若ハ處ニ三密四門無レ妨ケ無レ礙リ。此座說ニ頓ヲ十方說ニ漸ヲ說ニ不定ヲ頓ノ座不レ聞ニ十方ヲ方不レ聞ニ頓ノ座ヲ。或ハ十方說ニ頓ヲ說ニ不定ヲ此座說ニ漸ヲ各各不ニ相知ニ聞ニ於ニ此ニ是顯ニ於ニ彼ニ是密ト。或ハ爲ニ一人ノ說ニ頓ヲ或ハ爲ニ多人ノ說ニ漸ヲ說ニ不定ヲ。或ハ爲ニ一人ノ說ニ漸ヲ爲ニ多人ノ說ニ頓ヲ各各不ニ相知ニ互ニ爲ニ顯密ヲ。又云ク今ノ法華ハ是顯密非ニ秘密ニ是漸頓非ニ漸漸ニ是合非ニ不合ニ是醍醐非ニ四味ニ是定非ニ不定ニ如此ニ分別ニ此經ト與ニ衆經ト相ニ異ト也。籤一ノ初ノ文ニ云ク今ノ法華ハ是顯密等ト者對ニ非ニ秘密ニ故ニ云ク顯露ト於ニ顯露ノ七カ中ニ通シ奪テ而言レ之ヲ並ニ非レ七也。別

與而言之。但非前六。何者七中。雖有圓教。以兼帶之。故不同。此約部說也。彼七中。圓與法華。圓其體不別。故但簡之。此約教說也。次言。是漸頓非漸漸者。具如前判。今法華經。是漸後之頓。謂開漸顯頓。故云。漸頓非法華前漸中之漸。何者前判。生熟二蘇。同名。為漸。此二經中。亦有圓頓。今法華圓與彼二經。圓頓不殊。但不同。彼方等中。三般若中。此之二三。名漸中。漸法華異。彼故云。非漸漸耳。人不見之。便謂法華為漸頓。華嚴為頓頓。恐未可也。是合等者。是開權之圓。故云。是合。不同。諸部中。圓故云。非不合。合者。只是會之別名。文。籤。一。紙。云。今家判。義味味之中。皆有不定。故不同。舊專指。二經。記。一。紙。云。五。云。比。竊讀。者。尚云。天台。唯藏等。四。一。何味哉。一。何味哉。是故。須知。消經。方軌。頓等。是此宗。判教之大綱。藏等。是一家釋義之綱目。若消諸教。但用藏等。其文稍通。若釋法華。無頓等。八。舉止失措。授決集。五。云。言。四。教。者。從。漸。中。出。本。非。大。綱。此。綱。目。也。須知。天台。以。三。教。為。大。綱。一。非。頓。非。漸。二。漸。初。亦。名。圓。矣。淨。名。廣。疏。云。圓。頓。漸。三。教。也。文。句。三。云。云。當。知。此。土。從。一。出。無。量。非。頓。

而頓非漸。而漸。其事已。竟。必。當。收。無。量。法。還。入。一。法。開。權。顯。實。息。化。歸。真。與。彼。土。同。也。記。三。云。云。言。從。一。出。無。量。者。始。從。華。嚴。至。般。若。來。皆。從。一。法。開。出。至。般。若。時。頓。漸。已。竟。而。人。不。知。法。華。出。頓。漸。外。請。觀。竟。字。法。華。但。是。收。無。量。以。歸。一。又。云。非。頓。而。頓。等。者。法。華。一。乘。非。頓。漸。攝。於。一。開。出。乃。頓。漸。生。是。故。今。云。非。頓。而。頓。非。漸。而。漸。準。此。可。知。註。釋。中。二。云。法。華。之。前。四。十。餘。年。四。時。所。說。四。教。八。教。結。成。已。竟。弘。九。初。華。嚴。是。頓。次。若。鹿。苑。下。是。漸。法。華。涅。槃。非。頓。漸。攝。但。是。會。漸。而。歸。於。頓。守。護。章。上。云。其。八。教。者。但。立。前。四。味。不。涉。第。五。時。法。華。涅。槃。攝。第。五。時。何。攝。八。教。耶。八。教。為。狹。五。味。為。廣。法。華。涅。槃。相。攝。八。教。有。兩。義。門。約。教。之。邊。小。分。相。攝。約。部。之。邊。都。不。相。攝。玄。十。紙。云。凡。此。諸。經。皆。是。逗。會。佗。意。令。佗。得。益。不。談。佛。意。意。趣。何。之。今。經。不。爾。結。是。法。門。綱。目。大。小。觀。法。十。力。無。畏。種。種。規。矩。皆。所。不。論。為。前。經。已。說。故。但。論。如。來。布。教。之。元。始。中。間。取。與。漸。頓。適。時。大。事。因。緣。究。竟。終。訖。設。教。之。綱。格。大。化。之。筌。蹄。止。一。云。界。內。隨。佗。意。故。為。拙。界。外。隨。自。意。故。為。巧。又。云。界。內。有。能。所。故。為。礙。界。外。無。能。

所二故ニ爲レ細ト文。玄ノ十ニ初云ク略ソ明レ教ヲ爲レ五ト一大意ニ出レ異ヲ三明レ難ヲ四去取シ五判レ教ヲ文。

本門
迹門
今日

以ニ本因ニ爲ニ元始ト
以ニ大通ニ爲ニ元始ト
以ニ初成ニ爲ニ元始ト

頓教
漸教
不定

佗宗義法界性論破所
初後佛慧圓頓義齊

三方便ト者文句ノ三ニ五十五云ク方者法也便者用也。法ニ有ニ方圓ニ用ニ有ニ差會。三權ハ是矩是方一實ハ是規是圓。若シ智詣ニ於矩ニ則善ク用ニ偏ノ法ヲ返ニ會ス衆生ニ。若シ智詣ニ於規ニ則善ク用ニ圓ノ法ヲ返ニ會ス衆生ニ。方便品ヲ釋有ニ三ノ方便ニ文句ノ三。四ニ釋。法用方便隨佗意ノ方便。體外ノ方便。佗經能通方便隨佗意ノ方便。體外ノ方便。佗經祕妙方便隨自ノ方便。法華ノ方便亦云ク體内ノ方便ト。籤ノ十ニ五云ク雖ニ諸部ノ中ニ有レ權有レ實而並ニ不明ニ權實本迹被物ニ之意ヲ故ニ非ニ大綱ニ。故ニ說ニ法華一唯存ニ大綱ヲ不ト事ニ綱目ヲ。又六云ク云下始

從ニ華嚴一至ニ般若若ニ來ハ皆不トト說ニ於設教之意ヲ。唯至ニ法華ニ說ニ前教ノ意ヲ顯ニ今教ノ意ヲ。玄ノ十三紙云ク當ニ知此經ハ唯論ニ如來設教ノ大綱ヲ不ト委ニ細綱目ト。止ニ五ニ云ク一目之羅ハ不能得レ鳥ヲ得レ鳥者羅之一目耳。衆生ノ心行各各不同或ハ多人同一ノ心行或ハ一人多種ノ心行。如レ爲ニ一人ノ衆多亦然。如レ爲ニ多人ノ一人亦然。須ク廣ク施ニ法網ノ目ヲ捕中フ心行之鳥耳。弘ノ五ニ中八云ク一目ノ下ハ舉レ譬也。爲レ逗ニ多人或ハ一人ノ初後ニ故ニ須ク廣ク設ク。若隨テ其得レ入則不レ須レ多ヲ故ニ云ニ得鳥羅之一目ト。言ニ一目ト者乃據ル最後入法之言ニ。一生ニ行レ之ヲ豈唯一目ト。是故ニ或ハ一人ニ用レ多ヲ或ハ多人ニ用レ一ヲ況一人ノ始末非ニ一可レ辨フ故ニ下ニ合云ニ如爲衆多一人亦爾ト。維ト者爾雅ニ云ク鳥ノ罟ヲ曰レ羅ト兔ノ罟ヲ曰レ罟ト亦名ト曰レ罟ト衆生ノ下ハ合ス捕ト者陸獵也逐也。智證ノ釋ニ曰ク不レ備ニ千目ヲ奚ソ得ニ一魚ヲ非レ尋ニ諸宗ヲ遊。知ニ真味ヲ文。玄ノ六ニ八十九云ク若相似ノ益ハ隔レ生ヲ不レ忘レ名字觀行ノ益ハ隔レ生ヲ則忘ル或有不レ忘レ忘者ハ若値ニ知識ニ宿善還テ生ス若値ニ惡友ニ則失ニ本心ヲ文。涅槃經二十二ニ云ク於ニ惡象等ニ心ニ無シ恐怖ニ文。涅槃經十二ニ云ク唯一人文。守護章中之上九紙云ク都テ不ニ正義一切ノ學人文。此等ノ文ハ爾前今經實不實高下淺深本迹大事ノ證據也。玄ノ十四云ク已今當說最爲難信難解。前ノ經ハ是已

說隨他意彼不明此意故易信易解。無量義是今說亦是隨他意亦易信。易解。涅槃是當說先已聞故亦易信易解。將說此教疑請重疊具。如迹本二文。受請說時只是說於教意。教意是佛意佛意即是佛智。佛智至深是故三止四請。如此艱難比於餘經餘經則易。籤十云。此法華經開權顯實開迹顯本如斯兩意永異餘經。請倍疑多復異諸教。故迹門三止四請本門四請三誠文。爾前法華對判也。文句八云。今初言已者。大品已上漸頓諸說也。今者同一座席謂無量義經也。當者謂涅槃也。大品等漸頓皆帶方便取信為易。今無量義一生無量無量未還。是亦易信。今法華論法一切差別融通歸一法論人則師弟本迹俱皆久遠。二門悉與昔反難信難解。當錄難事法華已說涅槃在後則易可信。記八云。當錄者法華在前如大陳難破涅槃在後如餘黨不難。初當先錄斯為不易。玄十云。已今當說最為難信難解。前經是已說隨他意彼不明此意故易信易解。比於餘經即易等。秀句八云。當知已說四時經今說無量義經當說涅槃經易信易解隨他意故。此法華經最為難信難解隨自意故。隨自意說勝於隨他意。但無量義隨他意者指未合一邊不同餘部隨他意也。文句九云。信受邪師之法名為飲毒。文弘九云。法華已前猶是外道弟子文。諸論教道不見此實。玄三三云。法華總括衆經而專極於此。佛出世之本意諸教法之指歸。人不見此理謂是因緣事相輕慢不止舌爛口中。籤三三云。已今當妙於茲固迷舌爛不止猶為華報謗法之罪苦流長劫。具如止觀第四逆流十心中說。籤十七云。收一代教法出法華文心辨諸教所以請有眼者委悉尋之。勿云法華漸圓不及華嚴頓極。當知法華約部則尚破華嚴般若約教則尚破別教後心。記六云。廢諸小玉唯立一主。是故法華名王中王。記一云。本地總別。超過諸說。迹中三一。功高三期。輔正三云。超過諸說者。則超於前十四品。二則超於一代教門。一一句並異諸經。故云。已今當說最為第一。論記云。居八教之頂。故云。最在其上。文句八云。從爾時佛復告下。第二歎所持法及弘經方法所持法。是自軌法弘經法。是軌他法。法妙故人貴人貴。故處尊處尊。故因圓因圓。故果極也。經難解難入。記六云。縱

有レテ經云^{トモ}諸經之王^{トモ}不^レ云^ニ已今當說最爲第一^{トモ}兼但對帶其義可^レ知^ク文。

一^ニ法妙^ニ法妙故^ニ爾時佛復告^リ至^リ沉滅度後^ニ

二^ニ人貴賤^ニ人貴故^ニ藥王當知^リ至^リ手摩其頭^ニ

三^ニ處尊卑^ニ處尊故^ニ藥王在處^{ヨリ}至^リ三菩提^ニ

四^ニ因圓^ニ因圓故^ニ藥王多有人^{ヨリ}至^リ菩薩之道^ニ

五^ニ果滿^ニ果滿也^ニ藥王其有衆生^{ヨリ}至^リ三菩提^ニ

文句ノ四^ニ云^ク二乘作佛^ハ始^リ自^レ今^ノ教^ニ記^ス四^ニ云^ク圓乘之外名^テ爲^ス外道^ト。立

世阿毗曇論^ニ云^ク從^テ閻浮提^ニ至^リ梵天^ニ量^ハ。譬^ハ如^シ九月十五日若人有^ニ一人^ニ

在^テ彼梵天^ニ放^テ百丈^ノ石^ヲ墜^テ向^テ下界^ニ中間無^レ礙^ニ。至^テ後^ノ歲九月十五日^ニ當^ル閻

浮提^ニ文。寶積經^ニ云^ク若以^テ四十里^ノ磐石^ヲ從^テ色究竟天^ニ下^ス。經^テ一萬八千二百

八十二年^ヲ致^シ到^リ此地^ニ文。文句ノ十^ニ云^ク福德^ノ人^ハ舌^至鼻^ニ三藏^ノ佛^ニ至^リ

髮際^ニ。今至^リ梵天^ニ出^テ過^シ凡聖之外^ニ極^ニ於淨天之頂^ニ相既^ニ殊^ニ常^ニ說彌可^レ信^ス

文。以^テ顯^ス圓經^ノ殊勝^ノ者也。經^ニ云^ク是諸^ノ如來第一^ニ之說於^ニ諸經^ノ中^ニ最在^リ其

上^ニ。藥王品^今經^ノ一代^ニ勝^ル舉^テ十喻^ヲ稱歎^ス。天台^ハ六喻^ヲ以^テ釋^シ妙樂^ハ十雙^ヲ以^テ

釋^シ傳教^ハ十勝^ヲ以^テ釋^ス。此中^ニ即身成佛^ハ今經^ニ限^ル見^ル。

一^ニ海^ハ川流江河^ノ中^ノ第一也

二^ニ須彌山^ハ土山黑山小大鐵圍十寶山^ノ中^ノ第一也

三^ニ月天子^ハ衆星^ノ中^ノ第一也

四^ニ日天子^ハ三光天子^ノ中^ノ第一也

五^ニ轉輪王^ハ小王^ノ中^ノ第一也

六^ニ帝釋^ハ三十三天^ノ王也

七^ニ梵王^ハ一切衆生^ノ父也

八^ニ五佛子四果支佛^ノ第一也

九^ニ菩薩^ハ三乘^ノ中^ノ第一也

十^ニ佛^ハ諸法^ノ王也

一^ニ海^ハ深大也

二^ニ山^ハ高中^ノ高

三^ニ月^ハ圓中^ノ圓

四^ニ日^ハ照中^ノ照

六喻

三種教相 (續四ノ一七)

五、梵王の自在の中、自在

六、佛の極中、極

立ノ一ニ云ク藥王品ニ舉テ十譬ヲ歎テ教ヲ今引ニ其六ヲ。大如^{ナル}海、高如^キ山、圓如^ナ月、照如^ス日、自在^{ナル}如^ク梵王ノ極^{ナル}如^ク佛ノ。海ハ是坎ノ徳ニ萬流歸故ニ同一鹹故^{ナル}。法華モ亦爾^モ佛ノ所ニ證得^シ一萬善同^ク歸^シ同^ク乘^ス佛乘^ニ。江河川流^ハ無^シ此大徳ニ餘經^モ亦爾^モ故^ニ法華最大也。由王^ハ最高^シ四寶^ノ所成故^ニ純^ラ諸天居故^ニ。法華^モ亦爾^モ在^テ四味^ノ教之頂^ニ離^レ四誹謗^ヲ開示悟入^ス。純^ラ一根一緣同一^ノ道味^ニ純^ラ是菩薩^ノ無^シ聲聞^ノ弟子^ノ故^ニ。月ハ能虧盈故^ニ漸^ク圓故^ニ。法華^モ亦爾^モ同體^ノ權實故^ニ會^ン漸^ク入^ル頤^ニ故^ニ。燈炬星月^ハ與^レ闇共^ニ住^ス譬^フ諸經^ノ存^ン二乘^ノ道果^ヲ與^レ小立^ス故^ニ。日ハ能破^ク闇^ヲ故^ニ法華^ハ破^ク化城^ヲ除^ク草菴^ヲ故^ニ。又日ハ映^ニ覆^ニ星月^ヲ令^レ不^レ現^セ故^ニ法華^ハ拂^ヒ迹^ヲ除^ク方便^ヲ故^ニ。籤^ニ一末^ニ云ク引^ニ藥王^ヲ中^ニ爲^レ二^ト初^ニ正^ク引^テ證^シ次^ニ引^テ諸^ノ下^ハ以^テ四^ヲ例^ス教^ニ。初^ノ文^ニ二^先引^テ次^ニ釋^ス。初^ニ又^ニ二^先總^テ舉^テ數^ヲ去^テ取^テ次^ニ列^ス。初^ノ文^者藥王品^ニ佛爲^ニ宿王華^ノ說^ニ十喻^ヲ。今但引^テ六^ヲ者餘^ノ四^ヲ望^ニ六^ニ猶^成三分^ノ喻^ニ。是故^ニ合^シ四^ヲ在^ニ此六^ノ中^ニ。次^ニ月^ノ譬^者實^ハ如^ク盈^ル權^ハ如^ク虧^ル同體^ノ權實^ハ如^ク月輪^無缺^會漸^ク入^ル頤^ニ如^ク明相^漸圓^故。故^ニ知^ル前^ノ教相^ノ中^ニ

云ニ是漸頓ト者與ニ月ノ譬ニ意同シ。經ノ中ニ以^レ星^ヲ比^シ月天子^ニ雖^レ舉^ル天子^ヲ經^ニ合^シ既^ニ云^ニ此法華經最爲^ニ照明^ト。故^ニ今但取^リ圓^ヲ亦兼^テ以^テ明^ヲ爲^レ譬^ト。次^ニ日ノ譬^ノ中^ニ復^ニ加^シ燈炬星月^ヲ。今合^シ日ノ譬^ニ中^ニ但云^ニ破^ク化城^ト但取^リ日ノ明能^ク映^ニ諸明^ノ故^ニ耳。若更^ニ合^シ者亦^レ可^ク以^テ燈等^ノ四^ヲ譬^中一^ヲ乘^及通^別ノ菩薩^ニ。竝^ニ與^ニ無^明其^ノ住^ル故^也。故^ニ次^ニ重^テ引^ク中略^ノ舉^テ星月^ヲ而除^ク方便^ヲ。故^ニ知^ル方便^ノ所^レ收^ル復^ス。廣^ク秀^ク句^ニ下^ニ云ク又云ク如^ク衆星^ノ之中^ニ月天子^最爲^ニ第一^ニ此法華經^モ亦復^如是^{。於}二^千萬^億種^ノ諸^ノ經^法ノ中^ニ最^ニ爲^ニ照明^ト。天台法華^云云ク月ハ能虧盈故^ニ月ハ漸^ク圓^故。法華^モ亦爾^モ同體^ノ權實^故。會^ン漸^ク入^ル頤^ニ故^ニ。燈炬星月ハ能與^レ闇共^ニ住^ス譬^フ諸經^ノ存^ン二^乘ノ道果^ヲ與^レ小^立立^ス。當^ニ知^ル兼^但對^帶隨^レ他^意經^ハ未^ダ有^ニ最^ニ照^ト。他宗^所依^フ經^ハ但^ニ有^ニ照^ト明^ノ徳^ニ無^シ有^ニ最^ニ明^ト。徳^ノ天台法華^宗ハ有^ニ最^ニ照^ト明^ノ徳^ニ照^ト無^シ餘^果已^ニ死^シ人^ヲ。不^レ滅^ク佛^種成^佛。故^ニ又云ク又^ニ如^ク日天子^ノ能^ク除^ク諸^ノ闇^ヲ此^ノ經^モ亦復^如是^{。能}破^ク一^切不^善之^闇。當^ニ知^ル他宗^所依^フ經^ハ被^レ闇^ノ之^義未^ダ圓^滿。故^ニ日^ノ照^ク高^山未^ダ照^ク幽^谷。雖^レ照^ク幽^谷未^ダ照^ク平地^{。天}台法華^宗ハ已^ニ照^ク平地^ヲ由^テ谷^俱照^ス。故^ニ能^ク破^ク不^善ノ闇^ヲ深^ク有^レ以^テ也^{。又}三^ニ云ク當^ニ知^ル他宗^所依^フ經^ハ未^ダ最^ニ爲^ニ第一^ニ其^ノ能^ク持^テ經^ヲ者^モ亦未^ダ第一^ニ。天台

法華宗所持ノ法華經ハ最爲第一故ニ。能持ニ法華ヲ者モ亦衆生ノ中ニ第一。已ニ據ニ佛說ニ豈ニ自歎哉ナラシ。籤第一ニ末十云ク若シ盡ク消レ經ヲ者應下以ニ土等ノ四山ヲ如ク四味ノ須彌ハ在テ十山之内ニ而モ最高如佛界ノ在テ十界之内ニ而最勝上。秀句下十四云ク淺ハ易ク深ハ難釋迦ノ所判。又十云ク尋レテ經ヲ定レ宗ヲ。又四云ク譯ニ法華ヲ三藏ト。又云ク依レ法ニ不レ依レ人ニ依レ義ニ不レ依レ語ニ文。

疏記四十雙

- 一雙 與二乘近記 開如來遠本
- 二雙 隨喜歎第五十人 聞益至一生補處
- 三雙 釋迦指三逆調達爲本師 文殊以八歲龍女爲所化
- 四雙 凡聞一句成與授記 守護經名功不可量
- 五雙 若聞讀誦不老不死 若聞讀誦不現相
- 六雙 四安樂行現破七輪 四安樂行現破七輪
- 七雙 有供養者福過十號 況已今當一代所絕
- 八雙 歎其教法十喻稱揚 從其教法十喻稱揚
- 九雙 東方蓮華龍尊王未知相本 東方蓮華龍尊王未知相本
- 十雙 迹化舉三千塵點 本成喻五百微塵

記ノ四ニ云ク今依レ義ニ附レ文ニ略有二十雙以辨ニ異相ヲ。與ニ二乘ニ近記ヲ開ク如來ノ遠本ヲ。隨喜歎第五十ノ人ヲ聞益ハ至ルニ一生補處ニ。釋迦ハ指ニ三逆ノ調達ヲ爲シ本師ヲ文殊ハ以テ八歲ノ龍女ヲ爲ス所化ト。凡聞ニ一句ヲ成與ニ授ス記ヲ守護經名ノ功不レ可レ量ル。聞テ品ヲ受持永ク辭ニ女質ヲ若聞テ讀誦不レ老不レ死。五種法師ハ現ニ獲ニ相似テ四安樂行ハ夢ニ入ニ銅輪ニ。若惱亂者ハ頭破ニ七分ニ有ニ供養ニ者ハ福過ニ十號ニ。況ヤ已今當ハ一代ニ所レ絶歎ニ其教法ヲ十喻稱揚ス。從レ地涌出阿逸多不レ識ニ一人ニ東方ノ蓮華ハ龍尊王未レ知ニ相本ヲ。況ヤ迹化舉ニ三千ノ塵點ヲ本成喻ニ五百ノ微塵ニ。本迹ノ事ヲ希諸教ニ不レ說文。秀句ノ中ニ下ニ云ク能化所化俱ニ無ニ歷劫ニ妙法經力即身成佛龍女即身成佛。同ク上ニ本云ク未顯已顯比レ肩ヲ。諍レ實ヲ三乘一乘訴レ權ヲ是非。現在ノ饑食者造テ僞章欺卷一誘レ法ヲ亦誘レ人ヲ。

- 一 佛說已顯真實勝
 - 二 佛說經名示義勝
 - 三 無問自說果分勝
 - 四 五佛道同歸一勝
 - 五 佛說諸經校量勝
- 弘仁十二